

人間科学

第26巻 第2号
2009年 3月

論文

- 現代ラテンアメリカにおける貧困とカトリック教会（1）
－ローマ教皇回勅の歴史的考察（1800－2008）－
..... 武田 和久 1
- 『リア王』におけるエドガーをめぐる考察
..... 真部多真記 15
- 第145回国会における国旗国歌法案審議の分析（3）
..... 岩田 温 31

研究ノート

- 幕末期における大宮郷校の武芸教育－砲術を中心として－
..... 佐藤 環 47
- 被害者支援と修復的司法：修復的司法に対する被害者の満足感を中心として
..... 富田 信穂 諸澤 英道 西村 春夫 千手 正治 53
- 買収と第三者割当増資
..... 文堂 弘之 61
- 育児知をめぐる親子関係
..... 水嶋 陽子 67
- 面接調査における調査拒否の理由
..... 篠原 清夫 73
- 小学校における英語教科化の可能性
..... 千葉 敦 井上 徹 渡邊真由美 井上 麻未
真部多真記 飯村 英樹 中垣恒太郎 園城寺信一 85
- 『写生を主としたる綴方新教授細案』にみられる駒村徳寿・五味義武の描写表現指導観
..... 渡邊 洋子 95
-

1. 常磐大学人間科学部紀要『人間科学』(HUMAN SCIENCE)は、年に一巻とし、2号に分けて発行する。
2. 本誌の寄稿資格者は、本学の専任教員および紀要編集委員会が認めた者とする。
3. 寄稿論文は学術論文として相応しい内容と形式を備えたものであり、かつ未発表のものでなければならない。
4. 本誌には論文、研究ノート、書評、学界展望などの欄を設ける。それらの内容は以下のとおりとする。
論文は理論的又は実証的な研究成果の発表をいう。
研究ノートとは研究途上にあり、研究の原案や方向性を示したものをいう。
書評は新たに発表された内外の著書・論文の紹介をいう。
学界展望は諸学界における研究動向の総合的概観をいう。
5. 原稿は所定の執筆要綱に従って作成し、紀要編集委員会に提出する。
6. 寄稿原稿は紀要編集委員会において検討し、必要な場合には、加筆、訂正、削除もしくは掲載見送りを要求することがある。
7. 一号につき一人が掲載できる論文など、原則として一編とする。
8. 初校の校正は執筆者が行う。
9. 執筆者に対して編集規程と執筆要綱を配布する。
10. 執筆者には本誌2冊と抜刷50部を贈呈し、それ以上は実費負担とする。
11. 必要に応じて、片方の号はテーマを決めて特集号とする。
12. 論文の体裁(紙質、見出し、活字など)は可能な限り統一する。
13. 紀要のサイズはB5とし、論文、研究ノート、書評、学界展望は二段組、その他は一段組で、いずれも横組とする。活字の大きさは論文、研究ノート、書評、学界展望、その他いずれも10ポイントとし、いずれも明朝体とする。
14. 上記以外の事項については、紀要編集委員会の決定に従うものとする。

1. 原稿は、手書きの場合は横書きで、A4版400字詰め原稿用紙で提出する。パソコン入力の場合にはテキストファイルのフロッピーと、横書き40字30行でA4版用紙に印刷されたものを提出する。
2. 原稿の長さは、論文は24000字(400字詰め原稿用紙換算60枚)、研究ノートは12000字(30枚)、書評は4000字(10枚)、学界展望は8000字(20枚)を基準とする。課題研究助成報告は(3.75枚)以内とする(ただし、研究計画年次終了分に関しては、論文又は研究ノートに準じたものとする)。そのほかのものについては紀要編集委員会で決定する。
3. 原稿はコピーをとり、オリジナルを紀要編集委員会に提出し、コピーは執筆者が保管する。
4. 原稿執筆にあたっては、以下の事項に従うこと。
 - (1) 原稿の1枚目には原稿の種別、題目、著者名および欧文の題目、ローマ字表記の著者名を書くこと。
 - (2) 論文には200語程度の欧文アブストラクトを付すこと。なお、アブストラクトとは別に欧文サマリーを必要とする場合は、A4版ダブルスペース3枚以内のサマリーを付すことができる。
 - (3) 書評には著者名、書名のほか出版社名、発行年、頁数を記載すること。
 - (4) 日本語以外で執筆された部分については、執筆者の責任においてネイティブチェックを行う。
 - (5) 数字は、原則として算用数字を使用する。
 - (6) 人名、数字、用語、注および(参考)文献の表記等は、執筆者の所属する学会などの慣行に従う。
 - (7) 図、表は一つにつきA4版の用紙1枚に描き、本文には描き入れない。なお、本文には必ずその挿入箇所を指定すること。
 - (8) 図表の番号は図1.、表1.、とする。そのタイトルは、図の場合は図の下に、表の場合は表の上に記載すること。
 - (9) 図表の補足説明、出典などはそれらの下に書くこと。

現代ラテンアメリカにおける貧困とカトリック教会 (1) —ローマ教皇回勅の歴史的考察 (1800-2008) —

武田 和久

Kazuhisa Takeda

Poverty and the Catholic Church in Latin America (1) : A Historical Study of the Papal Encyclicals (1800-2008)

The purpose of this article is to analyze the papal encyclicals from the year 1800 onwards that concern the economic travails of the poor. The Popes in the first half of the 19th century were eager to stress their legitimacy in order to defend their declining authority, which was waning owing to the effects of political, economic, and social changes in a period of industrial and scientific upheaval in Europe. In 1891 however, the proclamation of the encyclical *Rerum Novarum* by Pope Leo XIII served as a powerful motive to highlight poverty among the working classes. The Popes who followed were also stimulated by the spirit of *Rerum Novarum*, and opportunities in the Catholic Church to be actively involved in poverty issues increased.

The Second Vatican Council (1962-65) under the direction of Pope John XXIII and later Pope Paul VI made a great impact on the issue of the global poverty, and this new policy of the Catholic Church became a guide for churchmen to support activities in developing countries at the grassroots level. In particular, papal encyclicals based on the *Rerum Novarum* and the Second Vatican Council have backed various social activities by churchmen in contemporary Latin America.

はじめに

現代世界には経済・物質的な富を何の不自由もなく享受できる人がいる。しかしその一方で一日の食事にもこと欠くような飢餓に直面し命の危険に晒されている人がいる。国連開発計画 (United Nations Development Programme [UNDP]) によれば1990年代を通じて世界54ヶ国の平均所得が減少し、1300万人の子供が病死した。地球全体で8億人が満足な食事をとれず、10億人が1日1ドル以下での生活を余儀なくされている¹。

このような極度の貧困に苦しむ人々の多くが開発途上国と呼ばれるアジア、アフリカ、ラテンアメリカに存在していることは周知の事実である。彼らが直面する苛酷な現状を改善しようと様々な団体や組織が日々活動に取り組んでいる。活動の規模も国際レベルから草の根的な地元立脚方に至るまで多種多様である。

開発途上国において貧困の撲滅に取り組む団体や人々の中でも教会関係者の諸活動は注目に値する。詳細は本論で言及するが、1960年代以降、カトリック教会の頂点に立つローマ教皇の強い意向の下、教会関

係者が一丸となり開発途上国での活動を重視する方針が確定され、布教と並行して貧困問題への対策が本格的に始動した。これにより世界全体に対しての開発途上国のカトリック信者の割合が徐々に増し、1970年には5割以上、90年には6割を超えた²。

ローマ教皇が開発途上国での教会関係者の活動を重視したのは、欧米諸国の世俗化に伴う宗教への一般の関心の薄れに対する危機感の表れともみなせる³。しかしこれは、教会がおよそ2000年前の発足当初に掲げた「貧者と共に歩む」という原点に回帰したことの証左とも言える。いずれにしろ、教会関係者が1960年代以降に開発途上国の貧困問題に積極的に関与するようになったのは確かなことである。

教会関係者が開発途上国での活動の指針とみなしたものが歴代ローマ教皇が発してきた回勅⁴ (encyclical) である。彼らは回勅の一字一句に目を通し、その内容に沿うかたちで開発途上国での貧困対策に取り組んできた。換言すれば、地球規模の貧困問題を重くみる回勅が存在する故にこの問題に関わる教会関係者が存在するとも言える。つまり1960年代以降に開発途上国において教会関係者が貧困問題に積極的に関わり始めたのは、回勅がその解決を重要課題と位置づけたからに他ならない。

ローマ教皇が貧困に取り組むべき重要課題とみなしたのは1960年代のことだが、この方針はこの時期に突如として決まったわけではない。方針が確定するまでには多様な歴史的経緯があり、これを考慮せずに60年代の転換の意義を的確に理解することはできない。

本稿では、19世紀から現代までの歴代ローマ教皇が発した回勅の分析を通じて、カトリック教会が開発途上国での貧困問題を重視するに至った歴史的過程を概観し、実際に現場で貧困問題に取り組む教会関係者が活動の拠り所とする指針がどのように生じてきたのかを明らかにする。なお本稿の議論の中心はヨーロッパの状況に力点が置かれているが、これは筆者が別稿で論じるラテンアメリカにおける教会関係者の貧困問題への取り組みを明らかにするのに不可欠な予備知識である。本稿の論題が示す現代ラテンアメリカの状況の詳細については改めて論じることとする。

1. 保守と革新との間で

1-1. 時代の挑戦

およそ2000年の歴史を持つカトリック教会が終始一貫して地球規模の貧困問題に取り組む姿勢を貫いていたわけではない。特にキリスト教がローマ帝国の国教として認可されて以来(392年)、教会が政治的な事柄に関与する機会が多くなり、その権威は帝国の衰退以後もヨーロッパ諸王国の権力者たちの協力を得てさらに増していった。もちろん歴史的にみてローマ教皇ならびにカトリック教会の影響力が一時的に弱まる時期もあった。しかしその存在自体が脅かされることはなく、一般信徒とキリスト教との不可分の状態が長期間にわたり持続していた。

しかし18世紀以降、教会の存在意義そのものを危険に晒す事件や出来事が相次いだ。哲学者デカルトやベーコンの思想を受けて誕生した啓蒙思想は既存の宗教的な権威に疑いの目を向けるようになった。また18世紀後半のイギリスで起きた産業革命に端を発する急速な技術革新や自然科学の発展は、批判的な思考体系や科学的なものの見方が人々の間に徐々に浸透していく契機を生み出した。この結果、権威的な立場に立つ人間や組織が発する発言が従来通りの効力を発揮することが次第に難しくなり、伝統的秩序が脅かされるようになった⁵。

18世紀ヨーロッパで起きたこのような急変化に対して、教会は二つの態度をとった。一つは教会がそれまで説いてきた伝統的な教えや考え方や新たな批判的な思考との協調点を見出そうという歩み寄りの態度である。しかしこのような態度をとる教会関係者はごく一部にとどまり、多くは教会の外の人間が発する「危険な」批判やメッセージと全面的に対峙すべきとの姿勢を貫いた⁶。

実際に18世紀末から19世紀にかけての歴代教皇は対峙の姿勢を大々的に公にした。同時期はナポレオンの登場とこれが引き金となって勃発したヨーロッパ全土での戦争と混乱を鎮めて旧体制の復興を望む考えが聖俗両方の権力者たちの間で広く認知されており、保守的な動きが強まっていた。ピウス7世⁷ (1800-23) からグレゴリウス16世 (1831-46) までのいずれの教皇も、既存の社会秩序や権威、体制を揺るがしかねな

い思想や発言を強く敵視した⁸。そしてこの保守的傾向は19世紀中頃のピウス9世(1846-78)の登場により頂点に達する。

就任当初は相当数の政治犯に恩赦を与えるなどの寛容さを示していたピウス9世だったが、リソルジメント(イタリア統一運動)が次第に勢いを増し、やがて教皇領の喪失という事態が生じると、それまでの歴代教皇の誰よりも保守的な立場を鮮明にした。1864年12月8日、教皇は回勅『クアンタ・クーラ』(*Quanta Cura*)を発し、18世紀以降ヨーロッパ各地で顕著になる既存の権威や秩序を脅かす諸説を「誤謬」と断罪した⁹。同回勅の最後では「使徒の権威をもって私は、この回勅の中で述べた全部と一つ一つの誤った説を非難し、禁止し、排斥する。そしてすべてのカトリック信者がこれらの説を非難、禁止、排斥されたものと取扱うように望む」というピウス9世の「誤謬」に対する攻撃的な態度が明らかにされている¹⁰。

また回勅『クアンタ・クーラ』が出た同日には『シラプス』と呼ばれる誤謬表が公にされた。これはピウス9世以前の歴代教皇が各種書簡で言及した禁止事項の集大成であり、反教会的、反教権的とされた思想が80項目にわたり非難された。これら80項目の内容は次の10通りに分類できる¹¹。

1. 汎神論、自然主義、厳密な唯理主義への批判(1-7)
2. 半唯理主義への批判(8-14)
3. 宗教無差別主義と宗教寛容主義への批判(15-18)
4. 社会主義、共産主義、秘密結社、聖書結社、自由聖職者結社への批判(原文空欄)
5. 教会とその権利についての誤謬(19-38)
6. 国家自体、国家と教会との関係についての誤謬(39-55)
7. 自然道徳とキリスト教的道徳についての誤謬(56-64)
8. キリスト教的結婚についての誤謬(65-74)
9. 教皇の民事権についての誤謬(75-76)
10. 現代自由主義に関する誤謬(77-80)

1-2. 第一バチカン公会議の保守性

回勅や『シラプス』を通じて反教権的な思想や考えを退けようとしたピウス9世が次に取り組んだのが、18世紀末から19世紀にかけて大きく揺らいだ教会の

権威の回復である。そのためには公的な場における教皇自身の権威の再確認とこれを支える言説の確立が急がれた。こうした意図の下で開催されたのが第一バチカン公会議(1869-70)である。公会議は1869年12月から70年7月にかけて計4度にわたり開催された。およそ700名の司教が全世界からローマに集ったものの、参加者の大多数はヨーロッパ出身であり、イタリア人が約4割、フランス人が2割を占めていた。またプロテスタントなどカトリック以外の諸教会からの出席は皆無だった¹²。

1870年4月24日に開催された第3会議では「信仰と理性」について議論がなされた。採択文には信仰と理性の共存の可能性が示唆されつつも、教会の既存の教えや権威を脅かす思想に発展するおそれのある研究や学問は「神の教えと抵触する」として「特別の注意を払う」対象とみなされている。

信仰と理性が互いに相反するものでは有り得ないだけでなく、相互に助け合うものでもある。というのも、正しい理性が信仰の基礎を築き、そしてその光に照らされて、神に関する研究が進歩するからである。他方、信仰は理性を誤謬から解放し、それを守り、数多くの種類の知識を与えるからである。それゆえ、教会は人間の芸術や学問の進展を妨げるどころか、実際は、多くの面で助け、振興するのである。というのは、教会は、人間生活のこの源に由来する利益に、無知であることも軽視することもなく、むしろ、それらが諸学の王である神から流れ出るものであり、適切に使われるならば、神の恩恵の助けによって、神へと導くものであると認められるのである。また教会はこうした研究が、個々の学問分野における独自の原理と方法を用いることを禁止することもない。しかし、教会はこの当然の自由を認める一方で、そうした学問が神の教えと抵触することによって誤謬に侵されないように、あるいは、それにふさわしい領域を超えて信仰に属することを侵害し、混乱を生み出さないように、特別の注意を払うのである¹³。

続く1870年7月18日に開催された第4会議では、教皇の判断や発言、ならびにこれらに基づく教皇文書には一切の誤りは存在しないという不可謬性(infallibility)が明記され、カトリック教会の頂点に立つ教皇の絶対性が強く押し出されている。

すなわち、ローマ教皇が教皇座から宣言するとき、言い換えれば、全キリスト信者の牧者として教師として、その使徒伝来の至高の権威によって全教会が守るべき信仰と道徳に関する教義を決定するときには、教皇は聖ペトロに約束された神の助力によって、教会が信仰と道徳に関する教義を定めるときに享受するように神である救い主が望まれた不可謬性を所有する。したがって、ローマ教皇のそうした決定は、教会の同意によるものとしてではなく、それ自体として改正できないものである¹⁴。

危機に瀕する権威の回復を急ぐあまり自身の不可謬性を明言したピウス9世だったが、これは時代の流れを無視した過度に一方的な主張であり、この強引さが反発を引き起こしたことは想像に難くない。実際に教皇の不可謬性の議論に対しては多くの異論がヨーロッパ各国から噴出した。例えばドイツではビスマルクが強い異議を唱え、イタリアでは教皇に対する非難が以前にも増して高まった。言うなれば第一バチカン公会議とは、教会の権威の回復という公会議の開催前にピウス9世が掲げた目標を達成する場というよりも、「議論を呼ぶ場」となってしまったのである¹⁵。

1-3. 回勅『レールム・ノヴァルム』の革新性

権威の回復を急ぐあまり様々な物議を呼んだピウス9世の後を継いだのがレオ13世(1878-1903)である。彼も前任者が打ち出した方針を踏襲する意味で教会の権威を無視した議論や発言に異議を唱える回勅を教皇就任当初に発した¹⁶。従って確かにレオ13世にもピウス9世に類似する保守的な面が認められたわけだが、決定的に異なる点もあった。それは18世から19世紀にかけての急速な技術革新や科学の発展の悪影響を被ってきた社会的弱者、特に貧しい労働者の境遇に目を

向けたことである。レオ13世のこのような視線は1891年5月15日の回勅『レールム・ノヴァルム』(*Rerum Novarum*)として結実した。同回勅の冒頭には歴代教皇が有してきた教会の権威の揺らぎに対する不安というよりも、社会の急激な変化により拡大した貧富の差への深い懸念が表れている。

久しくまえから、各種の社会を風靡し、これにはげしい動揺を巻きおこしている革新熱は、遅かれ早かれ、政治の領域から、その隣の社会経済の領域にうつるにちがいない、と予想されていた。事実、産業は発達し、その方式は完全にあらためられた。使用者と労働者との関係は変化した。富は少数者の手中にながれこみ、おびたしい人々は、貧困におちいった¹⁷。

レオ13世は、相当数の人が貧困に陥った原因を、悠久の時の流れから生れてきた常識や前提をことごとく批判し打ちこわそうとする18世紀以降の時代の潮流、またこのような常識や前提から脱却して私利私欲に走る人々の貪欲さに帰した。

前世紀(18世紀)は、かような人々(貧しい人々)を保護していた以前の職業組合を打ちこわしたものの、これに代わるものを打ちたてることができなかった。法律も、公の制度も、あらゆる宗教的原則、あらゆる宗教的感情をのぞき去った。その結果、徐々に孤立無援となった労働者は、時がたつにつれて、残酷な主人、貪欲で無軌道な競争に、もてあそばれるようになった。そのうえ、あくことなき暴利がこの悪癖に加わった。教会は、いくたびとなくこれを罪したけれども、利欲に目がくらみ、貪欲あくなき人々は、形をかえてこれをむさぼったのである(中略)。産業と商業とが、一部の人々に掌握されて、少数の富者の独占物となり、その結果、無数のプロレタリアは、ほとんど隷属的なくびきを強制されるようになったのである¹⁸。

貧しい労働者の境遇を憂慮し、また彼らの悲しむべ

き状況を生み出した諸要因に強い批判の眼差しを向けた『レールム・ノヴァルム』は、後世の教皇たちに大きなインパクトを与えた。カトリック教会は従来のように自らの権威の回復のいたずらな強調は人々の反発を助長するだけだとようやく悟り、むしろ「人々と共に歩む」という古代ローマ時代の原始教会の活動理念への回帰を模索し始めたのである。実際にレオ13世の次のピウス10世(1903-14)とベネディクトゥス15世(1914-22)の時代は反教権的な言説の批判に終始せず、教会関係者の社会活動を奨励して貧しい人々の保護を訴えるなど、大きな特徴が認められた¹⁹。両教皇のこの態度が自らの権威の再確認と周囲への認知を徹底させようとする19世紀中頃までの傾向とは大きく異なるのは明らかであり、『レールム・ノヴァルム』の精神の反映ともみなせる。

『レールム・ノヴァルム』の精神の継承を公式文書で明確にしたのがピウス11世(1922-38)である。1931年5月15日、『レールム・ノヴァルム』の発布40周年を記念して回勅『クアドラゼジモ・アンノ』(Quadragesimo Anno)を出し、レオ13世が力説した貧しい労働者の権利や人権の保護を改めて説いた²⁰。

ピウス11世は、その他の回勅と異なる『レールム・ノヴァルム』の特徴を、「社会問題」を構成する諸問題の解決に必要な指針を表明した点にあるとした。ここでいう社会問題とは、「少数の富者が、現代(1931年頃)の発明によってきわめて豊富に提供されるほとんどすべての安楽を享受し、他方では、おびたしい労働者の群集が苦悩にみちた困苦に追い込まれ」という「経済の進化と産業のあらたな発展とのために」起きた著しい貧富の格差である²¹。またピウス11世は、『レールム・ノヴァルム』の中にある「教会は(中略)、貧しい階級の状態を改善するよう努力する」というレオ13世の発言を高く評価し²²、「偉大な社会経済に関する教え(回勅『レールム・ノヴァルム』)を、ある種のためらいに対して防護し、そのいくつかの点を敷衍したい」と明記したのである²³。

社会的弱者の擁護を強調するレオ13世の教えを継承する意思を明らかにしたピウス11世だったが、もちろん教会関係者のすべてがこれに同意したわけではなかった。『クアドラゼジモ・アンノ』の中では、

1891年当時『レールム・ノヴァルム』が「不信の念をもってむかえられ、つまずきとさえ見なされた」という事実が述べられており²⁴、むしろ従来通り教会の権威の回復を優先すべきという考えも依然として根強かったことが窺える。しかしピウス11世は、レオ13世が一部の反対を受けつつも始動した「改革の動き」を止めることはなかった。実際にレオ13世が社会的弱者の保護を推進したことで、教会関係者を中心に社会問題の改善に対する関心が高まりつつあったからである。『クアドラゼジモ・アンノ』では「司祭たちの指導のもとに、労働者、職人、農夫、その他あらゆる種類の勤労者を糾合する互惠と互助との新しい組織がいたるところに設けられ、日増しにその数をまわしていった」ことが指摘されている²⁵。社会問題への取り組みを通じて「権威的な教会」と「これに反発する人々」という対立構図が徐々に変化してきたことがわかる。

当初は「つまずきとさえみなされた」レオ13世の『レールム・ノヴァルム』の精神が廃れなかったことは、ピウス11世の職を引き継いだピウス12世(1939-58)が『レールム・ノヴァルム』の発布50周年を祝うラジオ放送を1941年6月1日に行ったことに表れている。また彼はいわゆる教会内の保守派にとって好ましくない一連の改革を実行に移した。例えば教会典礼の見直しや世界各地における現地人聖職者の養成と組織化を諸回勅の中で命じた²⁶。

以上のように、レオ13世以降の19世紀末から20世紀中頃にかけての歴代教皇たちが社会的弱者の悲惨な状況の改善や彼らの人権擁護を強調した点においては革新的とみなせる。しかし一連の発言には、上から下へと垂直的に命令や指令を出す伝統的な教会の態度が如実に表れていたことを指摘しておく必要がある。実際に一部の教会関係者が「つまずき」とみなした『レールム・ノヴァルム』を積極的に評価してその精神の継承を明確に打ち出したピウス11世だったが、共産主義に対しては伝統的な対決姿勢を少しも崩さなかった²⁷。またキリスト教史に精通するある研究者は、ピウス12世が「いわば万能博士として無数の演説、書簡、公開勅書を通じて、ほかの教会員はその教えを受け取り、従うだけでよいといった傾向を示した」と述べ²⁸、自身の考えや決定を半ば強制的かつ垂直的に

押し付けようとする考え、すなわちパターナリズム (Paternalism) の要素を同教皇の言動に見出している。

しかし 20 世紀中頃以降、このようなパターナリスティックな教皇の態度が一変した。一般の人々と同じ位置に立ち、彼らとの対話を通じて諸問題の解決を図ろうという方針の転換がカトリック教会の内部で起きた。対話と歩み寄りを重視することに教会の未来を託したヨハネス 23 世の登場である。

2. 革新の醸成

2-1. ヨハネス 23 世の登場

ヨハネス 23 世 (1958-63) が歴代教皇と決定的に異なる点は、彼がイタリア語のアジornamento (Aggiornamento) という言葉で示した教理や儀式を 20 世紀中頃という時代の精神に順応させる試みである。この試みには絶対的な自己主張や教条的な命令発信という権威主義的な要素はすっかり影をひそめ、むしろ相手との議論や話し合いを通じて新たな道や方向を共に模索していこうとする、従来とは異なる斬新的な発想の転換が認められる。事実ヨハネス 23 世は、歴代教皇が掲げた共産主義との全面的な対立姿勢を見直して対話路線を選択し、教会が世界全体の平和と発展に寄与すべきとの考えを打ち出した。これにより、従来ではヨーロッパの政治、経済、社会動向に対して向けられがちだった教会文書が、アジア、アフリカ、ラテンアメリカなどのヨーロッパ以外の地域の諸動向にしばしば言及されるようになり、教会関係者の活動の場と内容も大きく拡大・多様化した。

アジornamentoの精神の下で開発途上国の現状改善を優先するヨハネス 23 世の姿勢が明確に表れた初期の公式文書が 1961 年 5 月 15 日に出た回勅『マテル・エト・マジストラ』(Mater et Magistra) である。同回勅はレオ 13 世の『レールム・ノヴァルム』発布 70 周年を記念するものであり、一国内の都市と農村との経済格差に加えて、先進工業国と開発途上国との間に存在する著しい不平等が現代社会の深刻な問題であることを指摘した。また、旧植民地と旧宗主国との格差が既存の政治、経済、社会システムの影響下で一向に縮まらない状況を「新植民地主義」と強く警告し、この状況の改善のために教会が積極的に関わるべきと

の方針が出た²⁹。

異なる考えや主張を持つ人々に対しても対話を通じて問題解決のための糸口を見出そうとするヨハネス 23 世の姿勢は、1963 年 4 月 11 日に出た回勅『パーチェム・イン・テリス』(Pacem in Terris) にも明確に表れている。同回勅は「善意あるすべての人々」を対象に地球上のすべての人々に向けて発せられた言葉であり、「カトリック信者を対象とする文書」というそれまでの回勅の常識を根底から覆している。またその内容も『マテル・エト・マジストラ』と同様に共産主義との話し合いの推進や国際連合を中心とする世界共同体構想の提案など、あくまでも協議を中心に取り決めを行う方針を強調した。さらに 20 世紀中頃の世界に蔓延する不平等に対してもヨハネス 23 世はやはり的確に言及し、「生存、肉体の保全、品位のある生活に必要な十分な手段、とくに、衣食住・休息・医療・社会的扶助を受ける権利」はすべての人間が享受すべきとし³⁰、また社会的弱者を労働者と捉えて「今日、すべての国の労働者たちは、集団生活のあらゆる領域、すなわち、社会経済的・文化的・政治的領域において、他人の思うままに使われる理性も自由もない存在としてではなく、人間として扱われることを切実に要求している」と述べた³¹。

2-2. 第二バチカン公会議

しかし何と言ってもヨハネス 23 世の功績の中で特筆すべき、また後世の教会関係者に多大な影響を与えたものとして言及せねばならないのが、第二バチカン公会議 (1962-65) の開催である。同会議は 1962 年 10 月から 65 年 12 月にかけて計 4 度にわたり開催され、およそ 2500 人の司教が全世界からローマに集結した。およそ 1 世紀前の第一バチカン公会議の出席者の 9 割がヨーロッパ出身だったのとは対照的に、第二バチカン公会議ではこの割合は 3 割程度にまで激減し、その一方でヨーロッパ以外の地域からの参加者が急増した。特にラテンアメリカ出身の司教の出席者は 600 に達し、全体の 4 分の 1 を占めた³²。

最終決議文書が採択されるよりも前に公会議開催の立役者であるヨハネス 23 世が逝去するなど (1963 年 6 月 3 日)、4 年にわたり続いた議論には様々な紆

余曲折があった。しかし亡き教皇の後を継いだパウルス6世(1963-78)の尽力もあり、最終的に次の16の文書が採択された³³。

1. 『典礼憲章』
2. 『広報機関に関する教令』
3. 『教会憲章』
4. 『東方カトリック諸教会に関する教令』
5. 『エキュメニズムに関する教令』
6. 『教会における司教の司牧任務に関する教令』
7. 『修道生活の刷新・適応に関する教令』
8. 『司祭の養成に関する教令』
9. 『キリスト教的教育に関する宣言』
10. 『キリスト教以外の諸宗教に対する教会の態度についての宣言』
11. 『神の啓示に関する教義憲章』
12. 『信徒使徒職に関する教令』
13. 『信徒の自由に関する宣言』
14. 『教会の宣教活動に関する教令』
15. 『司祭の役務と生活に関する教令』
16. 『現代世界憲章』

この中で本稿の中心的課題である社会的弱者や貧者について特に言及されたものが1965年12月7日に採択された『現代世界憲章』(*Gaudium et spes*)である。ヨハネス23世の回勅『マーテル・エト・マジストラ』と『パーチェム・イン・テリス』の精神が同憲章に継承されていることは誰の目にも明らかである。『現代世界憲章』は、当時開発途上国でしばしばみられた全体主義や独裁主義に基づく政治体制を非人間的と否定した。またこのような政治体制や先進工業国の利潤追求型の政治、経済、社会システムの悪影響を受ける社会的弱者を助けるべく、教会が積極的に活動を推進することが決定され、憲章の第63番と第69番にその旨が明記された。

第63番

無数の大衆がいまだに生活必需品さえ持たないのに、ある人々は、未開発地域においてさえ、豪華な浪費生活をしている。豪華と悲惨とが同時に存

在する。少数の人間が絶大な決定権を握り、多数の人間は自己の発意と責任において行動する可能性もたず、しばしば人間にふさわしくない生活と労働条件の中に置かれている³⁴。

現代人はこれらの差別をますます強く感じてきている。それというのも現代の巨大な技術と経済の力をもってすれば、このような不幸な状態を改めることができるし、また改めなければならないとの革新があるからである。そのためには、経済・社会生活において多くの改革が必要とされるし、すべての人が考え方と習慣を改めなければならない。このために教会は、正しい理性から要求される、個人・社会・国際生活に関する正義と公正の原理を諸世紀の流れを通して福音の光のもとに明らかにしてきたが、特に近年、それを広く述べるに至った。公会議は経済発展による要請をまず考慮しながら、上述の原理を現代の事情に照らして強化し、若干の方向づけを行うことを望むものである³⁵。

第69番

いずれにせよ、すべての人は自分と自分の家族のために、じゅうぶんな量の財を所有する権利もっている。教会の教父や博士はこのように考え、貧しい人を助ける義務があること、しかもそれは自分にとって余分なものを与えるだけではじゅうぶんでないことを教えた。窮乏の極にある者は自分にとって欠くことのできない必要物を他人の財から取得する権利がある。世界には飢えに苦しんでいる人が多いので、公会議はあらゆる人と政府とに呼びかけ、「飢え死にしそうな人に食物を与えなさい。かれに食物を供しないならば、きみがかれを殺したのだ」と宣言する教父たちのことばを思い起こすよう、そして各自の能力に応じて実際自分の持ち物を分け与え、特に個人や国家がみずからを助け、またみずから発展することができるような手段を提供するよう迫る³⁶。

第二バチカン公会議において貧困問題が主張なテ

ーマとなり、議論の内容が『現代世界憲章』というかたちで最終的に結実したのは、開発途上国から実に多くの司教がローマに駆けつけたことと深い関連があるのは間違いない。この結果には開発途上国出身の司教たちが貧困問題について議論することを強く求めたこと、また会議の主催者であるヨハネス 23 世ならびにパウルス 6 世が地球規模の貧困問題に強い関心があったためと考えられる。最終的に第二バチカン公会議はおよそ 100 年前の第一バチカン公会議が出した指針と大きく異なる革新的かつ斬新的な決議を幾つも採択し、本稿の「はじめに」で述べた 1960 年代に起きたカトリック教会の方針の転換に重要な役割を果たしたのである。このことは、第二バチカン公会議の採択決議文書の中に「愛」、「奉仕」、「貧しさ」、「対話」など、ヨハネス 23 世が打ち出したアジョルナメントの精神が色濃く反映された言葉が頻繁に登場することにも明らかである³⁷。

3. 革新の発展

3-1. パウロ 6 世の諸回勅

第二バチカン公会議で採択された貧困問題への教会の積極的な関与は公会議の終了直後に速やかに実行に移された。1966 年にはヨハネス 23 世の意思を継承したパウルス 6 世の指導の下でローマ教皇庁内に正義と平和委員会が設立された。以後同委員会は開発途上国のより良い発展や人権の擁護に重要な役割を果たしていくことになる。また教皇庁における同委員会の設立は、従来の先進工業国の周縁部の社会的弱者、特に労働者に向けられていた視線が、開発途上国のより深刻な貧困にあえぐ人々へと移ったことを示している³⁸。

翌 1967 年 3 月 26 日、パウルス 6 世は回勅『ポプーロルム・プログレシオ』(*Populorum Progressio*) を公にし、『現代世界憲章』が掲げた国際的視野からの開発途上国の貧困問題への取り組みの具体策を論じた。同回勅の冒頭ではヨハネス 23 世の『パーチェム・イン・テリス』と同様に「すべての(善意ある)人びとにあてて」、「状況の深刻さとなしとぐべきわざの緊急性を指摘」するという目的が掲げられ³⁹、貧富の格差が「世界的な規模のものとなっているという重大な事実」と、飢えた民が「いま富める民に苦しいうめき

をあげて呼びかけて」いることが広く訴えられた⁴⁰。そしてこの状況の改善のために、(1) 先進工業国が軍事費に充当する予算の一部を基金の創設に充てて開発途上国を援助すること、(2) 先進工業国に極めて都合のよいかたちで執り行われる自由貿易システムの見直しなどが回勅の中で言及された。さらに「すべての人が種族、宗教、国籍の別なくじゅうぶんに人間らしい生活を送れるような世界、そして他人や自然によって負わされている隷属状態から解放された世界を建設することが」カトリック教会が目指す最終目標とされ⁴¹、人間全体が物資・精神の両面で進歩・発展することの重要性が説かれた。

その後パウルス 6 世は、教皇在任中にレオ 13 世の『レールム・ノヴァルム』発布から 80 年を迎える 1971 年 5 月 14 日に『オクトジェジマ・アドヴェニエンス』(*Octogesima Adveniens*) を出した。同回勅は開発途上国の貧困問題の解決を目指してローマ教皇内に設けられた正義と平和委員会の委員長にパウルス 6 世が宛てた書簡という形式をとり、「先任諸教皇の社会問題に関する教えに従いつつ⁴²、パウルス 6 世が自身の考えを述べたものである。教皇は 1971 年当時の地球規模の社会問題に関して「生産過程における人間の状態、物資の公平な交換と富の公平な配分、生活必需品の消費の増大の意味と影響、経営の参加」を挙げ⁴³、これらの諸問題を社会的文脈の中で広く考察することの重要性を説いた。また教会が新しい貧困者、すなわち「病気に苦しむ人々、社会に適応することに困難を感じる人、老人、なんらかの理由で社会から離れている人」に対する配慮を怠らず、このような人々を「認め、助け、人間社会における正当な地位と尊厳を守る」ことに全力を尽くすべきとの考えを打ち出した⁴⁴。

3-2. ヨハネス・パウルス 2 世の諸回勅

パウルス 6 世の後継者ヨハネス・パウルス 1 世の予期せぬ急死 (1978 年 9 月 28 日) を経て同年 10 月 16 日に教皇に選任されたヨハネス・パウルス 2 世 (1978-2005) も、1960 年代以降の新たな時代の息吹を現実社会に反映させようとする意思を持つ人物だった。教皇は 1979 年 3 月 4 日に就任記念回勅『レデンプトル・ホミニス』(*Redemptor Hominis*) を出し、

第二バチカン公会議で採択された教会の社会状況への適応、また前任者パウルス6世が強調した貧富の差に関係のない人類全体の進歩・発展を自身も目標に掲げることが明らかにした。

第15番

第二バチカン公会議が鋭く、かつ厳粛に描写した人間像を念頭におきながら、それをさらに今日の「時のしるし」と、絶えず変化し、特定の方向へ進展する生活状況の要請に適応させるように試みましょう⁴⁵。

第16番

経済的発展は、私の前任者、パウロ6世が、回勅「ポプロールム・プログレシオ」において熱心に警告したように、つねに個々の人びとと諸国民との完全な、かつ連帯的な進歩を展望しながら計画され、実現されなければなりません。さもなければ、「経済的進歩」だけが優先し、人間生活の至上のものが部分的なものに、すなわち人間の部分的な必要性に隷属し、人間を抑圧し、社会を破壊し、最後には自ら招いた危機と過誤に巻き込まれることになるでしょう⁴⁶。

(中略) 霊とみ言葉と愛の武器以外のいかなる武器も持たない教会は(中略)、すべての人びとに、神と人間の名において、「殺してはなりません。人間のために破壊と殺戮を行ってはなりません。飢えと貧困にあえぐ兄弟たちに目を向けてください。ひとりひとりの人間の尊厳と自由を尊重してください」と訴え続けます⁴⁷。

なお詳細は別稿で論じるが、ヨハネス・パウルス2世は79年3月4日に『レデンプトル・ホミニス』を公にする前、メキシコのプエブラで同年1月下旬から2月上旬にかけて開催された第3回ラテンアメリカ司教会議(CELAM)に出席し、ラテンアメリカで貧困にあえぐ人々の状況を直に確認した。つまりこのラテンアメリカの現状視察を踏まえて出されたのが『レデンプトル・ホミニス』であり、同回勅の第15番

目で言及された「時のしるし」とは、開発途上国に依然として現存する貧困に他ならず、続く第16番で教会が全ての人々に神の名において訴え続ける必要性が強調されたことは、教皇のプエブラ会議での知見の反映とみなせるのである。そしてこのラテンアメリカでの経験は、教会の社会問題への積極的な関与を促す意図の下で、次に言及する諸回勅でさらに強調された。

1981年9月14日、ヨハネス・パウルス2世は『レーラム・ノヴァルム』公布90周年記念回勅『働くことについて』(*Laborem Exercens*)を発し、レオ13世以降の教会が終始一貫して社会問題に注意を向けてきたと述べた⁴⁸。また教会の問題関心が、「各々の国内の『労働問題』の正当な解決」から「全世界を抱き込むように地平線を広げる」ように、より大きな事柄へと歴史的に移行してきたことを強調した。さらに「富と貧困の不釣り合いな分配、国全体と大陸に富んでいるところと貧しいところの存在する」現状に対して、「均衡を呼び求め、すべての人のために富のいっそう正しい増大の道を捜し求めるように呼び求めて」いくことを宣言した⁴⁹。

1988年2月19日にはパウルス6世の『ポプロールム・プログレシオ』の発布20周年を記念し、「すべての善意ある人々」に向けて回勅『真の開発とは』(*Sollicitudo rei socialis*)が出された。まずヨハネス・パウルス2世はレオ13世の『レーラム・ノヴァルム』から『真の開発とは』に至るまでの「真の意味での人間・社会の開発を勧める⁵⁰」諸教皇のメッセージの流れの中に『ポプロールム・プログレシオ』を位置づけ、同回勅が「現代世界の主要な方向づけをつねに『人々の開発・発展』という視点」から捉えた点を高く評価した。またパウルス6世の「教えを可能な限り採用し、適用させながら」、彼の「回勅の持つ影響力を広げること」を目標に『真の開発とは』の執筆動機を述べた⁵¹。

次にヨハネス・パウルス2世は、パウルス6世が第二バチカン公会議で採択された『現代世界憲章』から『ポプロールム・プログレシオ』執筆の着想を得たことに触れ⁵²、『ポプロールム・プログレシオ』が「公会議の種々の教えを効果的に生かす文書として、世に出されたもの」、また『ポプロールム・プログレシオ』には「公会議の文書から盛んに引用がなされている」

ことを指摘した⁵³。つまり『ポプロールム・プログレシオ』が第二バチカン公会議の精神を継承したことが力説され、『真の開発とは』が『ポプロールム・プログレシオ』の説く「教えを可能な限り採用し、適用させて」いることが主張されている。従ってヨハネス・パウルス2世自身も第二バチカン公会議が開催された1960年代以降のカトリック教会の新たな方針を踏まえてこれを発展させようと考えていたことが窺える。

実際にヨハネス・パウルス2世は『真の開発とは』の中で第二バチカン公会議が掲げた基本姿勢である貧困問題に言及することを忘れなかった。「貧しい人々を優先的に選択し、「世界的な広がり」を内包する社会問題に苦しむ人々を優先的に愛し、「膨大な数にのぼる飢えた人々、支援を必要とする人々、医療を求める人々、とくに未来に希望を見いだせないでいる人々」を教会が率先して受け入れる用意を整えておく必要性を論じた⁵⁴。また国家や国際機関において指導的立場にある人々に対しては、開発や発展を目指す際には常に「貧しさの拡大という現象に、優先的配慮を行う姿勢」を保つことを強く訴えた⁵⁵。

レオ13世が『レールム・ノヴァルム』を発し、教会が社会的弱者に深く関わることを明言してから100年後の1991年5月1日、ヨハネス・パウルス2世は記念回勅『新しい課題』(Centesimus Annus)を公にした。教皇は同回勅の序文で『レールム・ノヴァルム』100周年を「きわめて重要な出来事」と捉え、『レールム・ノヴァルム』のみならずその精神を100年にわたり継承してきた「先任者たちの回勅やその他の文書をもたえ」ることを目的として『新しい課題』の執筆動機を述べた⁵⁶。また本文においては『レールム・ノヴァルム』の教えを受け継いできた諸教皇をはじめ教会関係者たちが「社会教説の発展に貢献」してきたことを指摘し、「種々のイデオロギーがますます信頼を失う」現代世界において教会が人類全体の進歩・発展を促進するための指針を提示し続けてきたことが強調された⁵⁷。最後に『新しい課題』は「来るべき世紀」への備えを訴えることで末尾を締めくくっている⁵⁸。

「来るべき世紀」を迎えたベネディクトゥス16世(2005-)治世下の2008年現在、地球上には貧困や不平等が以前と変わらず存在し、むしろその度合いはよ

り深刻さを増している。しかしだからこそ、レオ13世が『レールム・ノヴァルム』の中で社会的弱者に向けた眼差しが現代に至っても強く光り、これからも幾度となく『レールム・ノヴァルム』に言及する記念回勅が公にされていくことだろう。

おわりに

本稿では1800年以降の歴代ローマ教皇が発した回勅の中でも特に社会的弱者や貧者に言及した内容に焦点を当てて歴史的分析を行った。これによりまず明白になったのが、19世紀後半を境に回勅の内容に大きな変化が生じたことである。19世紀初頭から中期にかけての歴代教皇たちは、産業革命や科学技術の急速な発展に端を発するヨーロッパ全域での政治、経済、社会変動を強く警戒し、自らの権威の主張と再確認に必死だった。このことはピウス9世が主催した第一バチカン公会議での決定事項に明らかである。しかし次のレオ13世以後の教皇たちはヨーロッパにおける諸変動の影響を受けて貧困に陥った無数の人々の境遇の改善を教会の責務に掲げるにより、揺らぐ権威の回復を図ったのである。実際にカトリック教会の頂点に立つローマ教皇が貧困問題を取り上げたことは世界各地で司牧に従事する教会関係者に大きな示唆を与え、ともすれば富者に対して向きがちだった教会の視線が貧者へと注がれる契機を生み出したのである。

次に明らかになったことが20世紀中期のヨハネス23世の登場と第二バチカン公会議の開催が世界各地で貧困問題に取り組む教会関係者に与えたインパクトである。確かに貧者に眼差しが向けられるようになったとはいえ、19世紀後半から20世紀中期までの教皇たちには上から下への権威的な命令の伝達により問題の解決を図ろうという傾向が認められた。しかし20世紀中期以降、第二バチカン公会議での諸決定を経て、教会は貧者と同じ立場に立ち、共に歩みつつ貧困問題の解決に取り組むという方針の転換を打ち出したのである。この姿勢はその後のパウルス6世とヨハネス・パウルス2世の回勅にも少なくない影響を与え、世界各地における教会関係者の草の根的な活動を力強く後押しした。

1800年以降の歴代ローマ教皇の回勅を概観した際

に認められるこのような大局的な変化は、同時代のラテンアメリカにおける教会関係者の貧困問題への関わりを大きく左右した。開発途上国の中でも特にカトリック信者が圧倒的多数を占めるラテンアメリカにおいては、回勅の内容が色濃く反映される傾向があり、ラ

テンアメリカ司教会議の発足、キリスト教基礎共同体の展開、解放の神学の勃興などは貧困問題に関連した諸回勅と表裏一体の関係にあるのだが、詳細は別稿で改めて論じたい。

参考資料

歴代教皇と貧困に関する諸回勅 (1800-2008)

在位期間	教皇名	貧困に関する回勅
1800-23	ピウス7世	
1823-29	レオ12世	
1829-30	ピウス8世	
1831-46	グレゴリウス16世	
1846-78	ピウス9世	
1878-1903	レオ13世	『レールム・ノヴァールム』(1891)
1903-14	ピウス10世	
1914-22	ベネディクトゥス15世	
1922-39	ピウス11世	『クアドラゼジモ・アンノ』(1931)
1939-58	ピウス12世	
1958-63	ヨハネス23世	『マーテル・エト・マジストラ』(1961) 『パーチェム・イン・テリス』(1963)
1963-78	パウルス6世	『ポプロールム・プログレシオ』(1967) 『オクトジェジマ・アドヴェニエンス』(1971)
1978	ヨハネス・パウルス1世	
1978-2005	ヨハネス・パウルス2世	『レデンプトール・ホミニス』(1979) 『働くことについて』(1981) 『真の開発とは』(1988) 『新しい課題』(1991)
2005-	ベネディクトゥス16世	

出典 カトリック中央協議会ホームページ
http://www.cbcj.catholic.jp/jpn/feature/john_paul_ii/popelist.htm

参考文献

1. 史料

第二バチカン公会議『現代世界憲章』、長江恵 [訳]、第20版、中央出版社、1987年。

デンツィンガー [編]『カトリック教会文書資料集－信経および信仰と道徳に関する定義集－』、第5版、浜寛五郎 [訳]、エンデルレ書店、2002年。

パウロ6世『ポプロールム・プログレシオ－諸民族の進歩推進について－』、上智大学神学部 [訳]、中央出版社、1967年。

パウロ6世『オクトジェジマ・アドヴェニエンス－回勅「レールム・ノヴァールム」公布八十周年を迎

えて－』、浜寛五郎 [訳]、中央出版社、1975年。

ピオ11世『ディヴィニ・レデンプトリス－無神的共産主義について－』、岳野慶作 [訳]、中央出版社、1959年。

ピオ11世『クアドラゼジモ・アンノ－社会秩序の再建－』、岳野慶作 [訳]、中央出版社、1966年。

ピオ12世『スムミ・ポンティフィカツス－世界の平和－』、岳野慶作 [訳]、中央出版社、1962年。

ピオ12世『メディアトル・デー－典礼・教会の祭礼について－』、小柳義夫 [訳]、あかし書房、1970年。

レオ13世『レールム・ノヴァールム－労働者の境遇について－』、岳野慶作 [訳]、中央出版社、1961年。

- ヨハネス 23 世『マーテル・エト・マジストラーキリスト教の教えに照らしてみた社会問題の最近の発展について-』、小林珍雄 [訳]、中央出版社、1962 年。
- ヨハネス 23 世『パーチェム・イン・テリス-地上の平和-』、第 8 版 (改訂初版)、岳野慶作 [訳]、中央出版社、1968 年。
- ヨハネ・パウロ 2 世『レデンプトール・ホミニス-人間の救済者-』、犬飼政一 [訳]、カトリック中央協議会、1980 年。
- ヨハネ・パウロ 2 世『働くことについて』、第 2 版、沢田和夫 [訳]、カトリック中央協議会、1982 年。
- ヨハネ・パウロ 2 世『真の開発とは-人間不在の開発から人間尊重の発展へ-』、山田経三 [訳]、カトリック中央協議会、1988 年。
- ヨハネ・パウロ 2 世『新しい課題-教会と社会の 100 年をふりかえって-』、イエズス会社会司牧センター [訳]、カトリック中央協議会、1991 年。

2. 研究書・論文

- 糸永寅一「ピウス 9 世とその時代背景」、糸永寅一 [他監修]『ヨーロッパ・キリスト教史』第 6 卷 (現代)、中央出版社、1971 年、331-355 頁。
- 上智大学社会正義研究所・国際基督教大学社会科学研究所 [共編]『人間の安全保障-正義と平和の促進のために-』、サンパウロ、2004 年。
- タナー『教会会議の歴史-ニカイア会議から第 2 バチカン公会議まで-』、野谷啓二 [訳]、教文館、2003 年。
- ハヤール [他]『現代に生きる教会』(『キリスト教史』第 11 卷)、上智大学中世思想研究所 [編訳監修]、平凡社、1997 年。
- バンソン『ローマ教皇事典』、長崎恵子・長崎麻子 [訳]、三交社、2000 年。
- マシア『解放の神学-信仰と政治の十字路-』、南窓社、1985 年。
- 乗浩子『宗教と政治変動-ラテンアメリカのカトリック教会を中心に-』、有信堂高文社、1998 年。

注

- ¹ 上智大学社会正義研究所・国際基督教大学社会科学研究所 [共編]『人間の安全保障-正義と平和の促進のために-』、サンパウロ、2004 年、111 頁。
- ² ハヤール [他]『現代に生きる教会』(『キリスト教史』第 11 卷)、上智大学中世思想研究所 [編訳監修]、平凡社、1997 年、447 頁。
- ³ ハヤール [他]『現代に生きる教会』、447-448 頁。
- ⁴ 「教皇の出す文書の一種で、通常、教会全体の福祉にかかわる重要問題を扱う。ある問題について、教皇としての立場と見解を明らかにする重要文書」。バンソン『ローマ教皇事典』、長崎恵子・長崎麻子 [訳]、三交社、2000 年、229 頁。
- ⁵ タナー『教会会議の歴史-ニカイア会議から第 2 バチカン公会議まで-』、野谷啓二 [訳]、教文館、2003 年、127 頁。
- ⁶ タナー『教会会議の歴史』、127 頁。
- ⁷ 本稿で言及される教皇の名称はすべてラテン語発音をカタカナ表記したものである。また括弧内の年号は教皇の在位年を指す。
- ⁸ バンソン『ローマ教皇事典』、179-183 頁。
- ⁹ タナー『教会会議の歴史』、127-128 頁。
- ¹⁰ デンツィンガー [編]『カトリック教会文書資料集-信経および信仰と道徳に関する定義集-』、第 5 版、浜寛五郎 [訳]、エンデルレ書店、2002 年、441 頁、第 2896 番。
- ¹¹ デンツィンガー [編]『カトリック教会文書資料集』、441-447 頁、第 2901-2980 番。
- ¹² 糸永寅一「ピウス 9 世とその時代背景」、糸永寅一 [他監修]『ヨーロッパ・キリスト教史』第 6 卷 (現代)、中央出版社、1971 年、352-353 頁、タナー『教会会議の歴史』、137 頁。
- ¹³ タナー『教会会議の歴史』、129 頁。『カトリック教会文書資料集』での訳文は次の通り。「信仰と理性とは相反するものだけではなく、相互に助け合うものである。事実、正しい理性は信仰の基礎を明らかにし、信仰の光に照らされて、神についての学問を成立させるからである。また、信仰は理性を多くの誤謬から救い、数多くのことを認識させるからである。そのため、教会は学問や芸術を妨げるところか、

- むしろそれを種々の手段によって育成し振興させるのである。教会は学問や芸術から生れる人類のための多くの利益を無視したり軽視したりしない。むしろ教会は、それらが「学問の主である神」からくるものであることを認め、それらを正しく活用すれば、神の恩恵の助けによって神に導くものであると認める。また教会は、芸術や学問がそれぞれの分野において独自の原理と法則とを用いることを禁ずるものではない。教会は学問の正しい自由を認めると同時に、それが神の教えに反するような誤りに陥らないように、そしてまた学問が独自の領域を超えて信仰の領域を侵害しないように注意深く警戒している」。
- デンツィンガー [編]『カトリック教会文書資料集』、454頁、第3019番。
- ¹⁴ タナー『教会会議の歴史』、131頁。『カトリック教会文書資料集』での訳文は次の通り。「すなわち、教皇が教皇座から宣言する時、言換えれば全キリスト信者の牧者として教師として、その最高の使徒伝来の権威によって全教会が守るべき信仰と道徳についての教義を決定する時、救い主である神は、自分の教会が信仰と道徳についての教義を定義する時に望んだ聖ペトロに約束した神の助力によって、不可謬性が与えられている。そのため、教皇の定義は、教会の同意によってではなく、それ自体で、改正できないものである。私たちのこの定義に反する者は排斥される。神の加護によって、反対する者がいないようにいのるものである」。デンツィンガー [編]『カトリック教会文書資料集』、462頁、第3074-3075番。
- ¹⁵ 糸永「ピウス9世とその時代背景」、353頁、タナー『教会会議の歴史』137-138頁。
- ¹⁶ デンツィンガー [編]『カトリック教会文書資料集』、475頁、第3170番、484頁、第3252番。
- ¹⁷ レオ13世『レーラム・ノヴァルム－労働者の境遇について－』、岳野慶作 [訳]、中央出版社、1961年、25頁。
- ¹⁸ レオ13世『レーラム・ノヴァルム』、29-30頁。
- ¹⁹ ハヤール [他]『現代に生きる教会』、32-33頁。
- ²⁰ ピオ11世『クアドラゼジモ・アンノ－社会秩序の再建－』、岳野慶作 [訳]、中央出版社、1966年、5-6頁、第1番。
- ²¹ ピオ11世『クアドラゼジモ・アンノ』、6-8頁、第2-3番。
- ²² ピオ11世『クアドラゼジモ・アンノ』、19-20頁、第18番。
- ²³ ピオ11世『クアドラゼジモ・アンノ』、16頁、第16番。
- ²⁴ ピオ11世『クアドラゼジモ・アンノ』、14-15頁、第15番。
- ²⁵ ピオ11世『クアドラゼジモ・アンノ』、31頁、第26番。
- ²⁶ ハヤール [他]『現代に生きる教会』、73-74頁。例えば典礼問題を扱った1947年11月20日の『メディアトル・デイ』(Mediator Dei)や、世界布教について言及した1957年4月21日の『フィデイ・ドナム』(Fidei Donum)。『メディアトル・デイ』に関しては邦訳がある。ピオ12世『メディアトル・デイ－典礼・教会の祭礼について－』小柳義夫 [訳]、あかし書房、1970年。
- ²⁷ ハヤール [他]『現代に生きる教会』、54頁。例えば1937年3月19日の『ディヴィニ・レデンプトリス』(Divini Redemptoris)を参照。邦訳もある。ピオ11世『ディヴィニ・レデンプトリス－無神的共産主義について－』岳野慶作 [訳]、中央出版社、1959年。
- ²⁸ ハヤール [他]『現代に生きる教会』、73頁。
- ²⁹ 『マーテル・エト・マジストラ』が『レーラム・ノヴァルム』以後の歴代教皇の教えを継承していることは次の箇所を参照。ヨハネス23世『マーテル・エト・マジストラ－キリスト教の教えに照らしてみた社会問題の最近の発展について－』、小林珍雄 [訳]、中央出版社、1962年、4-5、20、30-31、36頁。
- ³⁰ ヨハネス23世『パーチェム・イン・テリス－地上の平和－』、岳野慶作 [訳]、中央出版社、1963年、8頁。
- ³¹ ヨハネス23世『パーチェム・イン・テリス』、19-20頁。
- ³² 乗浩子『宗教と政治変動－ラテンアメリカのカトリック教会を中心に－』、有信堂高文社、1998年、104頁、ハヤール [他]『現代に生きる教会』、215-216頁。
- ³³ タナー『教会会議の歴史』、141-144頁。

- ³⁴ 第二バチカン公会議『現代世界憲章』長江恵〔訳〕、第20版、中央出版社、1987年、107頁、第63番。
- ³⁵ 第二バチカン公会議『現代世界憲章』、107頁、第63番。
- ³⁶ 第二バチカン公会議『現代世界憲章』、114頁、第69番。
- ³⁷ マシア『解放の神学-信仰と政治の十字路-』、南窓社、1985年、20頁。
- ³⁸ 乗『宗教と政治変動』、107頁。後述するパウロ6世の回勅『ポプロールム・プログレシオ』には正義と平和委員会設立の趣旨が次のように記されている。「最後につい最近のことですが、わたし（パウロ6世）は（第二バチカン）公会議の要望に応え、さらに発展途上にある諸国民が持っている正当で重大な関心事について、使徒座（ローマ教皇庁）がどれほど深く考慮しているかを示すために、ローマ教皇庁にひとつの委員会を設けました。この委員会は、『すべての神の民に現代がかれらに要請している役割をじゅうぶんに認識せしめ、それにより貧困な民の進歩推進と国家間の社会正義確立に便ならしめ、さらに低開発諸国を援助して、それらの諸国の自力による、自国のために進歩を可能ならしめること』を任務としています。ですからこの委員会に『正義と平和』の名を与え、委員会の目的と定めました」パウロ6世『ポプロールム・プログレシオ-諸民族の進歩推進について-』、上智大学神学部〔訳〕、中央出版社、1967年、5頁、第5番。
- ³⁹ パウロ6世『ポプロールム・プログレシオ』、82-83頁、第80番。
- ⁴⁰ パウロ6世『ポプロールム・プログレシオ』、3-4頁、第3番。
- ⁴¹ パウロ6世『ポプロールム・プログレシオ』、54頁、第47番。
- ⁴² パウロ6世『オクトジェジマ・アドヴェニエンス-回勅「レールム・ノヴァールム」公布八十周年を迎えて-』、浜寛五郎〔訳〕、中央出版社、1975年、13頁、第1番。
- ⁴³ パウロ6世『オクトジェジマ・アドヴェニエンス』、21頁、第7番。
- ⁴⁴ パウロ6世『オクトジェジマ・アドヴェニエンス』、35-36頁、第15番。
- ⁴⁵ ヨハネ・パウロ2世『レデンプトール・ホミニス-人間の救済者-』、犬飼政一〔訳〕、カトリック中央協議会、1980年、55頁、第15番。
- ⁴⁶ ヨハネ・パウロ2世『レデンプトール・ホミニス』、66頁、第16番。
- ⁴⁷ ヨハネ・パウロ2世『レデンプトール・ホミニス』、68頁、第16番。
- ⁴⁸ ヨハネ・パウロ2世『働くことについて』、第2版、沢田和夫〔訳〕、カトリック中央協議会、1982年、12頁。
- ⁴⁹ ヨハネ・パウロ2世『働くことについて』、14頁。
- ⁵⁰ ヨハネ・パウロ2世『真の開発とは-人間不在の開発から人間尊重の発展へ-』、山田経三〔訳〕、カトリック中央協議会、1988年、7頁、第1番。
- ⁵¹ ヨハネ・パウロ2世『真の開発とは』、10-11頁、第4番。
- ⁵² ヨハネ・パウロ2世『真の開発とは』、76頁、第31番。
- ⁵³ ヨハネ・パウロ2世『真の開発とは』、14-15頁、第6番。
- ⁵⁴ ヨハネ・パウロ2世『真の開発とは』、107-108頁、第42番。
- ⁵⁵ ヨハネ・パウロ2世『真の開発とは』、108-109頁、第42番。
- ⁵⁶ ヨハネ・パウロ2世『新しい課題-教会と社会の100年をふりかえって-』、イエズス会社会司牧センター〔訳〕、カトリック中央協議会、1991年、3-5頁、第1-2番。
- ⁵⁷ ヨハネ・パウロ2世『新しい課題』、15頁、第5番。
- ⁵⁸ ヨハネ・パウロ2世『新しい課題』、121頁、第62番。

『リア王』におけるエドガーをめぐる考察 Edgar's Role in *King Lear*

真部 多真記

Tamaki Manabe

In a critical history of *King Lear*, Edgar's transformation, from naive son to naked beggar and poor farmer, then to anonymous knight and finally legitimate heir, has been a stumbling block to our understanding of his role in the play. In particular, his disguise as Poor Tom is complicated. On one hand, Tom is an important character for Edgar's inner change, but on the other hand, much of difficulties in understanding Edgar stems from Tom's disturbing words and actions and his problematic attitudes toward other characters. What do the two bodies of Edgar and Tom represent in this great tragedy? This paper aims to find out the answer to the question. In the following discussion, I would like to examine what Tom represents and reconsider Edgar's role during the course of the play.

Ⅰはじめに：「母の子供たち」と悲劇のはじまり

シェイクスピアは、当時の政治や社会制度の中に潜んでいる矛盾や軋轢、亀裂を家族の物語——とりわけ家族崩壊の物語——を通して描く。『リア王』(1609)¹も王国崩壊という大宇宙の出来事を家族という小宇宙の崩壊に重ねて描いているが、この作品では結婚や家父長制度、長子相続という社会的な制度を支えているはずの家族そのものが社会制度の矛盾に直面し、崩壊していく様子を描いている。さらに、この作品は身体表象に溢れている点でシェイクスピアの悲劇作品のなかでも異彩を放つ。家族の崩壊と個人の身体の分断が同時に起きる様子は初期の悲劇『タイタス・アンドロニカス』(1594)を思わせるが、『リア王』ではさらにさまざまな身体の痛みを表象することによって、「家族」という制度から滑り落ちてしまう人々の苦悩を描いていく。家族とは、自然な愛情によって育まれた温かい血縁集団のように思えるが、実際には、家族間の愛情は結婚制度や家父長制度、長子相続とい

う制度の中で作られ、支えられながら継続し、継続された愛情がまたこれらの制度を維持させていく仕組みになっている。また家族一人ひとりの身体も決して自由な存在ではなく、結婚や家父長制度のなかで管理されるものであった。とりわけもっとも管理されなければならない身体は、女性、すなわち妻と娘の身体であり、『リア王』ではコーデリアの身体がこれにあたる。家父長制度のもとでは、未婚の娘コーデリアの身体は父であるリアの管理下にある。結婚によって娘の身体は父親の管理からはなれるが、あらたに夫が管理者になるのであって、完全に自由になるわけではない。結婚式とは娘の身体の管理者を交代する儀式であり、結婚式は娘がもとの家族、とくに父親から離れ、夫の家族にあらたに組み込まれる儀式として機能する(Boose 325-341)。一幕一場ではコーデリアがパーガンディ公爵かフランス王のどちらかと結婚して父の元から離れていく結婚式の場面が描かれるのだが、リアはその儀式を自らの事情("darker purpose" 1.1.36²)のため

に歪め、コーデリアを手放さない。リンダ・E・ブースによると、本来、結婚式は父親を祭司として行われる娘の「変容」の儀式であり、家族のためだけでなく家族をとりまくコミュニティ全体のために行われるものであるのだが (Boose 326-7)、ここでは祭司役を務めるはずのリアがその儀式を壊していく——実はここからリアの家族と王国の崩壊という悲劇が始まる。

さて、リアがどのようにコーデリアの結婚を妨げるかを分析する前に、この時のリアが置かれている状況を考察しておく。リアには王として、父として、男性としての三つの身体が与えられており、これらはそれぞれ複雑に絡み合いつつも、巧妙にバランスを保ちながら「プリテン王リア」というアイデンティティを確立している。しかし、老いという現実と直面したとき、リアは恐怖に苛まれ、彼のアイデンティティは揺らぎ始める。その理由は当時の老人がおかれた社会的な位置付けにある。老人は社会のなかで敬意を表される存在である一方で、「老人は再び赤子になる」(“Old fools are babes again” 1.3.19)と言われるほどに社会的弱者として考えられることもあった。『リア王』では、リア自身が国王という権力の座に固執していたり、父親の絶対的権力にこだわりを持っているため、社会的弱者のイメージは希薄だが、リアの周囲ではリアの老人特有の癡癡や判断の曖昧さが強調されている。例えば、父親を預かることになったゴネリルとリーガンは彼の癡癡持ちに辟易している。

GONERIL *You see how full of changes his age is: the observation we have made of it hath [not] been little. He always lov'd our sister most, and with what poor judgment he hath now cast her off appears too grossly.*

REGAN *'Tis the infirmity of his age, yet he hath ever but slenderly known himself.*

(1.1.287-294 italics mine)

家族のなかで厄介者扱いされる老人の存在は、当時の社会問題でもあった。マイケル・マクドナルドとテレンス・マーフィの初期近代イングランドにおける自殺の研究によると、チューダー朝およびスチュアート朝期における高齢者の自殺率はきわめて高かった。その

理由は、当時の社会では、年齢を重ねていくことは尊敬に値することである一方、高齢者自身は必ずしも尊敬される存在ではなかったからだ。財産のある高齢者ならば、年を重ねれば重ねるほど富、権力、尊敬をあつめることができ、家族もその蓄えをあてにすることができたが、財産を持たない高齢者には貧困という厳しい現実が待ち受けていた。加齢による体力や精神力の衰えはだれにでも等しくやってくるが、経済力には個人差があり、貧しさのうちに一生を終える高齢者も少なくなく、自殺はそうした貧困層の高齢者に多く見られたという (MacDonald and Murphy 256-8)。したがってゴネリルとリーガンが父親の世話と彼の財産をはかりにかけて損得を計算するのは、当時としては、それほど珍しいことではなかったようだ。

このように当時の高齢者を取り巻く社会環境は決して生易しいものではなく、彼らは社会的な構造から離脱させられるかもしれないという恐怖に怯える存在であり、リアも例外ではない。家族と王国という二つの社会的な枠組みから脱落しないために、リアはあえて自らの老齢と弱さを認め、王という地位に精巧に組み込まれていた「二身体の神話」を眼に見える形で暴露する。本来「政治身体」と「自然身体」という王の二つの身体は相互に依存し不可分な関係にあるが、実際には「政治身体」が「自然身体」を支配しており、「自然身体」が表にでてくることはない。したがって、王の身体は老齢、病、衰弱、死とは本来無縁なはずなのだが、リアは自らの老いと弱さを認め、娘たちの庇護のもとで余生を過ごすことを宣言する。見せてはならないはずの「自然身体」を国王自ら強調するのは、家族と王国という二つの社会構造から脱落しないためのリアの戦略にほかならない。そして、この戦略に必要な不可欠なものが「娘」と「土地」である。冒頭のグロスターとケントの会話からリアの王国分割はすでに周知のことであり、人々の興味はオルバニーとコーンウォールのどちらがリアの信頼を勝ち得てより多くの土地を分割されるのかという点にある (1.1.1-7)。しかし、リアにとって問題になるのはどちらの息子 (娘婿) ではなく、どの娘に最良の土地を分割するかということである。リアはすでにコーデリアに最良の土地を与え、それと引き換えにこの末娘の世話になることを

決めているので、リアの本当の目的は、コーデリアにそのことを公の場で認めさせ、父としての権威も国王として権力も失うことなく、この末娘のもとで安定した老後を過ごすことを宣言することであった。そこでリアはコーデリアの結婚の儀式を壊しつつ、自分の権力を保持するための新しい秩序をつくる儀式を敢行する。

当時、親は結婚相手を選ぶことと持参金など物質的な援助をすることで、子供の結婚に介入していた。とくに持参金の問題は深刻で、新婚家庭の家計を助けるだけではなく、将来の生活の安定や嫁いだ娘が寡婦になった場合の生活の支えにもなり、しばしば夫の社会的地位の上昇にも関わるものでもあったため、結婚には大切なものであった (Sokol and Sokol 56-59)。したがって、持参金の有無は結婚をひかえている子供たちには精神的かつ経済的な圧力となり、親からの同意を得られず、持参金もない結婚は子供たちにとってリスクの高いものであった (Boose 326)。リアが相続の問題を持ち出してコーデリアを縛ろうとするのは、結婚は経済的な側面で親の支配下にあるという当時の結婚の仕組みを反映している。では、リアはコーデリアにどのような役割を期待して彼女を縛ろうとしたのだろうか。“nursery” (1.1.124) という言葉が示しているように、リアは娘たちに「母親」の役割を求める。子供は母親を自分とはまったく別の存在としてではなく、むしろ自分とは未分化の存在、つまり自分自身の一部としてみなす (Kahn 40)。リアも子供のように娘=母親との一体化を望み、愛情を求め依存しようとする。娘を土地という財産によって結婚後も支配下におく一方で、娘の愛情に絶対的に依存する——ここに矛盾が生じているのだが、リアは自分がつくった王国と家族から除外されないように、この矛盾のなかをつきすすむ。しかし、コーデリアはリアの申し出を断り、持参金のないままフランス王とともにイングランドを去り、ゴネリルとリーガンは財産と引き換えにリアの「母親」役を引き受けるが、この母親たちはリアの理想とする母親ではないため、結局リアは王国と家族の両方で自分の居場所を失ってしまう。では、リアが理想とする母親像とはどのようなものなのだろうか。

父親を頂点とする家父長制度において、女性はきわめて不安定な立場を強いられる。家父長制度を維持していくための後継者を生むという点では母親の役割は重要だが、女性のセクシュアリティは家父長制度の外へと逸脱する可能性を秘めており、男性にとっては家父長制度を転覆させるかもしれないという不安をかきたてる存在でもある。ところが、『リア王』には母親は登場せず、母親不在の家族における家父長制度が描かれている。母親不在の状況では、リアの娘たちは父親だけに自分の存在を負っているため「母の娘」ではなく「父の娘」であり、なによりもリア自身が母親(妻)の不安定なセクシュアリティに怯えることがない。また、おぞましい「女の部分」(“woman's part” *Cym* 2.5.22) が自分のなかにもあり、男性性を維持できないかもしれないという恐怖に襲われることもない。したがって、リアが理想としている母親は、女性の放縦なセクシュアリティとは無縁な「父の娘」である自分の娘たち——とくにコーデリア——が母親になった姿をさす。しかし、娘たちは決してリアの母親になることはなく、コーデリアのセクシュアリティは彼女の強い意志のもとで父親の管理から離れていく。そしてなによりリアを驚愕させるのは、「父の娘たち」は母親とは決して無縁ではないということだ。「母親」ゴネリルから国王/家父長としての権力を奪いとられ、「怠惰な老人」(“Idle old man” 1.3.16) らしくおとなしく暮らすように言われる時、リアにとってこの忘恩の娘は父である自分の娘ではなく「母の娘」、すなわち母親(女)の腹から生まれ、しかも母親の悪徳を引き継いで生まれた娘に変容する。したがって、リアは娘のひどい仕打ちの報いは自分ではなく、この恐ろしい娘を産んだ母親がうけるべきだと考える。

Turn all her mother's pains and benefits
To laughter and contempt, that she may feel
How sharper than a serpent's tooth it is
To have a thankless child! – Away, away!

(1.4.286-289)

リアが娘を「父の娘」と「母の娘」に二分するのは、貞節で従順な女と性的に奔放で自己主張の強い女に二極化させてレッテルを貼るという当時の父権を維持するための男性側の戦略を反映している。さらに、リ

アの「母の娘」に対する嫌悪は母性への嫌悪へと広がっていく（“Into her womb convey sterility, / Dry up in her the organs of increase, / And from her derogate body never spring / A babe to honor her!” 4.4.278-281）。なぜなら母親の悪徳を引き継いだ「母の娘」もまた非情な子供を再生産し、父権制を脅かすにちがいないからだ。結局のところ母親不在の家族であっても、隠蔽された母親の存在が父親と彼を支える家父長制度を脅かすのであって、やがてリアが荒野をさまよいながら狂気へと駆り立てられていくのは、恐るべき母性に家父長としてのアイデンティティを奪われてしまったことが最大の要因といえる。

さて『リア王』には、隠蔽された母親の存在に怯える家族がもうひとつ登場する。グロスター家だ。リアが娘たちの体現する母性に翻弄されるのに対し、サブプロットにあたるグロスターは、息子のなかに刻まれた「女＝母親の部分」によって長子相続の原則を壊され、自分の生命と父親としての権利を脅かされる。注目すべきは、グロスター家崩壊の物語は身体表象、とくに身体の痛みを通して描かれている点である。そして、その痛みをもっとも象徴するのが、エドガー扮する浮浪者トムである。1608年の第一・クオートのタイトルでは、エドガーへの言及がなされており（“M. William Shak-speare: His True Chronicle Historie of the life and death of King LEAR and his three Daughters. With the unfortunate life of Edgar, sonne and heire to the Earle of Gloster, and his sullen and assumed humor of TOM of Bedlam”）、エドガーはグロスター家の相続者と浮浪者トムとしての二つの身体をもった人物として紹介されている。エドガーは長子としての相続権を奪われる不幸な人物である一方、当時の観客によく知られた、陰気で（“sullen”）ときに精神を病んだ浮浪者トムでもある。社会階層上まったく正反対の二つの身体を併せ持つことによって、エドガー／トムには非常に複雑で重層的な役割が与えられている。ひとつには、エドガー／トムの二重性によって、家族・権利・地位すべてを失ったエドガーの哀しみが、「無」を表す浮浪者トムの身体を通してより鮮烈にかつ可視的に描写されることになる。また、エドガー扮するトムの存在は、私生児エドモンドが表象す

る恐ろしい母性の力によって父権が弱められ、父と息子の男性同士の絆が断ち切られてしまったことを象徴している。したがって、エドガーはやがて自分の中から「トム」を捨てて、「父の息子」として父権を復活させなければならない。父権の復活という問題はリアのプロットでは描かれていないことを考慮すれば、父－息子関係を修復して男性主体の家族制度に襲いかかる母性の力を排除し、父権を再生させるために重要な意味をもつのがエドガー／トムの二つの身体であると考えられる。

そしてもうひとつ考えなければならないのは、観客がこの作品を受容し、悲劇として理解していく際のエドガー／トムの役割である。『リア王』が悲劇として観客に理解され感動されるためには、作品が描き出す「痛み」や「苦悩」が観客にも同じように感じられなければならない。観客と同じ視点を共有する、あるいは観客の理解を助けるために、この作品ではリアの悲劇はリアだけではなく、コーデリア、ケント、グロスター、エドガーといった複数の視点を通して語られていくのだが、とくにエドガー扮するトムの役割は大きい。なぜなら浮浪者である彼は「痛み」や「弱さ」を象徴する存在であるため、苦悩する人物に内面から寄り添い、理解し、彼らの苦悩を他のどの人物よりも強く感じるからである。『リア王』では言葉を弄して自分を守るのではなく、むしろ「感じる」こと、すなわち、「感じたままを語ること」の大切さが繰り返し強調されている。この作品の中でとくに「感じる」ことを観客とともに経験する役割を与えられているのはエドガー／トムである。そこで、以下本稿ではエドガー／トムに焦点をあて、見えない母性に翻弄される家族の崩壊と再生の過程におけるエドガー／トムの多層的な役割と作品全体を通じて繰り返される「感じる」ことの意味を考察する。

II 「精神が自由になると、身体が繊細になる」：エドガー／トムの身体にこめられた意味

グロスター家の息子たちは嫡子と私生児に明確に区別されている。ケントの問い（“Is not this your son, my lord?” 1.1.8）に対して、グロスターが「息子」と答えるのはあくまでも嫡子のエドガーの方であり（“I

have a son, sir, by order of law” 1.1.19)、グロスターはエドモンドを決して「息子」とは呼ばない。エドモンドのことをあたかも他人のように呼び(“this young fellow” 1.1.13, “this knave” 1.1.21)、エドガーとは明らかに区別している。しかし、エドモンドの貪欲な性格は彼の母親のとどまることを知らない性的な魅力をグロスターに思いださせ、グロスターの愛情は嫡子エドガーよりもこの私生児エドモンドに注がれている(“a son, sir, by order of law, some year elder than this, who yet is no dearer in my account” 1.1.19-20)。私生児でありながら、愛情の点では嫡子に勝っている——父親のこのように複雑な愛情によって、本来ならば家族制度の枠組みから完全にこぼれ落ちるはずの私生児は、したたかに制度の枠内にとどまっている。そして、このねじれた愛情がエドモンドに、アウトサイダーでありながら制度内での自己形成の可能性を強く意識させることになる。つまり、エドガーは相続権をもった「父親の息子」である一方、エドモンドは「母親の息子」として卑しい私生児というレッテルを貼られているが、エドモンドに捺された私生児という烙印は、家父長制度や長子相続という社会を安定させるための仕組みを維持していくためにエドモンドの身体に書き込まれた記号にすぎない。同時に、エドガーの嫡子としての正統性や相続権も法によってエドガーの身体に刻まれたものでしかない。嫡子や私生児という区分けは人為的に書き込まれたものにすぎないことは、エドガーが家族という枠組みから容易に脱落することからも明らかである。エドガーはエドモンドの謀略によって追われる身となり、彼を長子として支えてきた法の枠組みから放り出され、相続権を奪われ、地位も名誉もなくし、乞食へと転落してしまう。その一方でグロスター家は、エドガーに代わる嫡子が存在していれば、制度によって守られていく。制度は制度そのものを存続させていくことが重要なのであって、そのなかで葛藤する個人についてまったく関心をもたない。このことに最初に気づくのはエドモンドであり、彼は制度の脆弱さを見抜いている。シェイクスピア作品には、中世的な価値観や社会構造に対抗して近代的な自己の形成に挑む人物がしばしば登場するが、エドモンドの場合は、価値観や社会制度を破壊させることを

目標にはしていない。むしろ、エドモンドはアウトサイダーの立場から家族制度の中に入り込み、「正統性」は自らの機知でつくりだせることを証明しようとする(“Edmund the base / Shall [top] th’ legitimate” 1.2.20-21)。実際、エドモンドがエドガーを「父の息子」の立場から引きずり下ろすことは驚くほど簡単にできる。エドガーの文字を真似て書いた偽の手紙を見せ、父から息子への相続の話を持ち出すだけで(1.2.71-74)、「父の息子」(“My son Edgar” 1.2.56)はすぐさま「悪党」(“Abhorred villain!” 1.2.76)に一変し、エドガーに与えられていた相続権はエドモンドに渡る。そのことをエドモンド自身が「古臭いスタイルの喜劇」(“the old comedy” 1.2.134)という言葉で明確にあらわしている。エドモンドは、エドガーがグロスターの誤解によって追放される様子を、あたかも昔風の喜劇が大団円をむかえて終わっていく場面にとたえているのだが、エドガーから主役の座を奪ったエドモンドは、彼自身による新しい喜劇を創作するのではなく、エドガーの言葉、しぐさ、立場を真似てこの古臭い喜劇に主人公として登場し、嫡子の役を演じてみせる。

I told him the [revengive] gods
'Gainst parricides did all their thunder bend,
Spoke, with how manifold and strong a bond
The child was bound to th' father:

(2.1.45-8)

「契約」(“bond”)という言葉は、コーデリアが過剰な愛情を要求するリアを戒めるときに使う言葉であり(“I love your Majesty / According to my bond, no more nor less.” 1.1.92-3)、そこでは家父長制度内における親と子の関係をリアよりもコーデリアの方が正しく理解していることを示す言葉であったが、エドモンドにとってこの言葉は、自分を嫡子として印象づけ、父グロスターに制度上あらたな「父の息子」が再生産されたことを強く意識させる都合のいい言葉として使われている。このようにエドモンドという私生児の存在は、中心と周縁の境界線はつねに揺らいでおり、その境界線はいつどのように侵犯されるかはわからないことを思い出させる。一方、エドガーはエドモンドによって中心から追い出され、周縁へと転落する。そして、エドガーの周縁への転落は、彼の身体が相続者の

身体から社会の落伍者の身体、すなわち弱く傷ついた浮浪者トムの身体へと変化することで象徴的に表わされる。

さて、家族という社会的な枠組みから追放されたエドガーは、浮浪者トムになってリアとともに荒野をさまよう。正体を隠すだけならば、ケントと同じように身分のある騎士でも構わないはずであるが、エドガーは社会階層では最下層にあたる浮浪者に変装する。その意味を考えるために、ここではまず浮浪者が当時の社会でどのような位置づけをされていたのかを、A.L. バイアーの論考とポール・スラックの救貧法の分析を参照しながら考察する。浮浪者に対する法律上の概念は14世紀に遡り、「労働可能な貧民」と「労働不能な貧民」とを区別したことに始まる。その後、チューダー朝期にこの区別はさらに強化され、例えば1531年の議会制定法では、浮浪者とは「健康な身体を持っており、労働可能であるにもかかわらず、土地を持たず、主人にも仕えず、生計を立てるための職業にも就かない者」として法律上では規定されている (Beier 24-25)。このように労働をせず、特定の住居を持たない浮浪者の存在に対して、社会の無秩序を助長するものとして、政府はしだいに危惧の念を抱くようになる。とくに1560年から1640年にかけては人口の増大と土地の喪失に伴い、住込みの労働形態が維持できなくなり、結果として浮浪者を大量に生み出すことになったという。そして彼らを放置しておくことと社会の秩序は乱れてしまい、安定した権力の維持ができなくなるかもしれないという恐れから、彼らを救済し、取り締まるための法整備がさらにすすめられていった。スラックによると、1531年の救貧法では、一部の浮浪者には物乞いや施しを受ける許可が与えられたが、基本的に貧民の放浪を禁止し、浮浪者は出身地に帰されることが述べられており、さらに1536年の救貧法では彼らに仕事を与え、就労できない貧民のためにそれぞれの教区で寄付を募ることが述べられている (Slack 9)。それぞれの法がかならずしも厳密に執行されたわけではなく、また貧民や浮浪者に関する一連の法が整備されるにはかなりの時間を要したが、これらの法がめざしたことは、労働可能であるにもかかわらず怠惰な貧民には労働と罰を与え、労働不可能な貧民に対しては金

銭的な援助を与えることとし、その結果として貧民が許可なく物乞いや施しをうけることを禁じ、彼らを規制して社会に無秩序が拡大していくことを防ぐことであった (Slack 9-10)。アーサー・キニーによると、一部の貧民には物乞いや施しを受けることができる許可書の発行をしていたこともその一環であり、許可の与えられた浮浪者はそれぞれの教区で施しをうけることができた³。許可書は代理人でも発行されたため、しばしば浮浪者が代理人となり手数料を稼ぐこともあったという (Kinny 42)。問題は、こうした許可書を悪用する偽の浮浪者が現れていたことである。当時、物乞いの許可書は当局によって発行されていたが、偽造も容易にできたので、詐欺師が浮浪者を装って物乞いすることは頻繁にあったという (Beier 9-10)。なかでもとりわけ当時の観客にも馴染みがあったのは、精神を病んだベドラムのトム (“Tom O’Bedlam”) を装う偽者だった。15世紀までにロンドンには精神を病んだ患者を収容するベツレヘム病院 (Bethlehem Hospital, Bedlam) が建てられており、ここに収容される浮浪者は “Bedlam beggars”, “abram-men” と呼ばれていた。もちろん本当に精神を病む者もいたであろうが、当時の記述を読むと、狂気を装う者への言及がみられる。ジョン・オードリーの *The Fraternity of Vagabonds* (1561) とトマス・ハーマンの *A Caveat or Warning for Common Cursitors Vulgarly Called Vagabonds* (1566) ではそれぞれ次のように紹介されている。

An Abraham man is he that walketh bare armed, and bare legged, and fayneth hym selfe mad, and caryeth a packe of wool, or a stycke with baken on it, or such lyke toy, and nameth himselfe poore Tom. (Awdeley 3)

These Abraham men be those that fayne themselues to haue bene mad, and haue bene kept eyther in Bethelhem or in some other pryson a good tyme, and not one amongst twenty that euer came in pryson for any such cause: yet wyll they saye howe pitiously and most extreamely they haue bene beaten, and dealt with all. Some of these be merye and

verye pleasant, they wyll daunce and sing; some others be as colde and reasonable to talke wyth all. These begge money; eyther when they come at Farmours howses they wyll demaunde Baken, eyther chéese, or wooll, or any thinge that is worthe money. (Harman 47)

ここで注目すべきは「よろこんで狂人になる」という言及である。自称トムたちは、貧しい身なりをして精神病患者を偽り、ベドラムや刑務所に入っていたという。また、彼らの狂人としての演技はときに大袈裟なものとなり人々（とくに女性）を恐れさせるため、民家に物乞いに行けば拒まれることはない（“And if they espye small company within, they wyll with fierce countenance demaund some what. Where for feare the maydes wyll geue theym largely to be ryd of theym.” Harman 47）。また、浮浪者は満足な衣服を身につけておらず、手足はむき出しであるため、寒さや痛みという人間の身体性を強く意識させるのも彼らの特徴であった。例えばトマス・デッカーの *The Belman of London* (1608) では、痛みや寒さに関する次のような言及がある。

Of all the mad rascalls (that are of this wing) the *Abraham-man* is the most phantastick: ... he swears he hath bin in bedlam, and will talke frantickly of purpose: you see pinnes stuck in sundry places of his naked flesh, especially in his armes, which paine hee gladly puts himselfe to ... onely to make you beleue he is out of his wits: he calls himselfe by the name of *Poore Tom*, and coming neere any body *cryes out Poore Tom* is a cold. (101)

ベドラムの患者の身体に刻まれている文字や記号は、彼らが社会から排除され隔離された者であるというしるしとして考えられるが、浮浪者たちも弱者という記号を可視化するために、自分の身体に傷をつけ、痛みや寒さを強調する。したがって、浮浪者トムは同情すべき社会的弱者という記号だけではなく、弱者を演じることで他人の保護、同情、親切を利用しながらした

たかに生きる者という記号でもあった。

このような複雑な意味をもった浮浪者トムの記号は、そのままベドラムの特殊な空間にも反映されていた。つまり、ベドラムは本当の狂気と演じる狂気、弱々しさと大胆さ、純真さと小賢しさの両極がないまぜになった空間であり、そこに暮らす人々も狂気かどうか判別がつかない人物ゆえに当時の人々の興味をひいた。ロイ・ポーターの *Madness: A Brief History* によるとベドラムのある患者について次のような記述がある。

[one of the Bedlamites hold] forth with much vehemence against Kingly government. I told him he deserv'd to be hang'd for talking of treason. 'Now,' says he, 'you're a fool, for we madmen have as much privilege of speaking our minds... you may talk what you will, and nobody will call you in question for it. Truth is persecuted everywhere abroad, and flies thither for sanctuary, where she sits as safe as a knave in a church, or a whore in a nunnery. (72)

本当の狂気なのかあるいは狂気を演じているだけなのか、そのどちらとも言えない様子がかえって彼らの特権となり、彼らは政治的・社会的なタブーや体制批判を自由に語る。社会から切り離された者が、社会と社会を構成している人々を相対化し、今度は自分が彼らを嗤うのである。エドガーがほかでもない狂気の浮浪者トムに扮するのも、このような浮浪者やベドラムに収容されている患者たちをめぐる当時の言説を反映しているからではないだろうか。つまり、エドガーは「嫡子エドガー」としては認識できなかった父の愚かさ、腹違いの弟への憎悪、自らのアイデンティティを形成する地位や名誉の脆さというものを、狂気の浮浪者を演じることで始めて相対化の視点を確保し、認識することができる。このように浮浪者トムという記号にこめられた意味——演技する狂気、身体性、狂気のなかでの認識——がエドガー/トムにもこめられていると考えられる。

さて、『リア王』に話を戻すと、エドモンドの姦計によって周囲を包囲され、逃げ道を失ったエドガー

は浮浪者トムの貧しさ、卑しさ、侮蔑、狂気すべてを纏うことにする (2.3.1-21)。人間の枠をこえた怪物のような印象を与える一方で (“Poor Tom, that eats the swimming frog, the toad, the todpole, the wall-newt and the water” 3.4.129-130)、リアの「心が自由になると、体が繊細に感じるようになる」 (“When the mind’s free / The body’s delicate” 3.4.11-12) という言葉そのままに、家族から離れ、持つべき権利をなくし、行き場を失ったエドガーはトムの身体を通してその苦悩を繊細に感じるようになる。例えば『リア王』には「食う / 食われる」のイメージが親族間で頻繁に使われるが、トムになってはじめてエドガーは自分の嫡子としての権利がエドモンドに貪られたことを実感する (“The foul fiend bites my back.” 3.6.17)。しかし、エドガーが食われたのは権利だけではない。彼は権利を持つことによって認められていた自分のアイデンティティも奪われてしまった。これまでも『リア王』は「モノ」と「所有」というマルクス主義の観点からもさかんに論じられてきたが⁴、総体的にこれらの分析が論じていることは、「モノ」はひとに所有されてはじめて意味をなすように、ひとも所有している「モノ」によってはじめて自分のアイデンティティが保証されるということである。リアで言えば、王権を持っていてこそ、ブリテン王であり、三人の娘の父親であるというアイデンティティが保証されるのであって、王権を譲渡してからのリアは「無」ですらない。この様子をさらに可視的に描くのはエドガー / トムであり、エドガーが浮浪者トムに名前をかえるのは、身を隠すためだけではなく、何も所有していないエドガーは「エドガー」というアイデンティティを認められないからだ。したがってエドガーは「無」の存在であるトムからやがて分離し、エドモンドから相続権と「エドガー」としてのアイデンティティを取り戻さねばならない。そのためには、あらためて父グロスターと和解し、「父の息子」エドガーを再生させる必要がある。

しかし、エドガーがアイデンティティを回復するためには、グロスターも自らの過ちを認め、その代償を払わなければならない。家父長制のもとでは父から息子の相続が原則だが、これは母親が息子を生むという前提がなければ成立しない。すなわち女の身体

を通過しなければ、安定した相続と家父長制度を維持することはできない。その意味では女性の身体や母性は重要であるが、同時にそれらは弱点にもなる。事実、グロスター家ではエドモンドが生まれたことによって、母親の身体は安定した相続と家族の存続を脅かす恐ろしい身体になってしまった。ここにグロスターの過ちがある。そしてこの過ちはエドガーよりもグロスターに大きな災厄として返ってくる。エイデルマンが指摘するように、父親は自分の子供を自分だけの子供と思いたがり、自分の面影だけを子供のなかに探そうとするが、母親の腹から生まれてくる過程で、子供は母親の一部を引き継いで生まれてくる。つまり父親の「自己増殖」 (“self-replication”) という幻想は息子の中にある母親 (女) の部分によって脅かされてしまう (Adelman 107)。グロスターは当初、エドガーを失ってもエドモンドを第二の自分自身と思うつもりであったが、結局自己増殖の夢は絶たれ、エドモンドは決してエドガーの代わりではないことを思い知らされる。あくまでもエドモンドは母親のおぞましい部分を引き継いだ息子であり、グロスターはこのことをエドガーから遠ざけられるという精神的な仕打ちだけではなく、彼自身が身体を傷つけられてはじめて明確に意識する。グロスターが目やえぐりとられる場面は劇中もっともおぞましい場面だが、この場面でグロテスクな暴力よりも興味深いのは、エドモンドと恐ろしい女たちとの結びつきが明らかにされることである。グロスターの目をえぐりとるのはエドモンドではなく、リーガンとその夫コンウォールであり、リーガンと姉ゴネリルはエドモンドをめぐる三角関係にある。そもそもエドモンドは自分が男女の自然な欲情の下に生まれたこと (“in the lusty stealth of nature” 1.2.11) を誇りに思っており、野望を実現する手段として知恵よりも肉体や性的な魅力を利用する男である。エドモンドのとどまることを知らない性的なエネルギーは母親譲りであり、リアを苦しめるゴネリルとリーガンも、嫡子でありながらリアが「非嫡出子」 (“Degenerate bastard” 1.4.254) と思わずにはいられないほどの非情さをもった恐ろしい女たちである。いわばエドモンド、ゴネリル、リーガンは「母の子供たち」であり、エドモンドは女のネットワークに自分の居場所を見つ

けた男といえる。そして、これら「母の子供たち」は父親を脅かし、「父の子供たち」であるエドガーやコーデリアを出し抜き、男性中心の家族制度に襲いかかる。グロスターは、このような女の性に秘められた力の恐ろしさを、視力を失ってはじめて知る。視力を失うことは、中世以来不貞や姦淫に対する罰を意味しており (Foakes 295)、グロスターは文字通り自分の罪を「身体で感じる」ことになる (“I see it feelingly.” 4.6.149)。エドガーもエドモンドの仕打ちに憤り、父親の苦しみに同情はするが、父の犯した罪は重大であると思っており、簡単に許すことはできない (“The dark and vicious place where thee he got / Cost him his eyes.” 5.3.173-174)。こうしたなかでグロスター家から女の恐ろしい力を払拭するには、その性的魅力に屈したグロスターが自分を省みて罪を贖う必要がある。そしてそれは、トムになったエドガーの存在なしには成し遂げられない。

Ⅲ グロスターとエドガーの距離

エドガーのグロスターに対する態度は複雑で、そこには憐れみ、皮肉、からかいなどさまざまな感情が絡み合っている。しかしその一方で、エドガーは自殺しようとしていたグロスターを救い、エドモンドを倒し、父にかわって家族——男性主体の家族——の再生を誓う正義の人でもある。アーデン版の編者 R. A. フォークスは、父の悲しみをもてあそぶ残酷さと救い主としての正義との両面を合わせもつエドガーという人物の理解を困難にさせているのは、絶望のふちにある父を見ても、決して父との距離を縮めようとしない冷静さであると指摘している (Foakes 48-50)。たしかにエドガーは父の自殺願望を知りながらドーヴァーへと導き、グロスターがぎりぎりのところで自殺を回避した後も自分は息子であることを告げることなく父親の激しい感情の吐露を冷静に見つめている。この点を考慮すると、エドガーはグロスターとの距離を保ったまま、最後まで父との和解を果たせずに終わるように思えるが、実際には、エドガー扮するトムの存在がこの距離感に微妙な変化を生み、エドガーとグロスターの互いの認識にも影響を与えている。以下、その過程を考察する。

エドガーがトムに変装することを決めるとき、彼はトムに独特な存在感があることを認めている。

Of Bedlam beggars, who, with roaring voices,
Strike in their numb'd and mortified arms
Pins, wooden pricks, nails, sprigs of rosemary;
And with this horrible object, from low farms,
Poor pelting villages, sheep-cotes, and mills,
Sometimes with lunatic bans, sometime with
prayers,
Enforce their charity. Poor Turlygod! poor
Tom!
That's something yet: Edgar I nothing am.
(2.3.14-21)

エドガーが浮浪者トムに対して抱いているイメージは、前述したような『リア王』上演当時の観客たちが抱いていた浮浪者トムに対するイメージとさほどかわらない。そこにあるのは、正気と狂気の境目をたくみに越境しつつ、慈悲を請い、したたかに生き延びるトムの姿である。興味深いのは、エドガーが相続者としての存在を否定された自分よりも、自分の「弱さ」をあからさまに世間にさらけだし、慈悲を求めて生きていこうとするトムの方に何らかの価値があると認めている点である。言葉を自在に操って自己実現を成し遂げるエドモンドとは異なり、トムに扮する前のエドガーは、感じたことを言葉で表現することはほとんどない。そのかわり、トムに変装することで、エドガーはトムを通して、自分の苦悩を感じたままに言葉にしはじめる。さらに、「弱さ」をさらけ出すのはエドガー／トムだけに特有なのではなく、リアもグロスターも自分の存在の脆さを認識したときに、自分の苦悩、憎悪、絶望を語りはじめる。いわば、「弱さ」を吐露することでリアとグロスターはあらたな自己認識に到達するのだが、これを外側から支えていくのが、さらに弱い存在のエドガー／トムなのである。それではエドガー／トムはどのように、特にグロスターとの距離を狭めていくのだろうか。

『悲劇とは何か』(2002)のなかで、加藤行夫は悲劇における認識の問題を登場人物間の「距離」と「移動」の観点から論じている。加藤によると、悲劇が成り立つためには主人公の悲しみを第三者が認識することが

必要であり、その第三者とは主人公に寄り添い、主人公の経験を共有し続ける「内在性」と、主人公の外側において、冷静に主人公を見つめる「超越性」の両方がかねそなえていなければならない（加藤 142-167）。この論をグロスターとエドガーの「距離」と「移動」の問題に援用すると、エドガーはグロスターにとって唯一「内在性」と「超越性」を兼ね備えた人物となる。まずエドガーはトムとして、グロスターのなかで内在性を確保するのだが、グロスターがトムと対峙するのは彼がゴネリル夫婦の残忍な行為によって視力を失ってからなので、彼はトムの姿さえも見るができない。したがって、グロスターはトムの言葉をたよりにさまざまなことを「感じる」しかないのだが、トムを通して彼が最初に思い出すことは、エドガーの面影であり（“My son / Came then into my mind” 4.1.33-34）、グロスターにとってエドガーとトムはすでに重なりあっている。そして、グロスターがトムと接していて気づくことは、自分も含めたいわゆる「持てる者たち」（“the superfluous and lust-dieted man” 4.1.67）の過剰さ、貪欲さである。グロスターは、彼自身の女性に対する性的な貪欲さ、息子たちへのバランスを欠いた愛情のかけ方、とりわけエドモンドに対する過剰な期待など、あらゆるものを過剰に持ちすぎていた。そうした自分と対極にあるのが裸のトム——すなわち「無」を象徴する存在——であって、自分の豊かさを分け与えることでトムの不幸を取り除くという優しさと同情を、トムと同じ境遇になってはじめてグロスターは感じるようになる（“I’ll repair the misery thou dost bear / With something rich about me.” 4.1.77-78）。前述のように、本当の浮浪者であろうと浮浪者のふりをしているだけであろうと、浮浪者トムは人々から施しや哀れみを受けることができる社会的に認知された記号であるため、グロスターがトムに心を寄せてくるのは自然なことであり、トムが表す「弱さ」にグロスターの哀しみが共鳴したともいえるだろう。その後、トムはグロスターから上着をもらい、彼の手を取り（“Give me thy arm” 4.1.78）、ドーヴァーへと先導する役目を引き受ける。ドーヴァーに向かう旅は、グロスターにとっては死にむかう旅であるが、互いの痛みを感じつつグロスターの手をひ

いているとき、トムはグロスターと一体化したものの、すなわち内在性を得たと考えられる。

しかし、ドーヴァーに到着すると、エドガーはトムではなく、農夫に扮しており、グロスターに最も近い存在からひとつ遠のいた存在へと変化している。なぜ、ドーヴァーに到着すると同時にトムは作品から消えてしまうのだろうか。トムがこの場面を境に作品から消えていくのは、グロスター、エドガー双方に変化が生じるからである。グロスターにとってトムは絶望をも共有できる一心同体の存在だが、絶望する人物の内側に入れば入るほど、実際には絶望の意味を冷静に理解することは難しくなる。前述したように、トムはグロスターに寄り添い、彼の悲しみと後悔を受け止め、ともに耐え続ける存在であって、グロスターに絶望の意味を説く役割はもっていない。したがって、トムよりもグロスターとの距離を保ち、トムよりも鋭く厳しい視点を備えた人物が登場しなければ、本当の意味でグロスターは自らの没落の意味を解することはできない。また彼が真に絶望から救われるためには、エドガーの罰を真摯に受け入れ、「女の息子」におどらされた自分の愚かさを認識するという過程を経なければならない。その罰とは死をもって清算することではなく、自分の罪の重さに自分自身で耐えながら生き続けることである。結果として、グロスターが、たとえ苦痛を伴うものであっても、暗闇のなかで生きぬくしかないという強い意志を持ったとき、彼にはもはやトムは必要ないのである。この時点で、トムは余剰の存在となるのだ。一方、エドガーも彼自身の変容の過程でトムを消さなければならない。エドガーの変容とは、エドモンドに比べて言動も行動も控えめで、つねに受身の態度しかとれない弱い存在から「父の息子」として再生することだが、エドガーが再生するためには、彼自身が愚かな行動をとった父の存在を一旦否定し、乗り越えなければならない。実際にエドガーが父親を殺害することはないが、彼が父親の絶望を冷酷に弄び（“Why I do trifle thus with his despair / Is done to cure it.” 4.6.33-34）、あえて自殺を疑似体験させる場面は、「女の子供たち」と深く関わり、その結果自分自身と家族を崩壊に向かわせてしまった父親に、エドガーが死をもって罰を与えているように見える。同時に

それは、男性主体の家族制度を揺さぶる女、すなわち存在しない母親の影を父親と自分の間から消去することでもある。したがって、この瞬間からエドガーの中からグロスターに寄り添うトムは消え去り、父権を受け継ぐ者としてのエドガーが行動しはじめる。

トムが姿を消した後、エドガーに課せられていることは、「母の子供たち」の脅威に晒されて失ってしまった男性性を回復し、「母の子供たち」を破滅させることである。その過程でエドガーが最初にすることはオズワルドの殺害だが、この作品でオズワルドは崩壊した秩序の中でしたたかに生きのびていく「小賢しい悪党」（“a serviceable villain” 4.6.252）として描かれている。オズワルドにとって、リアは国王ではなく「奥方様の父上」（“My lady’s father” 1.4.79）にすぎず、「グロスター伯爵」とは嫡子エドガーではなく私生児エドモンドをさすように（“To Edmund Earl of Gloucester” 4.6.249）、彼は転倒した価値観も道徳の腐敗もそのまま受け入れる人物である。彼の最後の仕事もゴネリルが情夫エドモンドに夫の殺害を懇願する手紙を届けるというものだが、こうした不道德な任務も彼は忠実に遂行する。いわば、安定した社会を築くために尊重されなければならないもの、すなわち信頼や愛情、正義、忠誠心というものがすべて崩壊したところに生まれてくるのがオズワルドとエドモンドなのだが、二人に共通していることは、悪に対して忠実であること、そしてその悪事には女の果てしない情欲が見え隠れすることである。特にこの二人が重なるように見える瞬間は、オズワルドが懸賞つきのお尋ね者になっているグロスターの首をとろうとするときで、このときオズワルドはエドモンドのように、既存の階層制度の中でのし上がり、新たな自己形成を企んでいる。したがって、エドモンドにとってエドガーが父親を騙すための道具にすぎなかったように、オズワルドにとってもグロスターの首は社会階層を駆け上がるための戦利品にすぎない（“prize” 4.6.227）。こうした価値観はエドガーがオズワルドを殺害することによって否定されるのだが、この場面はオズワルドがエドガー扮する農夫に倒されることによって象徴的に描かれる。エドガーは身なりだけではなく、言葉遣いも身分の低い農夫を真似ているため、オズワルドはエドガーに対し

て蔑んだ態度をとるが、結局、オズワルドはエドガーが体現する目に見えない正義によって倒されてしまう。その様子は別の見方をすれば、オズワルドに代表される目に見える価値を執拗に追い求める者たち、すなわち「母の子供たち」が「父の息子」エドガーによって敗北することを意味している。

IV 「感じること」の意味をめぐって：舞台、観客、悲劇

『リア王』は「質」と「量」の主題を描く作品である。愛情を量で測ろうとするリアに対して、愛情の質を訴えるコーデリアがおり、コーデリアの価値を持参金で換算し、怒りのあまりその額を減らそうとするリアに対して、コーデリアを持参金の額ではなく人間性で評価するフランス王がいる。また、ゴネリルとリーガンはリアから分与される土地の広さを気にしていたのに対し、コーデリアはリアの国王としての品格、父としての権威に失望した。グロスター家ではどうだろうか。エドモンドはエドガーを騙し、父グロスターを裏切って嫡子という立場を手に入れたことによって、家族制度の中でこれまで自分にマイナスの価値しか与えなかった私生児というレッテルを隠すことができた。しかし、エドモンドにとって「グロスター伯爵」という名は社会階層の中で自分の位置を保証してくれる都合のよい記号であっても、実際にはその名に実体が付与されなければ機能はしない。実体を持っているのはエドモンドではなくエドガーであることは明らかであり、最終幕でエドガーは匿名の騎士として登場しているにもかかわらず、「グロスター伯爵エドモンド」はこの騎士に遠く及ばない。エドガーは名前も顔も明らかになくとも彼の身体からはグロスター伯爵の名にふさわしい実体、すなわち勇気や気品——エドモンドには見られないもの——が感じ取られる（“In wisdom I should ask thy name, / But since thy outside looks so fair and warlike, / And that thy tongue some say of breeding breathes” 5.3.142-144）。さらに、「お前は何者なのか」というエドモンドの問いに対して、エドガーは「父の息子エドガー」と名乗り、父の息子である以上、相続者としての血筋ではエドモンドは自分にかなうはずがないと

続けるのだが（“I am no less in blood than thou art, Edmund; / If more, the more th’ hast wrong’d me. / My name is Edgar, and thy father’s son. 5.3.168-170）、ここでエドガーが「父の息子」であるということの意味は、もちろん血筋だけを問題にしているのではない。エドガーが父の息子であるというのは、グロスターの過ちを認めながらも、彼が受けねばならない罪の重さ、哀しみ、苦しみを共有した経験があるということの意味している。もちろんその経験をエドガーはトムの身体を通して感じ取ったのだが、前述したように、トムの身体を通して感じ取ったものはエドガー自身が変容するきっかけになっている。エドガーもエドモンドに騙されたときのエドガーのままでは「父の息子」になり得ないのだ。『ヘンリー四世』（1597）におけるハル王子の放蕩生活と同じように、エドガーも本来自分がいるべき場所を離れ、第三者の視点を獲得し、他者の苦しみを冷静に見つめ、自分のものとして感じることができたときに、自分の存在を依存する人として父グロスターをあらためて認識し、そのときはじめて「父の息子」になることができる。つまり、父権の重みや父子関係の深さは、明確に数量化できない、感じることでしか理解できないものであることをエドガーは体现している。

このことは、終幕でのエドガーの「言うべきことではなく、感じたことを語る」（“Speak what we feel, not what we ought to say.” 5.3.325）という言葉でも表わされている。これはグロスターの「身体で感じて理解する」（“I see it feelingly.” 4.6.149）という言葉と共鳴しており、この二つの言葉の響き合いからも父と息子の強い結びつきを思わせるが、そもそも『リア王』という作品は「感じること」の意味をつねに問いかける作品であるといえる。二つの家族の悲劇は、「感じていること」を言葉にできないことからじまる悲劇であり、冒頭にリアが娘たちの愛情を試す場面では、ゴネリルとリーガンは言葉巧みに過剰な愛情表現をする一方で、コーデリアは感じたままを語ったために父に糾弾され、グロスター家でもエドモンドは語ることを自己形成の手段としているが、エドガーはエドモンドによって謀反人に仕立て上げられても、十分に否定する言葉を持たないため、心のうちを語ることができ

ない。しかし、リアそしてグロスターが言葉にできない肉体的・精神的苦痛を感じるようになるにつれて、作品全体が「感じること」の意味を問い始める。そして、この「感じること」の意味を観客とともに考え、この作品の悲劇のあり方を観客とともに体験していく人物がエドガーなのである。リアやグロスターの苦悩を見つめるエドガーは、舞台上の登場人物でありながら観客と視点を同じにする観察者でもある。彼は冷静なコメンテーターとして観客の作品理解を助ける一方で、登場人物として舞台上で描かれる世界に積極的に巻き込まれもする。したがって、観客はエドガーを通して登場人物の苦悩に触れ、彼らの哀しみを理解していく。『リア王』という作品が観客に悲劇として受容されるためには、リアの自己認識の過程がいかに観客の共感を引き出すことができるかが最も重要なのだが、観客はリアの再生の過程をどのように見つめ、エドガーはどのように観客の理解を促すのか、以下考察する。

国王という自らの地位に慢心し、娘たちの愛情を試した挙句、それぞれの真意を汲み取ることができずに誤った判断を下してしまうリアの姿を見て、同じような物語を民話や伝承ですでに馴染んでいた当時の観客は、彼の悲劇的な末路を容易に想像したであろう⁵。しかしながら、たとえリアが典型的な愚かな父親であっても、彼の転落の軌跡に観客が感動していくのは、リア自身が転落しながら人間として再生する、すなわち「感じること」をとりもどしていく過程を見つめ続けるからにはかならない。しかし、リアの人間としての再生の道のりは険しい。というのは、実質のない権力は本当の権力ではないことに気づかず、形式ばかりに固執するリアの姿はそう簡単には変わらないからだ。例えば、観客にはゴネリルとリーガンの非情さに大きな違いは見られないが、リアには騎士の数を二倍多く許してくれるゴネリルの方がリーガンよりも愛情のある娘に見えている（“Thy fifty yet doth double five and twenty, / And thou art twice her love.” 2.4.259）。このように頑ななリアを矯正するものは、人間というよりもむしろ人間を超えたもの、すなわち「自然」しかない。『リア王』では「自然」の表象は複雑で、エドモンドが憎むような秩序や安定の源として描かれる一方で、荒野、嵐、風雨のようにリアが理性

を失うほどの恐怖を与えるものとして描かれてもいる。例えば、エイデルマンが「自然」を女性性の脅威を表象するものとしてとらえ、激しい嵐は、リアの男性性に襲いかかるようにその身体を突き刺すと指摘するとき (Adelman 109-112)、その解釈が説得力をもっているように思えるのは、「自然」をジェンダー化することに関わらず、リアをとりまく「自然」は「創造」ではなく「破壊」を意味しているからだろう。実際、リアの精神は「自然」によって徐々に破壊されていく。その結果、リアは愚かな王は自らの過ちのために没落するという因果応報の類型をはるかに逸脱し、動物と人間の境目が分からなくなるほどに人間としての存在価値を破壊されていく。観客はその様子に否応なく引き込まれていくのだが、因果応報の結末とはいえ、観客が徐々にリアに心を寄せていくのは、理性を失い狂気の世界に足を踏み入れながら、リア自身がその恐怖と絶望を感じ取っていく過程を見るからだ。「涙が流れ、胸が張り裂け、気が狂いそうだ」(“I have full cause of weeping, but this heart / Shall break into a hundred thousand flaws / Or e'er I'll weep. O fool, I shall go mad.” 2.2.284-286) と叫ぶリアは、自分の内なる声に耳を傾けており、国王の地位と父親の権力に固執していたかつてのリアではない。リアが人間として存在する最後のところではじめて自分の痛みを認識するのは皮肉なことであるが、巨人リア王が一個人へと変化していく様子に、観客は自分と同じ人間の弱さを見出し、共感するのだろう。

さて、冒頭でコーデリアを追放して以来、リアにたえずつき従っているのはケントだが、たとえ身分を隠してもケントがリアを見守る立場に変わりがないのに対し、エドガーはトムになることによってリアの狂気の世界に近づいていく。トムの狂気は演技であるが、演技であるからこそリアが体現する真の狂気と完璧に交じり合うことはなく、エドガーは距離を置いたまま、しかし誰よりもリアに近いところで彼に接することができる。この微妙な距離感にはリアにも明確に感じ取られていて、彼はエドガーを自分と同等の者というより、自分になりたいものを最も純粋な形で体現している者とみなし (“Thou art the thing itself: unaccommodated man is no more but such a

poor, bare, fork'd animal as thou art.” 3.4.104-6)、敬愛すべき「哲学者」 (“this philosopher” 3.4.154, “Noble philosopher” 3.4.172, “my philosopher” 3.4.176) と呼んでいる。リアにエドガー / トムとの一体感が感じられないように、エドガーも冷静な観察者の視点をなくしておらず、リアの苦悩と自分の苦悩を比較する余裕を持っており、リアに比べれば自分の苦しみは些細なものとして分析している (“How light and portable my pain seems now” 3.6.108)。しかし、エドガーの冷静な観察者としての位置は不動のものではない。狂気のリアと失意のグロスターが再会する場面を目のあたりにするとき、エドガー自身の痛みが彼らの痛みと重なり合い、エドガーは観察者ではなく、登場人物として劇世界の一員となり彼らと痛みを共有する (“I would not take this from report; it is, / And my heart breaks at it.” 4.6.141-142)。そして、この場面以降、自分と他者の痛みの共感にはリア、エドガー、グロスターの間で相互に描かれていくが、最終幕にむかって中核をなすのは、リアの自分と他者の痛みの認識である。リアは視力を失ったグロスターを前にして、この世の出来事は目で見るだけでは認識できず (“A man may see how this world goes with no eyes. Look with thine ears.” 4.6.150-151)、隠された悪事を見ようとしても見ることは出来ないことを説く (“Robes and furr'd gowns hide all [vices] 4.6.165)。グロスターの苦悩を思いながらリアが認識することは、彼もグロスターも子供たちの言葉からそれぞれの真理を汲み取ることができなかったために「子供によって人生を変えられてしまった」愚かな父親 (“child-changed father” 4.7.16) であり、それが自分自身の痛みの根源であるということだ。そして、愚かであるという認識に到達したリアが最後に思うことは、他者への憐れみである (“I should ev'n die with pity / To see another thus.” 4.7.52-53)。すなわち、自己の痛みを通して他者の痛みを理解すること——これが『リア王』が観客にむかって問い続ける「感じること」の意味だといえる。そして、エドガーが眼前で繰り広げられる絶望や苦悩に対してコメンテーターとしての冷静さを装いつづけることができないように、彼と視点を共有している観客も、そこで演じられているものに自己の痛みを重ね

合わせ、リアの中に——たとえどんなに愚かであっても——深い人間性をみる。

観客が『リア王』で経験するものは、親子、兄弟、夫婦、主従などさまざまな人間関係が破綻していく世界であり、それは数多くの死をもって終わりをむかえる。しかもこの傷ついた世界の終焉は、コーデリアの死が象徴するように、救いがたいほどの悲惨さに満ちている。観客が感動したはずのリアの認識も結局は一時的な経験にすぎず、「他者への哀れみ」にたどり着いたはずのリアは、再び狂気の世界をさまよひ、コーデリアの死体にむかって絶叫しながら死んでいく。このような終わり方を不条理ととらえることもできるだろう。しかし、メイナード・マックが「悲劇は何を考えるべきかを観客に教えるのではなく、私達が何であるか、何になりうるかを示すものである」(Mack 117)と述べているように、観客はこの悲惨な物語から何かを学び、何かを判断するというよりもむしろ、その中に自分と同じ人間の姿と社会の有り様を見て、ともに傷つき、哀しみ、憐れむという体験をすればいいのであって、その体験が多ければ多いほど、観客は『リア王』の劇世界に深く入り込み、感動を覚える。いわば劇中で言及される「感じること」への要求は、そのまま観客への要求にもなっている。そして、舞台と観客を繋ぐ人物としてエドガーを配し、怒り、哀しみ、憐れみという常套的な観客反応を効果的に利用することによって、『リア王』はシェイクスピア劇の中で最も深く人間の本性を掘り下げることができた作品であるように思われる。

注

1 以下、シェイクスピア作品については、原則的に初演年を記し、*Annals of English Drama 975-1700*, ed. Alfred Harbage; Third Edition: Revised by Sylvia Stoler Wagonheim (Routledge, 1989) に従う。

2 以下、シェイクスピア劇からの引用は、*The Riverside Shakespeare*, ed. G. Blakemore Evans; Second Edition (Houghton Mifflin Company, 1997) に従う。

3 アーサー・キニーによると、物乞い許可書が発行された理由は様々であったが、例えば、異教徒に妻子を人質にとられたキリスト教徒が身代金を集めるため

に物乞いをする場合や、火事や難破によって財産を失った者がその損失を埋めるために物乞いをする場合などがあったという (Kinny 41-2)。

4 例えば、Margreta de Grazia, “The ideology of superfluous things: *King Lear* as period piece.” *Subject and Object in Renaissance Culture*. Eds. Margreta de Grazia, Maureen Quilligan and Peter Stallybrass. Cambridge: Cambridge University Press, 1996. 17-42.

5 父親が三人娘の愛情を試す物語は、『リア王』以前に数多くの民間伝承や神話に描かれている。多くの場合、娘の選択を誤った愚かな父親が没落し、最後は娘と和解して物語が終わる (Foakes 93; Young 309-13)。

参考文献

- Adelman, Janet. *Suffocating Mothers*. New York: Routledge, 1992.
- Awdeley, John. *The Fraternity of Vagabonds*. 1561. *Early English Text Society*. Extra series 9. Eds. Edward Viles and F. J. Furnivall. Millwood, New York: Kraus Reprint Co., 1975.
- Beier, A. L. *Masterless Men: The Vagrancy Problem in England 1560-1640*. London: Methuen, 1985.
- Boose, Lynda E. “The Father and the Bride in Shakespeare.” *PMLA* 97 (1982): 325-347.
- Dekker, Thomas. *The Belman of London*. 1608. *The Non-dramatic Works of Thomas Dekker*. Vol.3. Ed. Alexander B. Grosart. New York: Russell & Russell, 1963.
- Evans, G. Blakemore. ed. *The Riverside Shakespeare*. 2nd ed. Boston: Houghton Mifflin Company, 1997.
- Harman, Thomas. *A Caveat or Warning for Common Cursitors Vulgarly Called Vagabonds*. 1566. *Early English Text Society*. Extra series 9. Eds. Edward Viles and F. J. Furnivall. Millwood, New York: Kraus Reprint Co., 1975.
- 加藤行夫. 『悲劇とは何か』東京：研究社 2002.
- Kahn, Coppéria. “The Absent Mother in *King Lear*.” *Rewriting the Renaissance : The Discourses of Sexual*

- Difference in Early Modern Europe*. Eds. Margaret W. Ferguson, Maureen Quilligan, and Nancy J. Vickers. Chicago: The University of Chicago Press, 1986. 33-49.
- Kinney, A. F. ed. *Rogues, Vagabonds, and Sturdy Beggars*. Amherst: The University of Massachusetts Press, 1990.
- MacDonald, Michael and Terence R. Murphy. *Sleepless Souls*. Oxford: Clarendon Press, 2002.
- Mack, Maynard. *King Lear in Our Time*. 1965. Berkeley: University of California Press, 1972.
- Porter, Roy. *Madness: A Brief History*. Oxford: Oxford University Press, 2002.
- Shakespeare, William. *King Lear*. Ed. R. A. Foakes. London: Thomson Learning, 1997.
- Slack, Paul. *The English Poor Law, 1531-1782*. Cambridge: Cambridge University Press, 1990.
- Sokol, B. J and Mary Sokol. *Shakespeare, Law, and Marriage*. Cambridge: Cambridge University Press, 2003.
- Young, Alan R. "The Written and Oral Sources of *King Lear* and the Problem of Justice in the Play." *Studies in English Literature 1500-1900*. 15 (1975): 309-319.

第 145 回国会における国旗国歌法案審議の分析（3）

岩田 温
Atsushi Iwata

Analysis of Deliberation on the Bill of National Flag and Anthem Conducted by the Committee on Cabinet of the House of Representatives (Part 3)

People are obliged to obey the laws of the nation. This obligation is easily fulfilled when the content and meaning of the law are clear and its purpose is acceptable. The sponsors of a proposed law should account for the meaning of it and those who in opposition should conduct cross-examination to make clear the point at issue. This communication process is expected to help the public with their understanding of the law and prepare them to express their opinions as public opinion. This article is part of the effort to investigate the communication aspects of the legislative process of the bill (which was later enacted as the Law Concerning the National Flag and Anthem) and the mass communication aspects of the media coverage of the bill and of the deliberation on it in the Diet. This article (as part three of the whole investigation) takes up the fourth speaker in the first session of the deliberation on the Bill of National Flag and Anthem in the Committee on Cabinet of the House of Representatives.

はじめに

本稿は拙稿「第 145 回国会における国旗国歌法案審議の分析（1）」及び「第 145 回国会における国旗国歌法案審議の分析（2）」に続き 4 番目に質疑を行った藤村修委員の質疑の内容とその質問に対する政府側答弁を検討の対象とする⁽¹⁾。

なお、発言内容を整理するにあたり発言者ごとに (a)、(b) の見出しを付して論点を整理した箇所がある。発言者が異なる場合には同一の論点でも (a)、(b)

の見出しが異なる場合がある。考察の項で検討を加える際の参照の便宜のため、〈(a)「慎重な審議の要請」〉のように論点に呼び名を付して〈 〉付きで挿入した箇所がある。

1 国旗及び国歌に関する法律案に対する第 145 国会衆議院内閣委員会における第 1 回審議の内容

1-4 藤村修委員の質疑

1-4-1 藤村修委員の質疑と政府側答弁の内容

藤村修委員は質疑終了の挨拶を除き13回の質疑を行った。

(1) 藤村委員の最初の質疑の概要

藤村委員は、最初の質疑のなかで野中広務内閣官房長官が教育の分野での混乱ならびに広島県立高校長の自殺について発言したことに触れ、「なぜ法制化、それも今この時期に国旗・国歌法案を国会に提出されたのかということ、この辺、整理をして改めてお答えを願いたいと思います」と政府の見解を質した<(a)「法案提出の背景説明の要求」>。

これに対して野中広務内閣官房長官は、「日の丸・君が代が、長年の慣行によりまして、それぞれ国旗・国歌といたしまして国民の間に広く定着をしていることを踏まえまして、二十一世紀を迎えることを一つの契機といたしまして、成文法にその根拠を明確に規定することが必要であるとの認識のもとに法制化を図ることといたしましたわけでございます」と会議冒頭で述べた提案趣旨説明を繰り返した⁽²⁾、「去る二月に広島県で国旗・国歌の指導に大変御尽力をいただいております県立」「高校の」「校長先生が」「命を絶たれるという痛ましい事件が起りまして、国旗・国歌のあり方について、国民の間に定着していることだけに、十分とはまだ言えないということが、法制化を検討する一つの契機となったことはそのとおりでございます」と応じた<(a)「法案提出の背景説明」>。

(2) 藤村委員の2回目の質疑の概要

藤村委員は2回目の質疑のなかで第1に「この法案自体」の「法的な波及効果」についての「説明がよくわからなかった」という意見を述べ<(a)「法案の法的波及効果の不明瞭性」>、第2に「割にはっきりしていることは、教育界における国旗・国歌、日の丸・君が代問題」について、「過去、ある意味では、法的根拠はない国旗日の丸、国歌君が代を学習指導要領で、これは法的根拠ですから、それでやってきたことに若干のちゅうちょがあるというか、やはりこれが問題であったのかなというのも動機の一つであったというふうに今伺いましたように思います」と述べ<(b)「法

的根拠のない国旗国歌教育の問題性」>、第3に「広島県の教育委員会が」「二月の時点で」君が代の歌詞について「『君が代』の指導にあたっては、その歌詞の意味は日本国憲法の枠組みの中で解釈されるべきものである」こと、それからもう一つ、『日本国憲法の下での「君が代」は、国民統合の象徴である天皇を持つ我が国が繁栄するようにとの願いを込めた歌であると解釈すべきものである。』という見解を出していること、石垣委員の質疑の際に「君というのは象徴天皇と解釈するのが適当」という答弁がなされたこと、小淵恵三内閣総理大臣が「君が代は、日本国民の総意に基づき、天皇を日本国及び日本国民の統合の象徴とする我が国のこと」⁽³⁾と答弁したことについて、「それぞれ若干違うので、もう一度この時点で」「君が代ということについての政府見解をお伺いしたいと思います」と述べて政府の見解を質した<(c)「君が代の歌詞の解釈」>。

これに対して竹島一彦政府委員(内閣総理大臣官房内政審議室長)は、「君が代のうちの『君』は「象徴天皇を指す」、「君が代」は、「我が国というふうに解釈するのが適当ではないか、こういうことを総理が答弁されているということ」であり、「二つは違いますけれども、そこに何か矛盾しているというふうには考えておりません」と答弁した<(a)「君が代の歌詞の解釈の統一性」>。

(3) 藤村委員の3回目の質疑の概要

藤村委員は3回目の質疑のなかで、「学習指導要領に基づいて小学校の生徒なり中学校の生徒に社会科の段階で教える」ことを前提とした場合、「大事なことは、国旗、旗は、これは見る人見る人のそれぞれの感覚で判断をすればいい」<(a)「国旗の意味判断に関する児童生徒主体論」>、「しかし、国歌、歌は歌詞があります。歌詞は日本語でございます。日本語には意味があります」と述べ、教育の場に於いて君が代を「どういうふうに教えるか」を問題提起し、「君が代は、我が国というのと」、「『君』がまず象徴天皇で」、「『代』は時代の『代』であったり、それから『国』であったりという、二通りあるので、ここをきっちりと一つにまとめた上で」「もう一度ちゃんと話してください」と政府

に回答を求めた〈(b)『君が代』の歌詞の意味の統一的判断に関する政府主体論〉。

これに対して答弁した竹島一彦政府委員の全発言は次のとおり。「大事なことは、君が代の歌詞、これは何を意味しているのかということだと思います。答弁申し上げるのは、すりかえる意味ではございませんが、大事なことは、君が代とは何を意味した歌詞なのかということだと思いますが、それにつきましては、先般の石垣委員に対する答弁書で申し上げましたとおり、天皇を日本国及び日本国民統合の象徴とする我が国の末永い繁栄と平和を祈念したものである、そういうことを意味した歌詞である、こういうことでございます。ですから、学校におきましても、君が代の意味は何かというと、日本国及び日本国民、象徴天皇だけではなくて、象徴天皇が象徴されるその母体である日本国及び日本国民、これの末永い繁栄と平和を祈念する歌である、こういうふうに指導がされるべきだと考えております」〈(a)『君が代』の意味の統一的解釈、(b)『君が代』の歌詞の無意味論、(c)「学校においてなされるべき指導」〉。

(4) 藤村委員の4回目の質疑の概要

藤村委員は4回目の質疑のなかで、直前の竹島一彦政府委員の答弁に対して「小学生には、今の解釈を受けてどういうふうに指導したらいいのでしょうか」と質問した〈(a)「小学生に対する君が代の指導方法についての質問」〉。

これに対して答弁に立った辻村哲夫政府委員（文部省初等中等教育局長）の全発言は次のとおり。「具体的な個別の指導につきましては、各学校の教師たちにゆだねられるわけでございますが、私どもが学習指導要領の解説書等で、各学校に、指導に当たってこういうことはということ指導助言として行っておりますのは、先ほども答弁がございましたが、国歌君が代は、日本国憲法において、天皇及び日本国並びに日本国民統合の象徴とする我が国がいつまでも繁栄するようにとの願いを込めた歌であることというその趣旨を私どもは示しておるのとどまっております、あと具体的に、個々の子供たちに向かって先生がどんな形でこの意味をわからせるかということにつきましては、教

師の専門性にゆだねているということでございます」〈(a)「小学生に対する君が代の個別具体的指導の主体としての教師と教師の指導に対する助言主体としての文部省の関係に関する説明」〉。

(5) 藤村委員の5回目の質疑の概要

藤村委員は5回目の質疑のなかで、第1に君が代の「本当に正しい理解の仕方は、これは各教師に任せられたことではないと思います」という意見を述べ〈(a)「小学生向け『君が代』教授法統一化論」、第2に「よく考えておいてください。後で聞きます」と述べて君が代の教え方についての質問の予告をした〈(b)「君が代教授法に関する質問の予告」〉。

第3に藤村委員は「国旗としての日の丸、そして国歌としての君が代が定着していることと認識しております」と述べて自身の認識を明らかにしたうえで〈(c)「日の丸、君が代の国旗・国歌としての定着という認識の表明」〉、「総理府調査では、法制化は大多数消極的」、「NHKの調査でも」「法制化についてと聞いている質問では、法律で定める方がよいが47%、定めない方がよいが33%。ここは半数にも満たない」という事実を指摘し、「定着しているということと、それから法制化するという関係は一体どういうふうに理解されたのでしょうか」と質問した〈(d)「日の丸、君が代の定着に対する国民の認識と法制化の是非に対する国民の認識の間の乖離についての質問」〉。

これに対して答弁に立った野中広務内閣官房長官は、「二十一世紀を迎えることを一つの契機として、成文法による根拠を明確に規定することが必要であるという認識をいたして、法制化をお願い申し上げておるところでございます。法律という形式で規定することによりまして、国旗が日章旗であり、かつ国歌が君が代であるということが極めて明確になるということを考えておる次第でございます。」と回答した〈(a)「法制化の目的としての国旗・国歌の法的根拠明確化論」、(b)「法制化の目的としての国旗・国歌の指示対象明確化論」〉。

(6) 藤村委員の6回目の質疑の概要

藤村委員は6回目の質疑のなかで、国旗・国歌が学

習指導要領のなかで取り上げられていることとの関連で「学習指導要領の中での国語という言葉が出てきます。実は、この国語は何語かということが日本では法定化されておられません。国語は日本語であると定着はしております。」「国語は日本語であるということは、その際、これは一緒に法制化した方がいいんじゃないかと私は思う」と意見を述べ、「そういう発想はなかったのでしょうか」と質問した〈(a)「国語法制化論」〉。

これに対して答弁に立った近藤信司政府委員（文化庁次長）は、「国語は日本語であると規定した法律はない」と承知している旨ならびに「日本語は日本国内で普遍的に使用されている実態にかんがみまして、我が国の国語は」「日本語である」と認識している旨を回答した〈(a)「日本の国語は日本語であるとする認識の表明」〉。

（7）藤村委員の7回目の質疑の概要

藤村委員は7回目の質疑のなかで、6回目の質疑の際の近藤政府委員の最後の答弁を受ける形で「つまり、定着して、これはもう100%に近い定着率で、あるいは、国語を日本語とすることにおける教育委員会での問題はなかったわけです。国旗が日の丸、国歌が君が代、これはきょうまで大分問題があったわけです。」と述べ、「だから、やはり理由はそこにあるんじゃないですか、官房長官、いかがでしょうか」と質問した〈(a)「国旗・国歌の法制化理由としての国旗・国歌未定着論」〉。

これに対して野中広務内閣官房長官はただ一言「お説のとおりだと思います」と答弁した〈(a)「国旗・国歌の法制化理由としての国旗・国歌未定着論」〉。

（8）藤村委員の8回目の質疑の概要

藤村委員は8回目の質疑の冒頭で「すんなりと認めていただきますと、次を追及できないのですけれども」と述べて国語との類推の議論を放棄し、「教育現場における今回の立法というのは大変効果があるというか、それなりの影響力も大きい」と法案に対する期待を述べ、「この法制化により」「学習指導要領における国旗とか国歌というものが、いわば法的根拠ができた、はっきりした、こういうふうに言ってもよしいの

ですね」と質問した〈(a)「学習指導要領における国旗・国歌教育の法的根拠明確化のための法制化」〉。

これに対して辻村哲夫政府委員は一言、「法制化によりまして、成文法という根拠がより明確になるものというふうに考えております」と答弁した〈(a)「学習指導要領における国旗・国歌教育の法的根拠明確化を伴う法制化」〉。

（9）藤村委員の9回目の質疑の概要

藤村委員は9回目の質疑のなかで学習指導要領における国旗及び国歌に関する取り扱いの経緯に関する次の2点の質問をおこなった。

第1に、「昭和五十二年までの指導要領というのは、特別活動で、『国旗を掲揚し、『君が代』を斉唱させることが望ましい。』とありました。それ以降、次は平成元年に学習指導要領を出しておりますが、ここでは、『国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする。』五十二年までの記述は『望ましい。』平成元年からは『指導するものとする。』ここが相当大きな変化で、かつ、ここが今現場で非常に苦労されている部分だと思うのです。まず、なぜこういう大きな変化を文部省の学習指導要領でされたのか、その背景は一体何ですか」と質問した〈(a)「昭和33年から昭和52年までの『望ましい』から平成元年の『指導するものとする』への学習指導要領の文言の変更の背景に関する質問」〉。

第2に「昭和五十二年までは、ここには実は『『君が代』を斉唱させる』とあったのですね。平成元年からは『国歌を斉唱するよう』とわざわざこれ、変えているのですね。これの意味は一体何かということをお尋ねしたい」と質問した〈(b)「昭和33年から昭和52年までの『『君が代』を斉唱させる』から平成元年の『国歌』を斉唱するよう』への学習指導要領の文言の変更の背景に関する質問」〉。

これに対して答弁に立った辻村哲夫政府委員は、第1点について、昭和33年告示の中の「望ましい。」という文言は「国歌を斉唱することも望ましいと考えます」という内容の「当時の天野文部大臣の談話」に由来すること〈(a)「文言『望ましい』の由来に関する説明」〉、平成元年告示の中の文言が「指導するものと

する。」に変更された背景は、第1に「望ましい。」という文言では「国旗掲揚、国歌斉唱を各学校の判断にゆだねるということ」になるため「学習指導要領という教育課程の基準としていかがかと」ということ<(b)「文言『望ましい』の学習指導要領の基準としての不適切性」>、第2に入学式・卒業式で国旗掲揚、国歌斉唱「の扱いをめぐるまして幾つかの学校でいわゆるトラブルといったようなものも生じた」ため<(c)「文言変更の原因としての入学式・卒業式のトラブル回避の必要性」>、「国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする。」というような明確化を図った」と答弁した<(d)「文言『望ましい』の不明確性と文言『指導するものとする』の明確性」>。

第2の点については、「昭和五十二年の告示までは」
「楽曲名としての君が代というものを規定するという形で『君が代』として」いたが、「国旗の方は『国旗』となって」いたので、平成元年の「改訂に合わせまして『国旗』『国歌』という形で表現をそろえて、以後今日に至っている」と述べた<(e)「楽曲名の呼称としての『君が代』から国家を表象する歌の呼称としての『国歌』への呼称変更」>。

(10) 藤村委員の10回目の質疑の概要

藤村委員は10回目の質疑のなかで、第1に、直前の質疑応答について「一番目の件は、」もうちよっと明確化しなさいといういわば世論なり国会議論があった」という「理解でよろしいのですね」と確認を求め<(a)「『望ましい』から『指導するものとする』への学習指導要領の変更理由としての『明確化』論の背景」>、第2に、「二番目がよくわからなかったのですが、君が代の楽曲を言っているのじゃなしに、むしろ、片や『国旗』と言っているから『国歌』とそろえたという、それぐらいのことなんですか」と重ねて質問した<(b)「『君が代』から『国歌』への学習指導要領の文言の変更理由」>。そして第3に、前回の質疑応答とは別に、音楽の学習指導要領をとりあげ、「平成元年までは『君が代』は、各学年を通じ、児童の発達段階に即して指導する」とあったのですが、一番新しい平成十年には「『君が代』は、いずれの学年においても指導する」と変更されてい」る点について、「この違いというのは

一体どういう理由でしょうか」と質問した<(c)「音楽の学習指導要領の変更理由」>。

これに対して辻村哲夫政府委員は、前回の質疑応答に関する最初のふたつの質問には一切答えず、今回の質疑で新たに問われた最後の質問についてのみ、「『児童の発達段階に即して』という文言を整理いたしましたのは、」他の教科についても一律に「一括して、指導上の問題であるからこの際文言を整理するということ」「中身ににつきましては、私ども変更したというような考えは持っていない」旨を答弁した<(a)「音楽の学習指導要領の変更理由」>。

(11) 藤村委員の11回目の質疑の概要

藤村委員は11回目の質疑のなかで、君が代の歌詞の意味について、「君が代というのは意味のある古今和歌集の歌ですから、これはちゃんと教えないといけない」、「意味を間違っではいけないと思います。それは、学校の各先生にお任せするわけではないと思います」と意見を述べた上で、「その辺も含めた学習指導要領のこの部分の変更というのはどういうふうにお考えなんでしょうか」と質問した<(a)「『君が代』の歌詞の意味の指導のための学習指導要領変更論」>。

これに対して答弁に立った辻村哲夫政府委員は、「国旗・国歌としての学校における扱いというものは変わるものではないと考えてございますので、学習指導要領を変えなければいけないというようなことは今考えていない」旨を述べた<(a)「国歌指導のための学習指導要領変更当面不要論」>。

(12) 藤村委員の12回目の質疑の概要

藤村委員は12回目の質疑のなかで、「国歌となれば、君が代というこの歌はこういう歌でありますというのが、これは文部省でなしに総理大臣が本当にある意味では解説してもいいのですが、いわば統一の見解、それも、小学校なら小学校に対してはこういうふうに教えます、中学校の人なら中学校にはこういうふうに解釈を教えますということは必要ではないですか」と質問した<(a)「国歌としての『君が代』の歌詞の意味の解釈に関する学習段階別統一見解必要論」>。

これに対して辻村哲夫政府委員は、「学校教育にお

きまして、国旗・国歌についてどのような指導を行っているかということですが、私ども、これは指導要領を解説いたしました指導要領解説におきまして明記してあるわけでございます。それは、国旗・国歌はいずれの国も持っていること、それから、国旗・国歌はいずれの国でもその国の象徴として大切にされており、互いに尊重し合うことが必要であること、三つ目として、我が国の国旗・国歌は、長年の慣行により、日の丸が国旗であり君が代が国歌であることが広く国民の認識として定着していること、そして四番目として、先ほど言いました国歌の趣旨が書いてございまして、そうしたものを子供たちに指導するようというふうになっている」と述べたうえで、「国旗・国歌というものを学校教育においてどう取り扱うかという学習指導要領レベルの問題におきましては、これはこれを変える必要はない」と答弁した〈(a)「学習指導要領解説における国歌の指導指針解説済み論」、(b)「学習指導要領解説における国歌の趣旨説明済み論」、(c)「国歌の扱いに関する学習指導要領変更不要論」〉。

(13) 藤村委員の13回目の質疑の概要

藤村委員は13回目の質疑のなかで、12回目の質疑に対する辻村政府委員の答弁に対して「法律に定めた歌詞の意味の解説というもの、文部省なら文部省がきっちりと出さないと、これは現場の先生にこういうふうに解釈してもいい、こういうふうに解釈してもいい、これがいろいろ問題がまた生じる原因になるんじゃないかと私は思います」と意見を述べた上で〈(a)「『君が代』の歌詞の意味の統一見解必要論」、最後に、官房長官には、法制化するならとにかくできる限りの国民的合意形成を図るべきであると思いますし、その努力が今のこの委員会であったり公聴会をすることも一つでもあろうかと思いますが、さらに政府として今後どのように努力していかれるのか、お伺いしたい」と質問した〈(b)「法案成立前の国民的合意形成必要論」、(c)「政府の合意形成努力に関する質問」〉。

これに対して野中広務内閣官房長官は、「今後とも、この法案が成立をいたしました上には、国旗・国歌の普及啓発に鋭意努めてまいりたいと考えておるところでございます」と答弁した〈(a)「法案成立後の普及

啓発努力の意向表明」〉。

1-4-2 藤村修委員の質疑と政府側答弁の内容に対する考察

1-4-2-1 質疑(1)「法案提出の背景としての国民の間での定着」について

藤村委員は、最初の質疑のなかで、(a)「法案提出の背景説明の要求」をおこない、これに対して野中広務内閣官房長官は、(a)「法案提出の背景説明」をおこなった。ふたりのやりとりには一見何の矛盾もない。その原因は老練な野中内閣官房長官がふたりのやりとりを矛盾なく包み込むように発した「そのとおりでございます」という言葉にある。この言葉は、野中広務内閣官房長官が藤村委員の発言を肯定した外形をそなえているのであるから、この言葉を聞けば両者の間に矛盾を感じることはない。そのために、藤村委員の質問から引き出された野中内閣官房長官の発言に含まれている矛盾は聞きとりにくいものとなっている。しかし野中内閣官房長官は、法案提出の背景として①「日の丸・君が代」「国旗・国歌として」「国民の間に広く定着をしていること」⁽⁴⁾と②「[国民の間での定着が]十分とはまだ言えないということ(括弧内は引用者の補足)」という相矛盾する説明を施したのである。この矛盾は、当為の定立を目指すための立法行為に携わるべき立場にある人々が、「日の丸・君が代」の国民の間での何らかの程度の定着の事実という〈存在(事実)世界〉の次元と、「日の丸・君が代」を規範的に国旗・国歌として位置づけなければならない〈当為(規範)世界〉の次元との緊張関係に対する洞察を欠落させていることを物語っているのであろうか。それとも「日の丸・君が代」の国民のあいだでの定着の事実への言及によって、国旗・国歌法制定が当為の定立であることを不可視化する意図が働いているのであろうか。

1-4-2-2 質疑(2)「立法効果」、「法的根拠なき教育」、「君が代の歌詞の解釈」について

藤村委員は、2回目の質疑のなかで、(a)「法案の法的波及効果の不明瞭性」ならびに(b)「法的根拠の

ない国旗国歌教育の問題性」を主張し、(c)「君が代の歌詞に関する政府見解を問う質問」をおこなった。これに対して竹島一彦政府委員（内閣総理大臣官房内政審議室長）は、(a)「君が代の歌詞の解釈の統一性」を主張した。

藤村委員が最初に指摘した(a)「法案の法的波及効果の不明瞭性」の曖昧性を払拭するのは、この法案が(b)「法的根拠のない国旗国歌教育の問題性」に法的根拠をもたらす打開策として提案されているという事実である。この事実はすでに石垣一夫委員と野中広務内閣官房長官の間のやりとりによって明らかにされていた⁽⁵⁾。しかし、そうであれば、政府ははじめからその旨を、つまりこの法案が教育現場における混乱という事態を收拾する手段として提案されているという法案の趣旨を国民の前に提示すべきなのであり、そのような提案説明をしないことにより、重要な争点が国民の前に提示される機会を奪われているのである。

他方、竹島政府委員の答弁は、少なくともこの時点では「君が代」の歌詞についての政府統一解釈が歌詞の個々の文言に対する注釈を通じて可能となるという立場を前提としていることが注目される。この点については、「君が代」の歌詞の国語学的な解釈を放棄することとなる後出のやりとりにおいて詳論する。

1-4-2-3 質疑(3)「国旗・国歌の意味の判断主体」、「君が代」の歌詞の無意味論」について

藤村委員は、3回目の質疑のなかで、(a)「国旗の意味判断に関する児童生徒主体論」と(b)「『君が代』の歌詞の意味の統一的判断に関する政府主体論」を展開し、政府側に見解を求めた。

これに対して答弁した竹島一彦政府委員は、(a)「『君が代』の意味の統一的解釈」と(b)「『君が代』の歌詞の無意味論」を展開し、(c)「学校においてなされるべき指導」の内容を提示した。

ここでは次の3点を取り上げる。第1に藤村委員の判断主体論が注目を引く。藤村委員は旗の意味の解釈主体をひとりひとりの児童生徒とする一方、歌の歌詞の意味の解釈主体を政府とし、政府が下した統一的な意味解釈をひとりひとりの児童生徒が学習する構図を描いている。これは藤村委員が価値判断の主体として

の個人の尊厳を忘れていないからではなく、「意味の解釈」という文脈における「意味」を国語学的な字句解釈の次元で捉えているからである。藤村委員が「君が代」の歌詞を構成する文言の解釈にもとづいて「君が代」の意味を導き出すべきだとする立場から質問をしているのも、そのような国語学的な視点のためである。藤村委員が記号論的観点から旗を歌詞と同列に並べて意味の生成を考えるコミュニケーション学的視点に立っていたなら別の質問をしていたであろう。

他方、竹島一彦政府委員は、「君が代」の歌詞を構成する文言の解釈を棚上げして、「君が代」全体に外部から意味を付与する「解釈」を提示している。竹島政府委員の答弁において「君が代」の歌詞を構成する文言は、「君が代」全体の意味の「解釈」にとって無縁ではないという意味において辛うじて有縁ではあるが、「君が代」の歌詞を構成する文言から「君が代」全体の意味「解釈」が導き出されるのではない。いわば長年の慣行によってひとびとの心の裡に定着していたであろうそれぞれの「君が代」を丸ごと脱色した後に、改めて、新しい色で着色された「君が代」をここに初めて産み落とすことこそ、この法案の提案意図であることが、竹島政府委員の説明によって明らかにされたのである。

このような現象、つまりある記号表現の国語学的な意味を捨象して新たな意味を付与する行為並びに、新たな意味が生成される現象に「神話作用」という名称を付与したのはロラン・バルトである⁽⁶⁾。バルトが依拠した構造言語学に遡るなら、たとえばエーコがいうような「メタ記号論的陳述」や「超共示義」を用いた「イデオロギー的論述」⁽⁷⁾といった分析的な用語で「君が代」の「イデオロギー的論述」について語ることもできるだろう。だが神話によって統治の正当性が語られた経験をもつ国柄には「神話作用」の呼称が一層ふさわしい。

「君が代」の歌詞に登場する記号表現、たとえば「君」に「天皇」や「象徴天皇」を当てはめる作業を経て、「君が代」の歌詞に使用されている記号表現全体から国語学的に許容される範囲内で歌詞の意味を確定する作業の結果、「意味するもの」としての歌詞」と「意味されるもの」としての歌詞解釈」が確定され、「君が

代」の歌詞の「意味表象」が明らかになる。これに対して、歌詞とその解釈の総体を「意味するもの」として、その総体に対して「君が代とは何を意味した歌詞なのか」を考え、「君が代」により「意味されるもの」の内容として「日本国及び日本国民、象徴天皇だけではなくて、象徴天皇が象徴されるその母体である日本国及び日本国民、これの末永い繁栄と平和を祈念する」という「意味」を当てはめるのは、神話の創成とよばれるべき操作である。国語学的に「意味するもの」と「意味されるもの」の両方をひとつにまとめたうえで、これを国語学的に許容される範囲を超えた新たな「意味するもの」と位置づけ、この新たな「意味するもの」によって「意味されるもの」を政府の統一見解として提示し、この政府統一見解が「意味されるもの」となる新たな「意味表象」を創出することがこの法案の制定を通じて試みられているのである⁽⁸⁾。

第2に、コミュニケーション学的視点からから見て重要なもうひとつの「神話作用」を見過ごすことはできない。それは、国歌として新たな意味を与えられる「君が代」がその新たな意味を通じて現在から将来へ向けて何事かを「祈念する歌」として提案されているということである。これは、古歌に由来する来歴をもつ「君が代」がかつて何事かを「祈念する歌」として歌われてきたという「意味」理解のもとに、ある歴史の姿を忘れないために歌い継ぐということとは全く違う。国歌として新たに生まれる「君が代」はその誕生の時から将来へ向けて何事かを祈念する歌として歌われることを期待され、国民に対してそのように歌うことが求められる歌として提案されているのである。ジョン・オースティンが指摘したように、人の発話行為はそれがある事柄を陳述したり記述したりする「事実確認的発言」としておこなわれるばかりでなく、発話行為が同時に他の何らかの行為の遂行であるような「行為遂行的発言」である場合がある⁽⁹⁾。日常的には命令や契約や命名がその典型例である。それはある発話行為たとえば「私は命令する」がある事実を陳述する行為すなわち「私は命令する」という事実をみずから陳述するという行為であると同時に、ある行為を遂行する行為すなわち「命令」行為を遂行する行為でもあるということである。

「祈念」についてはどうであろうか。「祈念」とは「一心にいのる。念じいのる。」⁽¹⁰⁾の意あるいは、「祈り念ずること。いのり。祈願。」の意とされている⁽¹¹⁾。「歌う」ことが同時に「祈念する」ことであるような「行為遂行的発言」を教育の場で指導するということは、神への祈りを捧げることを教育の場で求めるということと同じにはならないのであろうか。「春の小川」や「鯉のぼり」や「村の鍛冶屋」を歌うということと法制化後の「君が代」を歌うということとを同列に置いて考察することはできないもうひとつの理由がここにはある。

そして第3に、藤村委員が「旗」と「歌」を区別して論じた着想は、「見る」行為と「歌う」行為の違いについての考察へと我々をいざなう。「見る」行為はそれが共同行為として、他の人々と共におこなわれる場合には、共同作業に参加すること、周囲の人々と当該行為を共有することを含意する。ただし「見る」内容の意味を共有することが強要されていないのであれば、同じものを目で認めつつ違う何かを心のうちに見ることがなお可能であろうし、当該行為参加者は互いに他者が違うものを見ている可能性を前提としつつ当該行為をおこなう余地が残されている。そこには目視対象の多義性と目視主体による解釈の多様性が相互承認される構図を見てとることができる。

「歌う」行為についても、それが共同行為として、他の人々と共におこなわれる場合には、共同作業に参加すること、周囲の人々と当該行為を共有することを含意するし、「歌う」内容の意味を共有することが強要されていないのであれば、同じ言葉を口にしつつ違う意味を心のうちに聞くことがなお可能であろう。なぜなら当該行為参加者は互いに他者が違う何かを心のうちに歌っている可能性を前提としつつ当該共同行為の多義性に対する理解を共有する余地が残されているからである。ところが、意味の強制は、そのような余地を残さない。なぜなら「歌う」という行為の外形が「国旗・国歌法」を介して「祈念」する行為という意味に直結されるため、「歌う」行為の遂行者は、その行為が「祈念」以外の意味をもつ行為として共同行為者から理解されることを期待することが「法的に」許されないからである。

1-4-2-4 質疑(4)「教師に一任された小学生への『君が代』指導法」について

藤村委員は、4回目の質疑のなかで、(a)「小学生に対する君が代の指導方法についての質問」をおこない、これに対して答弁に立った辻村哲夫政府委員(文部省初等中等教育局長)は、(a)「小学生に対する君が代の個別具体的指導の主体としての教師と教師の指導に対する助言主体としての文部省の関係に関する説明」をおこなった。

藤村委員は、「なにを」と「どのように」の双方を含めて質問している。そしてその場合の「なにを」には、「君が代」の歌詞の意味と「君が代」の意味の双方が含まれている。辻村政府委員は、「なにを」に関しては「君が代」の歌詞の意味にふれずに「君が代」の意味に関する政府の統一見解を挙げ、「どのように」に関しては「どんな形でこの意味をわからせるか」を「教師の専門性にゆだねている」。

藤村委員が提起した疑問は、「君が代」の歌詞の意味であり、小学生から「君が代」の歌詞の意味について質問された教師が、どのように指導したらよいか、ということである。ところが3回目の質疑における答弁のなかで、竹島一彦政府委員(内閣総理大臣官房内政審議室長)が「すりかえる意味ではございませんが」という断りの言葉を残して「君が代」の歌詞の意味の確定という課題を「君が代」の意味の確定に「すりかえる」行動にでた以上、そのあとで答弁に立った文部省初等中等教育局長が、「君が代」の歌詞の意味の内容に触れて、すりかえられた「君が代」の意味と「君が代」の歌詞の意味との間の隔たりを国会議員ならびに国民の前に明らかにすることは何としても避けなければならなかったであろう。

1-4-2-5 質疑(5)～(7)「国旗・国歌の定着と法制化の関係」について

5回目から7回目までの質疑では「国旗・国歌の定着と法制化の関係」が取り上げられた。

5回目の質疑で藤村委員は、(a)「小学生向け『君が代』教授法統一化論」を述べたうえで、(b)「君が代教授法に関する質問の予告」、(c)「日の丸、君が代

の国旗・国歌としての定着という認識の表明」、(d)「日の丸、君が代の定着に対する国民の認識と法制化の是非に対する国民の認識の間の乖離についての質問」をおこなった。これに対して答弁に立った野中広務内閣官房長官は(a)「法制化の目的としての国旗・国歌の法的根拠明確化論」と(b)「法制化の目的としての国旗・国歌の指示対象明確化論」をもって応じた。

藤村委員が、(a)「小学生向け『君が代』教授法統一化論」を述べ、(b)「君が代教授法に関する質問の予告」をおこなったのは、今回の法制化が、「君が代」の意味と「君が代」の歌詞の意味を乖離させる提案という意図を含んでいることに気づかず、依然として「君が代」の歌詞の意味が「君が代」の意味であることを求めているからである。藤村委員は、今回の法制化が「君が代」の意味の変更を含意していること、従って国民の間に定着している「君が代」と法制化により法律上の「国歌」となるべき「君が代」とが、外形は同じでも内容は別であるという認識を欠いていたということである。

野中広務内閣官房長官は、藤村委員の「日の丸、君が代の国旗・国歌としての定着という認識の表明」によって水を向けられた国民の間での定着という論点への言及を回避することで定着と未定着の間の綱引きをめぐる撞着を繰り返さない老獪さを示した。その老獪さは、(b)「法制化の目的としての国旗・国歌の指示対象明確化論」を展開した際に、指示対象を明確化する目的への言及を回避することで、今回の法制化の目的がこの法案の提案理由の説明⁽¹²⁾とは別のところにあることへ論点が移動することを阻止した点にも発揮された。野中内閣官房長官がここで発揮したコミュニケーション・スキルは、相対する討論の当事者の一方を優位に導くスキルでもあるが、しかしそれは同時に国民が耳を傾けなければならない論点から国民を遠ざけるスキルでもあった。そこには、国会審議での討論という対人場面において自己を有利に導く戦略的コミュニケーション・スキルが、国会審議の真の受益者となるべき国民の利益に反する結果を招く構図を見とることができる。

藤村委員は6回目の質疑で、(a)「国語法制化論」を述べて、これに対する政府の回答を求め、答弁に立

った近藤信司政府委員（文化庁次長）は、(a)「日本の国語は日本語であるとする認識の表明」をおこなって回答とした。藤村委員の質問は、「定着」が法制化を不要とする例として国語を挙げることで、法制化の前提として定着を挙げる政府側法制化論への反駁を試みることになり得たかも知れない。しかしそれは、政府側が「定着」を「法制化」の前提とした場合に限られることであり、「[国民の間での定着が]十分とはまだ言えないということ（括弧内は引用者の補足）」を認めて定着と法制化を切り離れた政府側にとって、もはや「定着」は、淡々と受け流せばすむ論点に格下げされていたのであり、それゆえに藤村委員の思惑は不発に終わることとなった。

藤村委員は7回目の質疑で、先ほどとは逆の(a)「国旗・国歌の法制化理由としての国旗・国歌未定着論」を述べて、これに対する政府の回答を求め、答弁に立った野中広務内閣官房長官は(a)「国旗・国歌の法制化理由としての国旗・国歌未定着論」を肯定することで法制化の前提としての定着論を放棄した。

1-4-2-6 質疑（8）「定着論放棄に対する追求の不在」並びに「立法効果としての国旗・国歌教育の法的根拠の明確化」について

藤村委員は8回目の質疑の冒頭で、敗北宣言とも受け取れる「次を追及できない」という発言を残して、(a)「学習指導要領における国旗・国歌教育の法的根拠明確化のための法制化」の確認を求め、答弁に立った辻村哲夫政府委員は(a)「学習指導要領における国旗・国歌教育の法的根拠明確化を伴う法制化」であることを確認した。

藤村委員が「追求できない」状態に追い込まれたのは、「定着」と「未定着」の間に「君が代」の意味の変更が横たわることに気づくことができなかつたからである。「君が代」の意味の変更が明るみに出るまでは「定着」を前提として法制化を進めようとしていた政府も、「君が代」の意味の変更を明らかにした後は、今回の法制化によって付与される意味とは別の意味で「定着」していた「君が代」の「定着」を法制化の前提として援用するわけにはいかず、ついには放棄せざるを得なかつたのである以上、政府が「定着」を

放棄せざるをえない事情を追求することこそ藤村委員に期待されるべき役割であつた。その役割が遂行されないことの帰結は、国民が「君が代」の意味の変更に気づく機会を奪われたということである。

1-4-2-7 質疑（9）「国旗・国歌教育の経緯」について

9回目と10回目の質疑では「国旗・国歌教育の経緯」がとりあげられた。藤村委員は9回目の質疑で第1に、(a)「昭和33年から昭和52年までの『望ましい』から平成元年の『指導するものとする』への学習指導要領の文言の変更の背景に関する質問」をおこない、第2に(b)「昭和33年から昭和52年までの『君が代』を斉唱させる』から平成元年の『国歌』を斉唱するよう』への学習指導要領の文言の変更の背景に関する質問」をおこなつた。これに対して答弁に立った辻村哲夫政府委員は、第1点について、(a)「文言『望ましい』の由来に関する説明」、(b)「文言『望ましい』の学習指導要領の基準としての不適切性」、(c)「文言変更の原因としての入学式・卒業式のトラブル回避の必要性」、(d)「文言『望ましい』の不明確性と文言『する』『指導するものとする』の明確性」を述べ、第2点について、(e)「楽曲名の呼称としての『君が代』から国家を表象する歌の呼称としての『国歌』への呼称変更」について述べた。

1-4-2-7 (a)「望ましい」から「指導するものとする」への変更について

そこでまず、藤村委員の第1の質問すなわち(a)「昭和33年から昭和52年までの『望ましい』から平成元年の『指導するものとする』への学習指導要領の文言の変更の背景に関する質問」に対する辻村政府委員の答弁を検討してみよう。最初に(a)「文言『望ましい』の由来に関する説明」がおこなわれている。これは最初に学習指導要領に用いられた文言が当時の文部大臣の発言に由来していることを述べているものである。たしかに文言の由来を説明すること自体は非難されるべきではないという見方があり得るだろうが、そのような説明が「説明」をおこなつたというアリバイのためにおこなわれているとしたらどうだろう。この場面で問われるべき文言「望ましい」の由来とは、その文

言が誰の発言に由来しているかではなく、その文言がどのような政策を表明したものであるかという由来についての説明でなければならない。なぜなら国会は歴史の検証の場である以上に政策の検証の場でなければならないからである。それゆえ、文言の発言者を尋ねる「由来」説明は、文言に託された政策選択に関する説明が回避されていることを別の説明がおこなわれることによって不可視化する結果をもたらしている。

しかも、大臣談話のなかの文言「ことも望ましい」と、学習指導要領に用いられた文言「ことが望ましい」の間には、「も」と「が」という僅か一字の違いしかないとはいえ、この一字の違いはふたつの文言に明らかに異なる意味をもたらしている。そうであれば、学習指導要領に用いられた文言が大臣談話に由来するという説明は、大臣談話で述べられたことがそのまま学習指導要領に用いられた外観を装うことで、大臣談話から学習指導要領に至る間におこなわれた政策変更をも不可視化する結果をもたらしているのである。

1-4-2-7 (b) 『望ましい』の不適切性について

次に (b) 「文言『望ましい』の学習指導要領の基準としての不適切性」が述べられている。この不適切性⁽¹³⁾は何を意味しているのであろうか。第1の可能性は、「望ましい」という文言の使用そのものが学習指導要領の基準として不適切だという意味であろう。しかし平成元年に改訂された高等学校学習指導要領には「望ましい。」という文言が使用されている⁽¹⁴⁾。それゆえ第1の可能性は棄却されなければならない。

第2の可能性は、「国旗掲揚、国歌斉唱を各学校の判断にゆだねるということ」⁽¹⁵⁾の不適切性であろう。そうであれば「国旗掲揚、国歌斉唱を各学校の判断にゆだね」ないという政策選択が平成元年の学習指導要領の改訂の際におこなわれたということの意味する。そして実施主体である各学校の判断に委ねないということは、実施主体である各学校は主体とは名ばかりの存在つまり意志決定の機会を排除された道具的存在として強制的に国旗掲揚、国歌斉唱を実施しなければならない立場に置かれたということの意味する。しかしこう考えてみると、平成元年の学習指導要領の改訂によって、国旗掲揚、国歌斉唱が強制されることとなる

前の期間に、国旗掲揚、国歌斉唱が強制されることなく、実施主体である各学校の判断に委ねられていた時期が続いていたのはなぜか、が説明されなければならない。そのような時期を演出した政策決定の背景についての説明がおこなわれた上で、平成元年の学習指導要領の改訂の際におこなわれた「強制」への政策変更の背景が問い直されなければならない。

これを順に遡ると、最初に「望ましい」という文言が採用された政策選択という「コト」つまり人為的操作を、あたかもそこにあった「モノ」つまり人間の自由意志に基づく営為の成果ではなく人間の営為によっては動かし得ず人間をただひたすらに条件付ける環境であるかのごとく遠ざけるために、当時の文部大臣の発言に由来するという事実のみを参照する説明がおこなわれたと解釈する余地が生まれる。それゆえ政策の起点に位置する文言「望ましい」を支える政策の内容を説明しない説明は、政策選択に関する説明を全て回避するために打たれた布石であったのである。

このように、「望ましい」という文言の選択の適切性を巡る議論の外観に隠れて政策選択がおこなわれており、政策の変更であると明言せずに文言の不適切性に人々の注目を振り向けることで、人々が政策変更立ち会い、政策変更の証言者となる機会を奪うことで政策選択の不可視化がおこなわれているのである。

1-4-2-7 (c) 「文言変更の原因としての入学式・卒業式のトラブル回避の必要性」

第3に、(c) 「文言変更の原因としての入学式・卒業式のトラブル回避の必要性」が述べられている。文言変更が政策変更である点については既に述べた。ここで新たに注目すべきは、「トラブル回避の必要性」が政策変更の理由としての妥当性を備えていることの証明がおこなわれていない、ということである。

〈入学式・卒業式における「日の丸」掲揚・「君が代」斉唱の実施の有無が入学式・卒業式を実施する学校の判断に委ねられている状態を許容する政策〉が、「トラブル回避の必要性」を梃子として〈入学式・卒業式における「日の丸」掲揚・「君が代」斉唱の実施が入学式・卒業式を実施する学校に強制される状態のみを支持する政策〉へと変更される経過を説明するためには、政

策採択の妥当性を検証する作業がおこなわれなければならない。他のいかなる政策も「トラブル回避の必要性」を充足できない理由の説明および、他のいかなる政策も「トラブル回避の必要性」を充足させる政策として〈入学式・卒業式における「日の丸」掲揚・「君が代」斉唱の実施が入学式・卒業式を実施する学校に強制される状態のみを支持する政策〉に劣る理由の説明がおこなわれるべきであった。そのような説明がおこなわれない事態は、政策選択の適切性について国民が評価をくださるために必要な情報を国民から遠ざける結果を招いているのである。

1-4-2-7 (d) 「文言『望ましい』の不明確性と文言『指導するものとする』の明確性」

第4に、(d)「文言『望ましい』の不明確性と文言『指導するものとする』の明確性」が述べられている。文言変更が政策変更である点については既に述べたが、ここでは、従前の文言「望ましい」を「指導するものとする」に変更することが、「明確化を図った」ためであるという説明をおこなうことにより、変更後の政策が変更前の政策のなかに既に存在していたという外観を装う演出が施されている点が注目される。この演出により、政策変更は不可視化されているのである。もしも「望ましい」が「指導するものとする」と等価の表現であるにもかかわらず、一部の人々から異なる意味の表現であると誤解されていることを理由として「望ましい」をより「明確」な理解に資するように「指導するものとする」と変更するのであれば、平成元年改訂の学習指導要領において、「望ましい」という文言が使われるとは考えられない。しかし、「望ましい」という文言は平成元年以降の学習指導要領においても使用されているのである⁽⁴⁶⁾。「明確化を図った」という説明が政策変更を不可視化するための偽装であると言われなければならない理由はここにある。

1-4-2-7 (e) 「楽曲名の呼称としての『君が代』から国家を表象する歌の呼称としての『国歌』への呼称変更」

藤村委員の第2の質問すなわち (b)「昭和33年から昭和52年までの『君が代』を斉唱させる』から平成元年の『国歌』を斉唱するよう』への学習指導要

領の文言の変更の背景に関する質問」に対する辻村政府委員の答弁は、(e)「楽曲名の呼称としての『君が代』から国家を表象する歌の呼称としての『国歌』への呼称変更」であった。この辻村政府委員の答弁は、「日の丸」が昭和52年の告示以前から国旗として位置づけられていたのとは対照的に、「君が代」が平成元年の改訂まで国歌としての位置づけを与えられていなかったことを言い表している。

ここには明らかにされねばならないことが3点ある。第1に、当時の文部省はなぜ、「日の丸」と「君が代」について、一方を国家の表象として扱い、他方を国家の表象として扱わなかったのか、第2に、平成元年の改訂において当時の文部省はなぜ、「君が代」を国家の表象としての地位につけたのか、そして第3に、今回の法制化において意味内容を与えられる前の「君が代」と、今回の法制化において、改めて政府統一見解に従って意味内容を充当される「君が代」が意味的に同じものではないということについて、その同じものではないということを利用して議論が進められている事態はどのように理解されなければならないのであろうか。第1の疑問と第2の疑問についての解明は本稿の検討の範囲を超えており別の方法で改めて解明されなければならないが、第3の疑問については、この法案についての質疑の過程ですでにたびたびおこなわれていると同様の政策変更の不可視化が想起されざるを得ない。

1-4-2-8 質疑(10)「国旗・国歌教育の経緯」について

10回目の質疑では9回目の質疑に引き続き「国旗・国歌教育の経緯」がとりあげられた。藤村委員は10回目の質疑で第1に、(a)「『望ましい』から『指導するものとする』への学習指導要領の変更理由としての『明確化』論の背景」について「世論」あるいは「国会議論」が存在したことについての確認を求め、第2に (b)「『君が代』から『国歌』への学習指導要領の文言の変更理由」について「片や『国旗』と言っているから『国歌』とそろえたという、それぐらいのこと」であることの確認を求め、第3に (c)「音楽の学習指導要領の変更理由」に関する初めての質問をおこなった。

これに対して答弁に立った辻村哲夫政府委員は、(a)「音楽の学習指導要領の変更理由」についてのみ答弁した。

ここでは前回の質疑から持ち越された藤村委員のふたつの質問と今回の質疑応答で初めて登場したひとつの質問とが並置されている。これら3点の質問のうち最後の質問については、辻村政府委員の答弁によって回答が与えられている。対照的に最初の2点については答弁者である辻村政府委員の発言のなかで言及されなかった。ところがこの答弁されなかった最初の2点について藤村委員は次の11回目の質疑のなかで苦情を述べていない。これはなぜであろうか。最初の2点については、藤村委員が確認を求めるたびに辻村政府委員が頷くなどの身体動作を示したことにより当事者間での了解が成立したとの推測をおこなうことは可能であろう。もちろんそのことを議事録から読み取することは不可能であるし、議事録という仕組みを承知のうえでの質疑応答であるからには、議事録に記録が残らない方法で当事者間における了解の確認がおこなわれることは国会審議の公共性に悖る。また、もしも藤村委員が「当事者間での了解」すら経ずにこれら2点についての答弁を確認しなかったのであれば、これもまた国会審議の公共性に悖る。最初の2点に関して検討されるべき事柄の重大性についてはすでに述べたとおりであり、そのような重大性に鑑みれば、これら2点についての答弁がなされないままに放置されたことは形式的な質疑応答の不備であるというにはとどまらない不利益を質疑者と答弁者が国民に及ぼしているのである。

1-4-2-9 質疑 (11) ～ (12) 「君が代の歌詞の指導」について

11回目と12回目の質疑では「君が代の歌詞の指導」がとりあげられた。藤村委員は11回目の質疑で(a)「『君が代』の歌詞の意味の指導のための学習指導要領変更論」を主張し、これに対して答弁に立った辻村哲夫政府委員は、(a)「国歌指導のための学習指導要領変更当面不要論」で応じた。藤村委員は12回目の質疑で(a)「国歌としての『君が代』の歌詞の意味の解釈に関する学習段階別統一見解必要論」を主張し、こ

れに対して答弁に立った辻村政府委員は、(a)「学習指導要領解説における国歌の指導指針解説済み論」、(b)「学習指導要領解説における国歌の趣旨説明済み論」、(c)「国歌の扱いに関する学習指導要領変更不要論」で応じた。

藤村委員が求めているのは、国歌「君が代」の歌詞の意味の統一であり、国歌「君が代」の歌詞の統一された意味の指導方法の統一であり、国歌「君が代」の歌詞の統一された意味の指導のための学習指導要領の変更である。辻村政府委員が答えているのは「君が代」の歌詞の意味ではなく国歌の意味の政府統一見解であり、「君が代」の歌詞の指導方法ではなく国歌の指導方法であり、「君が代」の歌詞の指導ではなく国歌の歌詞の指導のための現行学習指導要領の継続である。

国歌となるべき楽曲「君が代」を構成する歌詞の記号表現とその記号表現によって伝達されるべき意味内容は「神話作用」を経て二重構造をもつにいたる。まさにその二重構造の一方の“国語学的表象論”を藤村委員が提起し、他の一方の“神話作用的表象論”を辻村政府委員が提起しているのである。藤村委員の質問と辻村政府委員の答弁の間にみられるすれ違いは、怠慢によるものでも過失によるものでもなく「君が代」に「神話作用」を成立させるために周到に準備されたものである。なぜなら、「神話作用」が真に「神話作用」となるためには、国語学的意味解釈が捨て去られなければならないからである。辻村政府委員は、藤村委員の“国語学的表象論”をあたかもそこにはないもののように無視して捨て去らなければならないならず、そのような両者のやりとりの様子は、「神話作用」に気づかない人々には質問と答弁の間のすれ違いとしか映らないのである。この「神話作用」の成立に向けられた営みが質疑者と答弁者の共同作業によるものか否かは、本稿の範囲外の重大な検討課題として残されている。

1-4-2-10 質疑 (13) 「国民的合意形成」について

藤村委員は13回目の質疑で12回目の質疑における辻村政府委員の答弁に対して(a)「『君が代』の歌詞の意味の統一見解必要論」を再論することで辻村政府委員の答弁との間に開いた懸隔を確認し、(b)「法案成立前の国民的合意形成必要論」を主張し、(c)「政

府の合意形成努力に関する質問」をおこなった。これに対して野中広務内閣官房長官は、(a)「法案成立後の普及啓発努力の意向表明」を述べて答弁とした。

藤村委員が冒頭でおこなった「統一見解必要論」の再論には、質疑と答弁の間のすれ違いに対する共犯関係の疑いを晴らすアライバイの機能を見て取ることができる。すでに述べたように、「君が代」と「国歌」の間には意味と定着をめぐる二重の二重構造があり⁽¹⁷⁾、何が「国民的合意」の対象とされるかについての「了解」は討議者間に成立していない。そのような「了解」の不在とは対照的に「国民的合意」が形成されていないこと、「国民的合意」の形成が必要であることについての「了解」と「合意」は達成されている。

もっともそのような「了解」と「合意」の達成は、「国民的合意」と民主的手続きについての「了解」と「合意」の不在を証明する結果を招いている。すなわち、藤村委員は、国会における審議や「公聴会」の開催を通じて、法案の採決前に「国民的合意」が形成されることを求めている。これに対して、野中内閣官房長官は、採決前の「国民的合意」形成を全く棚上げして、法案が成立した後の「国旗・国歌の普及啓発」努力の意向表明をもって答弁としているのである。この答弁が藤村委員の質問に「否」の回答を与えていることは明らかである。野中内閣官房長官が敢然たる拒否の回答を示しているにもかかわらず、野中内閣官房長官の発言に「拒否」に伴いがちな強烈な印象を感じない人がいるとすれば、それは両者の発言に「努力」という共通項が含まれているからである。藤村委員は政府側の「努力」の内容説明を要求し、野中内閣官房長官は政府側の「努力」の内容説明をおこなった。このやりとりにはいかなる矛盾も対立もない。

ただし、藤村委員が説明を求めたのは法案成立前の「国民的合意」の形成に関する「努力」であり、野中内閣官房長官が回答したのは法案成立後の「普及啓発」に関する「努力」であった。両者の間の隔たりは、明らかであるだけでなく深刻である。それは、藤村委員の求めている「国民的合意」が国民の自発的な意志に基づく自由な選択の結果として形成されるであろう合意であるのに対して、野中内閣官房長官が約束している「普及啓発」は、政府が「国民的合意」の確認をお

こなさないまま提案した法案に含まれる当為を自己の自由な意志とは対立する当為として受け入れなければならない国民がいることを前提として、そのような国民が政府の実施する「普及啓発」という名の宣伝と教化に応じて自らの自由意志を差し出す結果として形成されざるをえないからである。その意味において、野中内閣官房長官が答弁の中で「国民的合意」という表現を一切使わなかったことはまことに見事なコミュニケーション・スキルであった。なぜなら「努力」を共通項として藤村委員の「国民的合意」と野中内閣官房長官の「普及啓発」の相違が雲散霧消するとすれば、その責任はあくまでも両者の討論を聞く人の側にあるからである。

おわりに

本稿は、第145回国会における国旗国歌法案審議のうち衆議院内閣委員会における第1回審議において行われた藤村修委員の質疑と政府側答弁を検討の対象とした。コミュニケーション学の視点から確認されたことは、第1に討論相手の立場を肯定する外観を装うことで討論者間の見解の矛盾点を不可視化する効果を発揮するコミュニケーション・スキルの使用、第2に「君が代」と「国歌」の神話作用、第3に国歌斉唱が「行為遂行的発言」の一形態であること、第4に質疑者の質問を「すりかえる」答弁者のコミュニケーション・スキルの当事者間における効果とその反公共性、第5に討論を有利に導く戦略的コミュニケーション・スキルが国会と国民の間のディス・コミュニケーションを招く討議内容の不可視化、である。かかるコミュニケーション特性は国会審議が国民の付託に十分に答えていないことの例証である。それがはたして討議を意図的に不可視化するための共同作業であったか否かは本稿の射程外である。

註

- (1) 審議内容は衆議院サイト (<http://www.shugiin.go.jp>) で提供されている議事録「145-衆-内閣委員会-11号」（会議日：平成11年7月1日）を参

照した。

- (2) 野中広務内閣官房長官が会議の冒頭で行った提案理由の説明は次のとおり。

「我が国におきましては、長年の慣行により、日章旗及び君が代が、それぞれ国旗・国歌として国民の間に広く定着しているところであります。

そこで、政府といたしましては、このことを踏まえ、21世紀を迎えることを一つの契機として、成文法にその根拠を明確に規定することが必要であるとの認識のもとに、この法律案を提出することとしたものであります。」

- (3) 平成11年6月29日開催の衆議院本会議において小淵恵三内閣総理大臣が君が代の解釈について答弁した内容は次のとおり。

「君が代の『君』に関するお尋ねであります。

議員御指摘のように、君が代の歌詞は、平安時代の古今和歌集や和漢朗詠集に起源を持ち、その後、明治時代に至るまで祝い歌として長い民間衆の幅広い支持を受けてきたもので、この場合、君が代の『君』とは、相手を指すことが一般的で、必ずしも天皇を指しているとは限らなかったものと考えられます。

ところで、古歌君が代が、明治時代に国歌として歌われるようになってからは、大日本帝国憲法の精神を踏まえ、君が代の「君」は、日本を統治する天皇の意味で用いられてまいりました。終戦後、日本国憲法が制定され、天皇の地位も戦前とは変わったことから、日本国憲法下においては、国歌君が代の『君』は日本国及び日本国民統合の象徴であり、その地位が主権の存する日本国民の総意に基づく天皇のことを指しており、君が代とは、日本国民の総意に基づき、天皇を日本国及び日本国民統合の象徴とする我が国のことであり、君が代の歌詞も、そうした我が国の末永い繁栄と平和を祈念したものと解することが適当であると考え、かつ、君が代についてこのような理解は、今日、広く各世代の理解を得られるものと考えております。」

- (4) 「日の丸・君が代」が「国旗・国歌として」「国民の間に広く定着をしていること」という発言がど

のような問題をはらむかについては、このあと藤村委員が提起することになる学習指導要領における「日の丸」と「国歌」の関係に関するやりとりの箇所を参照されたい。また、当為と存在の関係については、このあと藤村委員が国語と日本語との関係を取り上げて、国語が日本語として定着している「事実」にも関わらず日本語を国語とする法規範の不存在が「当為」の定立へ向けた法制化を促していない現象を国旗・国歌の法制化と対比させている箇所を参照されたい。

- (5) 拙稿「第145回国会における国旗国歌法案審議の分析(2)」(『常磐大学人間科学部紀要人間科学』第26巻1号(2008年)所収、1-15頁、とりわけ「1-3-2-5 質疑(18)～(21)『国旗・国歌と教育』について」(11-12頁)参照。
- (6) ロラン・バルト著『神話作用』篠沢秀夫訳、現代思潮社、1967年(原著 Roland Barthes, *Mythologies*, 1957)参照。
- (7) U. エーコ著『記号論Ⅱ』池上嘉彦訳、岩波書店、1996年(原著 Umberto Eco, *A Theory of Semiotics*, 1976)、256-271頁参照。
- (8) ロラン・バルト、前掲書139頁以下参照。
- (9) J.L. オースティン著『言語と行為』坂本百大訳、大修館書店、1978年(原著 J.O. Urmsom ed., *John Langshaw Austin: How to Do Things with Words*, 1960)参照。
- (10) 諸橋轍次著『大漢和辞典修正第2版』大修館、1989年参照。
- (11) 新村出編『広辞苑第6版』岩波書店、2008年参照。
- (12) 前掲註(2)参照。
- (13) この引用箇所を含む辻村政府委員の発言は次のとおり。

「この『望ましい。』という学習指導要領の規定をめぐりましては、その後、入学式やあるいは卒業式等におきまして、国旗掲揚、国歌斉唱を各学校の判断にゆだねるということで、学習指導要領という教育課程の基準としていかがかといったこと、そして、かつ国旗・国歌の斉唱、掲揚についてさまざまな意見がございまして、入学式、卒業式等におきまして、この扱いをめぐりまして幾つ

かの学校でいわゆるトラブルといったようなものも生じたわけでございます」。

- (14)平成元年文部省告示第 26 号「高等学校学習指導要領」の「第 2 章 各教科」「第 14 節 看護」「第 3 款 各科目にわたる指導計画の作成」の項には「6 普通科において看護に関する科目を履修させる場合には、地域や学校の実態、生徒の興味・関心、進路希望などを考慮し、『基礎看護』などを履修させることが望ましい。」という記載がある。
- (15)前掲註（13）参照。
- (16)前掲註（14）参照。
- (17)ここでいう「二重の二重構造」とは意味を巡る二重構造と定着の意味を巡る二重構造が互いに重なりながら存在することを指す。

幕末期における大宮郷校の武芸教育 —砲術を中心として—

Martial Arts Education at the Ômiya Gôkô in the Last Stage of the
Tokugawa Shogunate

佐藤 環
Tamaki SATO

I. はじめに

江戸時代の郷校には、庶民のために設置したものと、武士身分を念頭に藩士・郷士・陪臣のために設置したものの2種類に大別できる。郷校の特色として、設立の主体が代官所のような公的機関であったり、民間有志が藩庁や代官所に届け出ることで設立認可を受けるものがあったが、いずれにせよ民間の経営でありながら、藩という公的な設立許可を受けることで、藩校からの教官派遣、郷校の敷地や学田の租税免除や運営経費の一部を藩費負担するなど藩による公的保護がなされた学校であった^{*1}。

そもそも個人の自己責任により経営された私塾・寺子屋^{*2}での教育内容は、習字(手跡)を主体とし、それに算術が加わり、さらに習礼、画、茶や謡、和漢学にまでその範囲を拡大していった^{*3}。つまり庶民の教育要求が、学習範囲の拡大を惹起せしめたと考えて良からう。対して、藩により設立認可を受けた郷校は、いくら庶民教育を行うことが目的であったとは言え、当然、藩府の教育施策の影響を多分に受けた教育を展開せざるをえない。

郷校における武芸教育研究では、今村嘉雄氏が石川謙氏や笠井助治氏の教育史研究を引きながら、「武学が兼修された郷学では、それが藩学の分校的性格をもっていただけに、実質的には平民の入学は殆ど見られなかったと察せられる」とした^{*4}が、最近の郷校研究^{*5}では、農兵取立と連関させ、①銃剣や砲術の技術習熟という軍事的人材養成と②暴力装置を庶民に付与する際に生じる農民の増長に対して強力な教諭を以て風儀匡正を図る封建秩序維持の機関として郷校を検討しようとする。特に、水戸藩における郷校と農兵との関係について吉田俊純氏は「上層農民を郷士・御備人数に取り立て、郷校を通じて思想的にも軍事的にも教育を施し、戦闘員たる農兵」として育成しようとしたと指摘する^{*6}。

本稿では、水戸藩大宮郷校を取り上げ、従来看過されがちであった庶民教育に内包された武芸教育を大宮郷校が所蔵していた『兵学小識戦闘門』の検討を通して、水戸藩の教育施策との関連に留意しつつ近世郷学教育研究の可能性を考察する。

Ⅱ. 水戸藩郷校における大宮郷校の位置

①水戸藩の郷校

文化元（1804）年から安政4（1857）年にかけて水戸藩が設置した郷校は15校に及び、瀬谷義彦氏によると設立の時代的背景により3グループに分類できるとされる^{*7}。

文化年間に領内南部で設立された稽医館（小川郷校）、延方学校（延方郷校）の2郷校は郷医研修や農村振興を目的とし、天保から嘉永年間に設置された敬業館（湊郷校）、益習館（太田郷校）、暇脩館（大久保郷校）、時雍館（野口郷校）の4郷校は藩主徳川斉昭による武備の充実、財政立て直しなどの藩政改革を必要とする時代背景の上に計画・設立された。

安政元（1854）年から安政4（1857）年にかけて水戸藩は外圧に対抗すべく軍事力整備充実と教育の振興を主眼とし、兵器製造、軍事訓練の強化、軍制改革、軍事教育拡大が行われた。実際、水戸千波原などで「追鳥狩」と称する大規模な軍事演習を行っているが、それには水戸藩士、神官、郷士のほか1500人もの農兵が組織された^{*8}。この追鳥狩は、太平の世に染まり安逸に流れることを防ぎ武事を作興しようとした軍事訓練で、集団対集団の攻防訓練というよりも、山本勘介流とか佐久間流など軍学^{*9}による駆け引きの訓練で、最後に鳥や鞠を放ちこれを競捕させるというものであったが、嘉永・安政期以降は洋式操練の影響や実戦重視の立場から白兵戦訓練となったようである^{*10}。

この安政期に設立された大子郷校、大宮郷校、町田郷校、小菅（小里）郷校、秋葉郷校、鳥羽田郷校、玉造郷校、潮来郷校、馬頭郷校の9郷校^{*11}は、嘉永6（1853）年のペリー来航以降、尊攘論が沸騰するなか、国内外ともに急迫した時代に対処するための教育機関として設置され、それを反映して武場や射撃場を有するようになっていた。

近世における武芸は、武士の階層ごとに修業すべき武芸種目が異なっていた。それは、武士の身分内身分が、本来、軍事制度を基礎として構築されていたためである。一般的に、剣術は武士身分すべてに修業されているものの、弓術、馬術や槍術は侍層、長刀は徒士層、柔術、弓術（但し弓隊所属足軽）や砲術は足軽層が修業するものとされた。「諸士已上」（侍層）・「諸士

已下」（徒士層）・「諸卒等」（足軽層）すべてを教育対象としている^{*12}。水戸藩校弘道館で、剣術、槍術、弓術、薙刀、居合、柔術、馬術などを武芸の教育内容として網羅しているのはそのためである。

一般的に、侍層（諸士）でも鉄砲や大筒（大砲）を学ぶ者はいたが、それは鉄砲や大筒に興味を持った個人が私的にその流派へ入門して学習することが常態であり、藩の軍制上、修得を強制されたものではなかった^{*13}。但し、水戸藩では天保9（1838）年5月に徳川斉昭によって創設された水戸藩士の嫡子100人を選抜し藩主の親衛隊とした「床几廻しろうき」が、「六匁玉以上の鉄砲之儀、月六才定日相立年々無間断打候様^{*14}」と鉄砲の修業が要求された。

水戸藩郷校の武芸教育では、圧倒的に剣術と砲術に比重が置かれていた。安政期以降、水戸藩府の指令により強制的に農兵や獵師が水戸藩軍制の末端に組み入れられ組織化が行われており^{*15}、また郷校でそれらを修業することを期待されていた。郷校が特に剣術と砲術に比重を置いたのは、彼らに要求された武芸が、藩軍制上、歩卒と同様の剣術および砲術であったためである。

水戸藩領内の郷校は、慶応元（1865）年1月に、転換期を迎える。天狗党の乱が終息するにつれ、水戸藩では市川三左衛門らの門閥派が政権を握り、尊王攘夷運動の拠点となった郷校と農兵廃止を布達した。しかし、市川らの政権も長続きせず、慶応3（1867）年12月に王政復古の号令が発せられ、尊攘激派の生き残りが政権に返り咲き、明治2（1869）年から翌明治3（1870）年にかけて郷校の再建が企図された。

②幕末期の大宮郷校

安政3（1856）年8月に現在の常陸大宮市立大宮小学校（茨城県常陸大宮市北町）の地に開館した大宮郷校では、郷校守（館主）に根本町の神官であった渡辺主計かずね しゅうけい（松岡）が任命された。これは、同年2月の水戸藩寺社奉行からの達により、水戸藩領の神官及びその子弟を身近な郷校に出席させ文武修業に励むよう義務づけられた^{*16} ことに対応したものであろう。大宮郷校は開館後もなお造営が続くのだが、「大宮郷校御館絵図^{*17}」（菊池武義家蔵）によれば、館内の十畳2室に

において文学・医学を、板張り広間において剣術・槍術を、館外西側の矢場で弓術、砲術を修練したものとされる¹⁸。大宮郷校を含む安政期に創設された郷校の武芸教育をみると、槍術、剣術、弓術、砲術が行われており、その中でも剣術と砲術が大きな比重を占めた¹⁹。

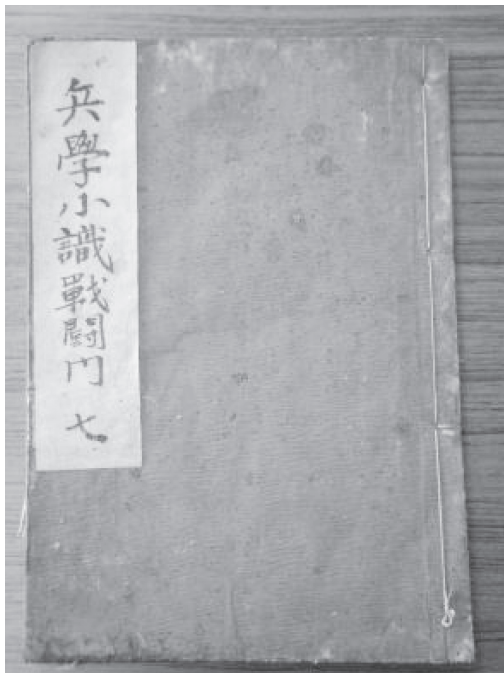
前述のように、剣術と砲術が主たる武芸とされたのは、郷校での修学者が郷士、神官、農兵、また獵師などであり、それは従来の水戸藩軍制下での歩卒に相当するものと見なしたためであろう。

ただ、大宮郷校の教官であった関鉄之助、斎藤監物が万延元（1860）年の桜田門外の変に参加したり、元治甲子の変（天狗党の乱）では大宮郷校も尊攘活動の拠点となったために争乱に巻き込まれ、元治元（1864）年8月に書庫を除いて施設が灰燼に帰するなど、組織的な教育を行えるような状況ではなかったことは想像に難くない。

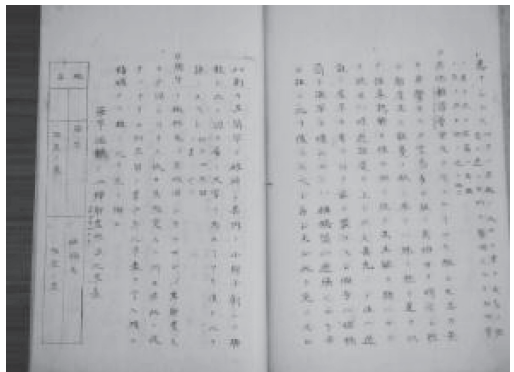
Ⅲ. 『兵学小識戦闘門 七』について

従前の兵学では、戦国の合戦や文禄・慶長の役における朝鮮での戦闘経験を基に、遠方より鉄砲を撃ち、接近して弓を射、最後に槍で決するという戦法が採られていたが、幕末期には高野長英や鈴木春山ら洋学者の手による西洋軍事情報の翻訳がなされるようになり、三兵、すなわち歩兵・騎兵・砲兵を擁する軍制に再編しようとする動きが顕著となった。

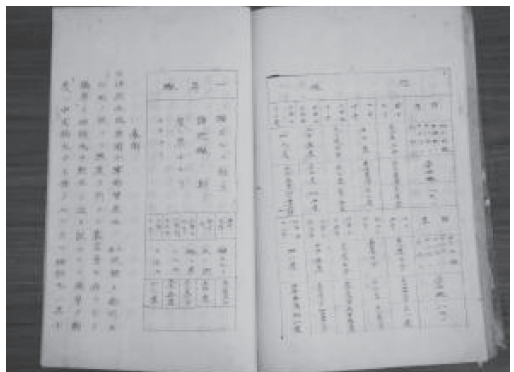
安政2（1855）年ころに作成された郷校守渡辺主計の手による兵学写本『兵学小識戦闘門 七』が常陸大宮市歴史民俗資料館に所蔵されている。大宮郷校閉館を翌年に控え、砲術教授の必要性からそのテキストあるいは参考書として利用されたと思われる。



[写真1. 『兵学小識戦闘門 七』表紙]



[写真2. 『兵学小識戦闘門 七』飛竿磁鉄ノ二弾射度照法比準表①]



[写真3. 『兵学小識戦闘門 七』飛竿磁鉄ノ二弾射度照法比準表②]

この写本は、幕末期に渡辺崋山や高野長英らと
わり多くの兵学書を著した鈴木春山（1801-1846）が、
弘化3（1846）年、複数の西洋兵書を抜粋しながら高
野長英とともに翻訳・編集した『兵学小識』*20 学門

14 卷、術門 30 卷のうち実践的な砲術に関する記述部
分を取捨選択して抽出したものである。鈴木春山の『兵
学小識』と、渡辺主計の写本との内容比較をまとめて
みた。

鈴木本『兵学小識』と渡辺写本『兵学小識戦闘門』の対比

卷	鈴木春山『兵学小識』第三篇（戦闘術門）	卷	渡辺主計写本 『兵学小識戦闘門』	備考
	題言			
卷之一	歩兵総論 附編隊法 歩兵総説 歩兵横隊 歩兵縦隊 歩兵散隊 歩兵教練 総括 正頭轉身移歩の法 装薬点発箇鎗使用等の諸法			
卷之二	騎兵総論 附編束法 騎兵横隊 騎兵縦隊 騎兵散隊 騎兵教練法			
卷之三	砲兵総論 附編束法 砲兵横隊 砲兵縦隊 砲兵散隊 附七年間の争乱中諸砲配合比較表の解 国（普墮戦争）砲数比較表			
卷之四	砲兵教練 平仰二砲放法定則 陸軍攻城砲車上長砲廿四斤十八斤十二斤 点発法 砲手交番・教練完終・諸器収蔵の諸法			
卷之五	攻城砲車上三斤の長砲を放つの法 守城砲車上長砲廿四斤十八斤及び十二斤 点発法 海岸砲車上迦砲四十八斤三十六斤廿四斤 十八斤放発法 廿寸の忽砲点放法			「迦砲」＝「カノン」
卷之六	廿九寸白砲点発法 廿寸白砲点発法 石弾白砲点発法 手弾白砲点発法 放砲定則補説 附録	卷之七 卷之七 卷之七 卷之七 卷之七 卷之七	二十九寸白砲点発法 二十寸白砲点発法 石弾白砲点発法 手弾白砲点発法 放砲定則補説 附録	
卷之七	艦砲総論 馬形車 砲繩及び砲窓開閉器 艦砲点発緊要の諸具	卷之七ノ下 卷之七ノ下 卷之七ノ下	艦砲総論 砲繩及び砲窓開閉器 艦砲点発緊要ノ諸具 砲ナリ	迦

巻	鈴木春山『兵学小識』第三篇（戦闘術門）	巻	渡辺主計写本『兵学小識戦闘門』	備考
巻之七	砲手名号主職 軍艦戦装準備法 艦砲点発法号令総括 号令順序 軍艦一耳砲 離合檣台 固定檣台 檣台図説	巻之七ノ下 巻之七ノ下 巻之七ノ下 巻之七ノ下	砲手名号主職 艦砲点発法号令総括 号令順序 軍艦一耳砲 離合檣台	「一耳砲」 = 「カルロ ンデ」
巻之八	離合檣台一耳砲点発法 総説 点発法号令順序 固定檣台一耳砲点発法 点発法号令順序 諸号令中諸砲手須知の要務 第一 砲台を除き砲繩を解けといふ号 令中の要務 第二 火管を衝入する号令中の要務 第三 照定する号令中要務 飛竿磁鉄の二弾射度照法比準表 表解	巻ノ八 巻ノ八 巻ノ八	離合檣台一耳砲点発法 固定檣台一耳砲点発法 飛竿磁鉄の二弾射度照法 比準表	
巻之九	第四 点火号令中の要務 第五 火門を塞ぎ砲孔を掃淨する号 令中の要務 第六 薬包を砲孔に送下する号 令中の要務 第七 撞下の号令中要務 第八 弾丸栓子を入るる号 令中の要務 急装法 鼓法解 歩砲兵執刀法定則			

渡辺主計の写本では、鈴木春山著『兵学小識』のなかから、陸戦において軽量で機動性が高い臼砲の部分と艦載砲（「一耳砲」）の部分が出されている。これは、大砲の射撃・部隊運用を行うに際し、西洋砲術における陸戦使用の砲操作とともに、海防のため艦載砲に関する知識も重要であると考えたのだろう。

水戸藩では、高山流、竹谷流、石川流、関流、荻野流などの和流砲術の他、徳川齊昭が創始したとされる騎上で鉄砲を操る「神発流砲術」が著名だが、神発流は馬上で三眼銃を發する騎砲ということもあり、侍階層の修業すべき砲術であった^{*21}。しかし、大宮郷校においては、侍層の砲術たる騎砲（神発流）ではなく、実戦において歩卒に要求された砲術を教導することと

なるが、それは、従来の和流砲術ではなく西洋砲術を参考にしようと企図しており、ために大宮郷校の責任者渡辺主計は西洋砲術書の『兵学小識』を抄出したと考えられる。

IV. 考察

大宮郷校は、安政3（1856）年8月の開館から元治元（1864）年8月に天狗党の乱による施設消失まで、およそ8年間存続した。軍団の再編・強化を行うため農兵制度導入を企図した水戸藩府が要求した郷校における武芸教育は、主として剣術と砲術であり、それはまた、当時の武士階級における階層、すなわち歩卒（足軽層）に要求された武芸でもあった。

大宮郷校では、郷校守渡辺主計の写本『兵学小識戦闘門』が所蔵されており、砲術教育については和流砲術ではなく、郷校で修業する者に西洋式砲術を修得させようと企図していたことが推察される。当時の水戸藩では、侍層には藩校弘道館にて徳川斉昭創始の和流諸砲術を大成した「神発流」の修業が要求されていたが、庶民教育機関である郷校では西洋砲術導入を試んでいたという砲術教育の二層性をうかがうことができる。幕末期の水戸藩は、桜田門外の変や天狗党の乱などによる動乱甚だしく、郷校教育の組織化・運営もままならない状況下にあった。その中であって、郷校での武芸教育、就中、砲術教育については西洋式砲術を修得させようと、当時の最新知識を求めた。

近世郷校教育史では、庶民教育として文学に比重を置いた研究の蓄積がなされてきた。しかし、水戸藩の郷校では農兵としての訓練も藩府の教育要請であり、軍制再編過程を考慮に入れた観点から郷校研究を進めていくことが、郷校の実態をより明確にしてくれよう。

【註】

- * 1 石川謙『近世の学校』高陵社書店、1957年、151-152頁。
- * 2 一般に、寺子屋は読書算の初歩を教えた庶民教育機関、私塾は塾主の個性と有志の自発性を基盤として高度な教育内容を教授した教育機関とされるが、それらの実態をみると範疇化することは困難である。
- * 3 石川謙『日本庶民教育史』玉川大学出版部、1972年、308-311頁。
- * 4 今村嘉雄『修訂十九世紀に於ける日本体育の研究』1967年、536-543頁。
- * 5 瀬谷義彦『水戸藩郷校の史的研究』山川出版社、1976年、菊池健晴『水戸藩郷校物語－町田郷校外－』私家版、1991年、大賀誠『水戸藩大宮郷校』大宮町教育委員会、1995年、小野崎紀男「大子郷校とその蔵書」『郷土文化』第25号、1984年、益子公明「大子村御陣屋と大子郷校文武館」大子町史編さん委員会『大子町史研究』1982年、鈴木暎一『水戸藩学問・教育史の研究』吉川弘文館、1987年、八鍬友広「『説論』から『教育』へ－幕末維新期における郷学の歴史的的位置－」『日本史研究』第488号、2003年、36-54頁、など。

- * 6 吉田俊純「幕末期水戸藩農兵制の展開」茨城の近代を考える会編『茨城近代史研究』第8号、1993年。
- * 7 前掲『水戸藩郷校の史的研究』、7-12頁。
- * 8 前掲『水戸藩学問・教育史の研究』、433頁。
- * 9 文部省編『日本教育史資料一』臨川書店、1970年（復刻）、349頁。
- * 10 前掲『修訂十九世紀に於ける日本体育の研究』、526-527頁。
- * 11 秋葉郷校と鳥羽田郷校の2校は、実際に設立されたかどうかは未詳である。
- * 12 前掲『日本教育史資料一』、350-351頁。
- * 13 布施賢治『下級武士と幕末明治』岩田書院、2006年、49-50頁、など。
- * 14 名越漠然『水戸弘道館大観』常陸書房、1981年、46頁。
- * 15 前掲「幕末期水戸藩農兵制の展開」。
- * 16 前掲『水戸藩郷校の史的研究』、109-110頁。
- * 17 前掲『水戸藩大宮郷校』所収「[図5 水戸藩大宮郷校御館絵図]」。
- * 18 同上書、58-59頁。
- * 19 前掲『水戸藩学問・教育史の研究』、436-437頁、では、玉造郷校と町田郷校の出席者文武研修者の人数を分類表示し、玉造郷校では剣術修行者12人、砲術修行者78人、町田郷校では剣術修行者87人、砲術93人となっており、郷校ごとに出席人数は異なることを明らかにしている。
- * 20 鈴木春山著・佐藤堅司編『鈴木春山兵学全集』八紘会、1937年。なお、長英が翻訳を担当したのは、巻八「附録銃砲之編」、巻九「附録銃砲之編」、巻十「附録戦砲放発法四則（小銃之部）」である。
- * 21 前掲『水戸弘道館大観』、274-277頁。

【付記】

本稿は、2007-2008年度常磐大学課題（各個）研究「幕末期水戸藩領内における教育の組織化－水戸藩郷校の研究－」による研究成果の一部である。

被害者支援と修復的司法 修復的司法に対する被害者の満足感を中心として¹

Victim Support and Restorative Justice : Victims' Satisfaction with
Restorative Justice Practices

富田信穂 諸澤英道 西村春夫 千手正治
Nobuo Tomita Hidemichi Morosawa
Haruo Nishimura Masaharu Senzu

はじめに

近年我が国においては、修復的司法という言葉が刑事司法に携わる研究者・実務家の間において広く認識されるようになり、修復的司法の理論・実践に関する文献が数多く見られる状況にある。修復的司法に関しては、後述の通り、我が国において被害者支援の視点から鑑みた場合、これを積極的に評価する立場と慎重な立場とが存在しており、二分された状況にあるといえよう。言い換えれば、修復的司法は被害者支援に資する面があるとともに、被害者支援を害する面も存在すると認識されているように思われる。

このような状況において、ニュージーランドにおいて2005年に発表された報告書では、修復的司法に対する被害者の満足度が概ね高いとの調査結果が報告されている。ニュージーランドは、修復的司法の実践と評されるプログラムが1989年にスタートして以来、世界各国から注目を受けている状況にあるが、修復的司法ならびに被害者支援の「先進国」としてのニュージーランドにおけるこれらの調査結果の分析は、我が国における議論に一石を投ずるものとして注目すべきであろう。

また韓国においても、特定の条件を満たす場合に、

民間の被害者支援団体における調停委員をファシリテーター役として、被害者と加害者が直接話合う機会が設定されている。すなわち、被害者支援活動に直接的に従事している団体により、被害者・加害者間の話し合いが実施されている状況においては、被害者の満足感の視点について他の修復的司法プログラム以上に考慮されている可能性が考えられ、修復的司法における被害者志向性(victim oriented)の観点からも注目に値すると考えた次第である。

I ニュージーランド

1 裁判所関与の修復的司法パイロットとは

ニュージーランドにおいては、裁判所関与の修復的司法パイロット(Court-Referred Restorative Justice Pilot)と呼ばれる修復的司法の実践プログラムを中心に調査を実施した。

裁判所関与の修復的司法パイロットとは、2002年2月4日から1年間、ニュージーランド国内4箇所の地方裁判所において試験的に実施された修復的司法の実践プログラムである²。裁判所関与の修復的司法パイロットにおいては、刑事手続において裁判官が最終的な判決を言渡す前段階で、修復的司法ファシリテーター

ターと呼ばれる進行役を交えて被害者と加害者が直接話合う機会が設定されている。この被害者・加害者間におけるファシリテーターを交えた話し合いは、修復的司法協議会（Restorative Justice Conference）と呼ばれ、被害者と加害者の双方が参加に同意した場合のみ開催される³。

協議会終了後、ファシリテーターは、協議会実施の日時、出席者、協議会進行の概略、合意事項等についての報告書を作成する。この報告書は裁判官に提出され、裁判官は当該報告書及びその他の事情を考慮した上で、最終的に判決を言渡す。

裁判所関与の修復的司法パイロットについては、ニュージーランド法務省（Ministry of Justice）ならびにビクトリア大学における犯罪・司法リサーチセンター（Crime And Justice Research Centre）により2005年に発刊された報告書である『ニュージーランド裁判所関与の修復的司法パイロット：評価』（*New Zealand Court-Referral Restorative Justice Pilot: Evaluation*）（以下『修復的司法報告書』とする）において分析・評価が実施されているが⁴、この中で裁判所関与の修復的司法パイロットを経験した被害者は、修復的司法協議会に関して概ね満足しているとのインタビュー調査結果が示されている。具体的には、「協議会において合意された計画」について、協議会終了直後の時点で「満足」と回答した被害者は全体の87%で、12ヵ月後の追跡調査の時点では60%となっており、「協議会全般」については、協議会終了の時点で「満足」と回答した被害者は全体の88%で、12ヵ月後の追跡調査の時点では67%であった⁵。いずれの項目も、6割以上の被害者が満足と回答しているとの調査結果が見出されており、『修復的司法報告書』においても被害者の満足度は概ね高いと評価されている。

我が国においても、修復的司法の概念が幅広く理解され、被害者支援との関連において有用性を発揮しうる可能性があるとの主張も存在する。

たとえば富田信徳は、「被害者の直面する問題は多様であるが、それらの問題のうち『なぜ自分が被害者として選択されたかが分からない』、『自分の受けた打撃の深刻さを犯人に伝えることが出来ない』などがある。これらの問題を解決する手段の一つとして、修

復的司法の理念に基づく被害者と加害者との直接的対話のプログラムが用意されている。」と主張し⁶、また片山徒有は「修復的司法で被害者が受ける利点の可能性を整理してみたい。まず、①事実を知ることができる。次に、②加害者の謝罪を確かめることができる。③地域社会の人々から被害者が受ける偏見などを解く機会になる。」と主張する⁷。

他方、修復的司法に慎重な立場も主張も存在する。たとえば諸澤英道は、修復的司法について「この考え方は、被害者が重要な当事者であると考えている点で、確かに被害者にとってプラスの面があるが、話し合いを無理強いされる可能性があり、また『許すのは当然だ』という世論を作り出す危険がある。（中略）被害者には『回復的司法』を拒む自由が完全に保障されていないからであるが、現在のわが国の雰囲気は、被害者に堂々と『忍従』を強いるものである」と指摘し⁸、長井進は「被害者の直面する過酷な現実や被害者の心情をよく理解している人であれば、『修復的司法は被害者の回復にも役立つ』という主旨を被害者を含めた国民一般に伝えたりしないであろう。なぜならば、『分かっていない』という印象を極めて多くの被害者に与えるだけだからである。（中略）修復的司法において被害者遺族は、加害者の更生のために利用されるだけ、という意識を強く抱いている。重大犯罪の被害者遺族は、加害者が犯罪を繰り返さないだけの悔悟の念を抱くことを望んでいて、『家族あるいは魂を殺しておいて、加害者との修復などできるわけがないではないか』というのが率直な気持ちである」と指摘する⁹。これらの指摘は、極めて正鵠を射た指摘であり、修復的司法に内在する問題点として考慮すべき事項であると考えられる。ニュージーランドにおける修復的司法協議会に対する被害者の満足度が概して高いという調査結果を分析することは、これらの懸念を解消する可能性を有するものであり、一考に値するといえよう。

2 調査内容

前述の通り、ニュージーランドにおける裁判所関与の修復的司法に基づく修復的司法協議会に対する被害者の満足度は概ね高いといわれているが、この要因に

ついてニュージーランド国内では以下の点が指摘されている。

ビクトリア大学の犯罪司法リサーチセンターのキング (V. Kingi) は、修復的司法協議会への出席を通じて、①被害者が被害を受けた理由について、加害者に直接訊ねる機会を得ていること、ならびに②被害者自身が自らの心情等を加害者や刑事司法関係者の前で直接発言する機会を得ていると指摘する。またニュージーランド被害者支援団体協議会 (New Zealand Council of Victim Support Groups) のナイト (M. Knight) は、①ニュージーランドにおいて1989年に加害少年に対する家族集団協議会 (Family Group Conference) が導入されたことにより、被害者がこれまで以上に刑事司法手続への参加を望む傾向が強くなったこと、ならびに②被害者にとって一番重要な要素は、何ゆえに被害を受けたのかについて知ることであると指摘する。これらを総合すれば、被害者は修復的司法協議会への出席を通じ、加害者に対して直接的に質問・心情等の陳述の機会を得ていることが、被害者の満足度が概して高い理由であるといえる。換言すれば、被害者の立場から修復的司法に期待するものとして、加害者に直接訊ねる機会ならびに被害者自身が発言する機会を享受することが挙げられているともいえよう。

また修復的協議会が被害者の同意なしに開催されない点も重要であろう。前述の通り、修復的協議会を実施する際には、被害者と加害者の合意を前提としており、制度上被害者参加の任意性が保障されている。この点についてキングは、運営上も被害者参加の任意性が問題となった例はないとコメントし、ナイトも被害者が参加を強制される可能性は否定できないものの、可能性は低く、そのような例については聞覚えがないと指摘する。一方でオークランドの被害者支援団体に所属するローラー (K. Lawlor) は、加害者側が被害者側に参加を強制する可能性が考えられる状況として、家庭内暴力を挙げる。家庭内暴力は、被害者と加害者が同一の家庭内において生活しているだけでなく、身体的条件等において加害者側が優位にあるため、加害者から被害者に対して協議会出席を迫る可能性が考えられるとする。そのような意味においては、裁判所関与の修復的司法パイロットがその対象犯罪から家

庭内暴力を除外していることは、被害者参加の任意性を担保するための措置であると評価できよう。

しかしながらその一方で、前述の通り、「協議会において合意された計画」及び「協議会全般」に対する被害者の満足度について、協議会終了直後の時点と12ヵ月後の追跡調査の時点とを比較した場合、いずれも12ヵ月後の時点における満足度が低いとの調査結果も存在する。この点に関連して『修復的司法報告書』では、被害者の18%が修復的司法協議会への参加を後悔する何らかの出来事が起きたとの回答結果を示されており、例として加害者に対する量刑への不満、合意事項の遵守に対するフィードバックの欠如、ファシリテーターの言動のまずさなどが挙げられている¹⁰。キングは12ヵ月後の追跡調査の時点における被害者の満足度の低下の最大の要因として、修復的司法協議会における合意事項に対する加害者側の不履行を挙げる。そのような意味においては、修復的司法協議会における合意事項の遵守に対するモニタリングの必要性が指摘されるところであるが、この点に関して『修復的司法報告書』は、協議会における合意のモニタリングに対する責任の所在において混乱があるとの調査結果を示している¹¹。この点がニュージーランドにおける裁判所関与の修復的司法パイロットの問題点として考えられよう。

さらに今回の訪問においてしばしば指摘された点が、ファシリテーターの役割の重要性である。『修復的司法報告書』においても、修復的司法協議会に対する被害者の満足度と関連する要因として、被害者側に「協議会が主として加害者を利することを予定しているものではないという信念」が存在することが指摘されているが¹²、修復的司法協議会におけるファシリテーターの運用いかんによっては、協議会が加害者を利するものであるとの認識を被害者側に抱かせてしまう可能性も考えられよう。この点についてナイトは、全体的に見ればファシリテーターは十分に訓練され¹³、ファシリテーターとしての技能を有しているものの、ファシリテーターが加害者の味方であると被害者に認識される可能性があることを指摘する。一方ローラーは、大部分の事例においてファシリテーターはよくやっているものの、被害者支援団体のメンバーの修復的司法

協議会への出席を拒否するなど、被害者に対する配慮を欠いていると思われるファシリテーターも存在すると指摘する。

3 小括

以上においてニュージーランドにおける修復的司法パイロットに対する調査結果を概観したが、修復的司法協議会に対する被害者の満足度が概して高い根拠として、修復的司法協議会への参加を通じた刑事司法手続への被害者の関与が指摘される傾向にあった。我が国においても、修復的司法における「修復」という言葉の受入れにくさについて指摘されているが¹⁴、ニュージーランドにおいては被害者側と加害者側との和解・修復よりはむしろ、被害者の刑事司法手続への参加を促進する手段との認識が存在するように思われる。しかしながらその一方で、前述の通り、修復的司法協議会における合意事項の履行に関する問題点も存在しており、今後の改善が求められよう。

II 韓国

1 刑事調停とは

韓国においては、近年「刑事調停」(형사조정)と呼ばれる制度により、被害者と加害者との話し合いの機会が設定されている。このような制度は、韓国における修復的司法の実践プログラムとして機能する可能性があると考えられ、注目に値すべきであるといえよう。

以下においては、筆者がテジョン(大田)、カンヌン(江原)及びソウルにおける犯罪被害者支援センター、ならびにカンウォン道立大学及びコニャン大学を訪問した際に入手した資料・情報にしたがって、韓国における刑事調停制度の概要について見ていくことにしたい。

韓国における刑事調停とは、被害者等により告訴された事件について、告訴人と加害者との間において、民間の被害者支援センターに所属する刑事調停委員を交えて話し合いを実施するものである。すなわち、告訴人からの告訴を受理し、捜査に着手する前の時点もしくは警察の捜査が終結し、検察官に送致された時点において、検察官が適切であると判断し、かつ被害者が刑事調停への依頼に同意した事件について、検察官か

ら犯罪被害者支援センターにおける刑事調停委員会へと依頼され、これを受けて犯罪被害者支援センターにおいて刑事調停委員をファシリテーターとした告訴人と加害者との話し合いが実施される。テジョン犯罪被害者支援センターの資料によれば、「民事的性格の告訴事件について、自立的な解決能力を増大させ、犯罪被害者の実質的な被害補填及び紛争の円満解決を促進する」ことが、刑事調停の目的として説明されている¹⁵。そのような意味においては、刑事調停とは、刑事事件として告訴された被害者と加害者との間における問題について、刑罰等の刑事処分に依拠することなく、調停委員を交えた上で被害者と加害者との間で解決をはかることを予定したものであるといえる。

刑事調停に関する現行法上の根拠としては、刑事訴訟法第247条における起訴便宜主義が考えられる。我が国同様、韓国の刑事訴訟法においても、起訴便宜主義の立場がとられており、検察官は、①犯人の年齢、性行、知能及び環境、②被害者との関係、③犯行の動機、手段及び結果、④犯行後の状況を斟酌した上で、訴追を必要としない場合には公訴を提起しないことができる。すなわち検察官は、刑事調停を通じて被害者と加害者との間において何らかの合意に達したことを犯行後の状況として斟酌し、検察官が公訴を提起する際の1つの判断材料となりうるものである。そのような意味においては、韓国刑事訴訟法第247条は、刑事調停について正面から規定するものではないものの、刑事調停の成果について斟酌することを許容するものであり、刑事調停を実施する上での間接的な法的根拠といえよう。しかしながら、刑事調停の対象となる事件の選定や刑事調停のプロセス等については、特段の法的根拠は存在しておらず、前述した大検察庁指針ならびに各地方検察庁が規定する運営指針に委ねられている状況にある。

テジョン被害者支援センターの資料によれば、韓国における刑事調停の制度は、2006年4月に全国で3箇所の被害者支援センターにおいて模範的に実施され、その後全国に拡大したと説明されている^{16 17}。

2 刑事調停手続の概要

前述の通り、韓国における刑事調停の実務運営につ

いては、刑事訴訟法第247条に規定する起訴便宜主義以外に特段の法的根拠が存在せず、前述した大検察庁指針及び各地方検察庁が規定する運営指針に委ねられている状況にある。この点に鑑み、以下においては「告訴事件刑事調停実務運用指針」(고소사건 형사조정 실무운용 지침)(以下「大検察庁指針」)を中心として、韓国における刑事調停手続の概要について見ていくことにする¹⁸。

刑事調停の対象犯罪としては、借金、工事代金、投資資金等の個人間における金銭的な取引に伴う財産犯、ならびに個人間における名誉毀損、侮辱、土地等の境界線に関する侵害、知的財産権に対する侵害等の私的な争いの性格を有すると思われる告訴事件等が規定されている(大検察庁指針第2条1項)¹⁹。これらの犯罪は、刑事事件として被害者等の告訴人により告訴されたものの、本質的に個人間の民事的係争の性格を有すると思われる面もあり、被害者としても加害者の処罰よりは被害の回復を第一に望んでいる場合も考えられよう²⁰。

刑事調停が実施される時点としては、①検察官が告訴人からの告訴を受理し、当該告訴事件に対する捜査に着手される前の時点(検察受理告訴事件)、②警察官が告訴人からの告訴を受理し、当該告訴事件に対する捜査に着手される前の時点(警察受理告訴事件)、③警察による捜査終結後、検察官が警察から当該事件の送致を受けた時点(送致告訴事件)の3通りがあり、捜査着手前と捜査着手後とに大別される。刑事調停を実施する際には、告訴人の同意を必要とし(大検察庁指針第3条)²¹、捜査着手後に警察からの送致を受けた段階においては、告訴人のみならず被疑者の同意も必要とする。なお韓国の刑事訴訟法では、警察は検察官の指揮を受けて捜査するものと規定されている点に留意する必要がある(第196条)。

次に具体的なプロセスについて、検察受理告訴事件を例に見ていくことにしたい。検察庁における告訴状の受理・相談の担当官又は担当職員は、告訴状を受理した場合、当該事件が刑事調停対象事件であるか否かを確認し、刑事調停対象事件に該当する場合には、告訴人に刑事調停制度の趣旨を説明し、告訴人が刑事調停を望む場合、刑事調停同意書が告訴状に添付される

(大検察庁指針第2、3条)。事件を担当する検事は、事案の軽重、嫌疑の有無等を考慮して当該事件を犯罪被害者センターにおける刑事調停に依頼するか否かを1週間以内に決定するが、告訴人が刑事調停に同意しなかった場合であっても、告訴人に対して刑事調停についての同意を確認することができる(検察庁指針第14条)。

検察から依頼された事件に対する刑事調停の手続については、各検察庁又は支庁における犯罪被害者支援センターの運営指針に委ねられている(検察庁指針第21条)。テジョン地方検察庁においては、「犯罪被害者支援センター刑事調停委員会運営指針」(범죄피해자지원센터 형사조정위원회 운영 지침)(以下「運営指針」とする)に従った刑事調停の運営が実施されている。テジョン犯罪被害者支援センターには、刑事調停業務を担当する刑事調停委員会が設置されており、当該委員会の委員が刑事調停に従事する²²。被害者支援センター理事長は、検察より刑事調停の依頼を受けた場合、刑事調停委員の中から当該事件を担当する3名を指定し(その中の1名は、弁護士資格所有者又は法学部教授等の法律の専門家が指定される)、刑事調停の日時を決定する(運営指針第11条)。刑事調停への参加者としては、刑事調停対象者(被害者及び加害者)及び担当の調停委員が挙げられるが、弁護士、法定代理人又は刑事調停対象者から委任を受けた者が代わりに参加することができ、また刑事調停対象者が未成年の場合には、親権者等の当該未成年者を保護・監督する者が参加することもできる(運営指針第17、18条)。調停が成立した場合には、担当の調停委員により刑事調停決定文が作成され、刑事調停結果通知書と共に検察官に送付される(運営指針第28条)。刑事調停が成立し、告訴が取り消された場合には、却下処分(각하처분)となるが²³、検察官は犯罪の嫌疑があると判断した場合には、通常の捜査手続により捜査を進めることができる(検察庁指針第24条。ただし、調停成立は任意的減軽事由となる)。

警察受理告訴事件に対する刑事調停についても、検察受理告訴事件とほぼ同様の手続で進められるが、警察から被害者支援センターに刑事調停を依頼する際には、検察官の指揮を受けることを前提とするなど(検

察庁指針第26条)、検察官の指揮を受けなければならない規定が存在する。また送致告訴事件の場合も、検察受理告訴事件とほぼ同様の手続で進められるが、前述の通り、刑事調停を実施する際には、告訴人のみならず被疑者側の同意も必要とする点や、刑事調停が成立し、告訴が取り消された場合には、嫌疑の有無により終局処分(송국처분)となる点(検察庁指針第34条)において異なるものである²⁴。

3 小括

以上において韓国における刑事調停制度について概観したが、筆者がテジョン地方検察庁を訪問した際に、同検察庁検事より、刑事調停が「刑罰権の選択と集中」を実現するための制度であるとの発言を得た²⁵。すなわち、検察庁に受理・送致される事件数が増加しており、事件の中でも民事的な解決が図られるべき性格の事例については、刑事ではなく民事的な解決手段によって処理すべきであり、刑事的介入が必要な事例については刑事的介入を行うべきであるという認識が存在するように思われる。いかえれば、検察官による訴追の必要性があまり感じられない事例について、刑事裁判外で解決を図るための手段として、刑事調停が存在しているようにおもわれる。そのような意味においては、韓国における刑事調停とは、元来ダイバージョンとしての機能が期待されたものであったように思われる。「刑罰権の選択と集中」という言葉自体、ダイバージョンとしての要素を多分に感じさせるものであるといえよう。

また、実際に調停に携わる調停委員としては、小中高等学校の元校長、法学部教授、弁護士、司法書士、企業家等のいわゆる「社会的名士」が囑託されることが多く、このような人々が調停を主導することにより、被害者・加害者共に十分な発言の機会が与えられず、「押し付け」的な調停内容となる危険があると指摘する声もある。

しかしながら刑事調停手続は、被害者にとって直接参加する機会となりうるものであり、注目に値すると思われる。今後は、これまで以上に被害者志向性の観点からの運営が期待される。

おわりに

以上において、ニュージーランドにおける裁判所関与の修復的司法パイロット及び韓国における刑事調停の状況について概説を試みた。ニュージーランドにおける裁判所関与の修復的司法パイロットは、被害者の刑事手続への参加を促進する要素が多分に感じられ、他方韓国における刑事調停はダイバージョンとしての要素を多分に感じさせるものであるといえよう。

ニュージーランドにおいては、前述の通り、修復的司法とは被害者の刑事手続への参加を促進するものであるとの認識が一貫して存在しており、今後ともこのような認識に基づく運営が実施されると思われる。他方韓国における刑事調停については、近年における取り組みであり、今後の動向がとりわけ注目される。

¹ 2006年度及び2007年度常磐大学課題研究助成。

² 裁判所関与の修復的司法パイロットについて紹介したものとして、奥村正雄「ニュージーランドにおける犯罪被害者と刑事司法」『同志社法学』59巻1号(2007年)11-14頁、高橋貞彦「世界の修復的司法：ニュージーランド」細井洋子＝西村春夫＝櫻村志郎＝辰野文理編『修復的司法の総合的研究』風間書房(2006年)489-501頁、藤本哲也「ニュージーランドの修復的司法協議会」藤本哲也編『諸外国の修復的司法』中央大学出版社(2004年)117-140頁、千手正治「ニュージーランドにおける修復的司法の発展とマオリ族」藤本・前掲書・43-79頁。

³ 修復的司法協議会の対象となる犯罪類型としては、不法目的侵入、窃盗、自動車窃盗、詐欺、暴行、自動車等の運転により被害者を死傷させる交通事故等が挙げられるが、家庭内暴力は対象とならない。

⁴ 『修復的司法報告書』では、調査対象期間に修復的司法協議会へと委託された192の事例が調査対象とされ、そのうちの151の事例について被害者に対するインタビュー調査の結果が得られ、153の事例について加害者に対するインタビュー調査の結果が得られている。

⁵ Ministry of Justice, and Crime And Justice Research Centre, *New Zealand Court-Referred Restorative Justice Pilot: Evaluation*. Wellington: 2005, p.211, Table

8.2. ここでは裁判所関与の修復的司法パイロットを経験した被害者に対して、「協議会において合意された計画内容」、「協議会全体」の満足度について、協議会終了直後の時点と協議会から12ヵ月後の追跡調査の双方の時点において7段階のスコアによる評価結果が示されており、1から3までが「不満」のカテゴリー、5から7までが「満足」のカテゴリーと位置づけられている。

⁶ 富田信徳「被害者支援と修復的司法」細井＝西村＝櫻村＝辰野・前掲書・107頁。

⁷ 片山徒有「犯罪被害者と修復的司法」細井＝西村＝櫻村＝辰野・前掲書・104頁。

⁸ 諸澤英道「被害者関係の刑事司法と犯罪者の処遇」『刑政』113巻2号（2002年）33-34頁。なお修復的司法導入の条件について、諸澤英道「『被害者対策幕引き論』に思う」『被害者学研究』12号（2002年）1-2頁参照。修復的司法への被害者参加の強制について、瀬川晃「修復的司法（Restorative Justice）論の混迷」『同志社法学』56巻6号（2005年）2067頁参照。

⁹ 長井進「修復的司法に関する一考察：被害者支援の立場から」『犯罪と非行』136号（2003年）95-96頁。

¹⁰ Ministry of Justice, and Crime And Justice Research Centre, *supra note* (5), pp.236-237.

¹¹ *Ibid.*, p.23.

¹² *Ibid.*, p.26.

¹³ ファシリテーターに対しては、法務省により作成されたトレーニング・マニュアルを用いた訓練が実施されている。またオークランド工科大学修復的司法センターのブラウン（I. Brown）によれば、ファシリテーターはロールプレイによる訓練も受けているという。

¹⁴ 西村春夫「修復的司法の理念、実態、正当性」細井＝西村＝櫻村＝辰野・前掲書・11頁。

¹⁵ 大田犯罪被害者支援 Center, 現況資料。

¹⁶ 大田犯罪被害者支援 Center, 現況資料。韓国においては、刑事調停制度が実施される以前から加害者・被害者和解仲裁と呼ばれる制度が実施されていた。加害者・被害者和解仲裁は、検察官から民間の犯罪被害者支援センターへと付託された事件について、同センター所属の和解委員を交えて加害者と被害者の和解手続を実施するものである。テジョン犯罪被害者支援セン

ターにおける加害者・被害者和解仲裁事業を例に見れば、検察官から同センターに付託された事件について、当該事件の加害者及び被害者双方の同意を前提として、同センター所属の和解委員を交えて加害者と被害者の和解手続を実施するものであった。加害者・被害者和解仲裁事業は、2003年11月にテジョンに設立されたテジョン犯罪被害者支援センターにおいて実施され、その後全国の犯罪被害者支援センターに拡大した。刑事調停が実施されて以降は、各地の犯罪被害者支援センターにおいても被害者・加害者和解仲裁に代えて刑事調停を実施する傾向にある。韓国における加害者・被害者和解仲裁について紹介したものとして、大田達也「世界の修復的司法：韓国」細井＝西村＝櫻村＝辰野・前掲書・480-488頁、姜暻來「韓国の犯罪被害者支援及び保護」『JCCD』102号1-30頁、金根模＝金子潤「韓国における被害者支援の動向：検察庁に基礎を置くプログラムを中心として」『常磐大学大学院人間科学研究科』14巻（2006年）77-94頁等参照。

¹⁷ 現在、韓国におけるすべての犯罪被害者支援センターにおいて、被害者・加害者和解仲裁もしくは刑事調停のうち、少なくともいずれか一方は実施されているという（筆者が2007年12月にカンヌン犯罪被害者支援センターを訪問した際に入手した情報による）。なおカンヌン犯罪被害者支援センターでは、加害者被害者和解仲裁と刑事調停の双方を実施しているものの、大部分は刑事調停として実施されており、被害者・加害者和解調停については現在ではほとんど実施されていないという。

¹⁸ 本稿における運営指針は、2007年1月時点における内容である。

¹⁹ 筆者が2007年12月にカンヌン犯罪被害者支援センターを訪問した際に入手した情報によれば、被害者と加害者との対話により、被害者の感情や金銭的な回復が可能であると思われる犯罪が刑事調停の対象となるという。

²⁰ 我が国における犯罪被害者調査においても、財産犯の場合、被害者の関心が刑罰よりも損害回復にあることを示唆するものも存在する。加藤克佳＝水谷規雄「財産犯被害者の実態」宮澤幸一＝田口守一＝高橋則夫編『犯罪被害者の研究』成文堂（1996年）297-309頁。

²¹ 韓国の刑事訴訟法では、告訴権者として、①被害者、②被害者の法定代理人、③被害者死亡の場合、その配偶者、直系親族又は兄弟姉妹、④死者の名誉を毀損した犯罪の場合、その親族又は子孫が規定されている（第223、225、227条）。

²² 刑事調停委員は、テジョン被害者支援センター理事長より委嘱を受けた者であり、2008年3月21日の時点で34名である（筆者が2008年3月に訪問した際に入手した情報による）。

²³ 却下処分とは、告訴のある事件が罪とならない場合及び嫌疑がない場合、告訴権者によらない告訴の場合、告訴人が出席要求に応じない場合、告訴人が所在不明などにより告訴事実について聴取できない場合などに、検察官が告訴を却下する処分をいう。

²⁴ 終局処分とは、捜査の終結処分をいい、起訴・不起訴を決定する。

²⁵ テジョン犯罪被害者支援センターが2003年に被害者・加害者和解仲裁事業に着手した点についても、検察庁に送致される事件数の増加に対応するための検察官のアイデアであったことが指摘された。

買収と第三者割当増資

Corporate acquisitions and private placements

文堂 弘之

Hiroyuki Bundo

I はじめに

企業買収の手法には主に、①合併のように、買収企業と被買収企業が新たに株式を発行し、それを互いに交換するもの、②TOBや市場内買付のように、被買収企業の既に発行した株式を買収側が現金で取得するもの、③新株引受のように、被買収企業が新たに発行した株式を買収側が現金で取得するものがある。第三者割当増資は③の典型例であり、実際に多くの事例をみることができる。日本ではこの第三者割当増資による買収がこれまでかなり行われてきた。

従来、企業買収の関連で第三者割当増資を取り上げる研究は、法学の分野で数多く行われてきた。そこでは、支配権の争いのある場合における第三者割当増資の実施の適法性とその条件や、発行価格の適法性などが主な論点であった。一方、財務論や経済学の分野でおこなわれてきた研究では¹、多くの場合三者割当増資をあくまで（本質的には）資金調達手段として認識している。本稿は、買収手法としての第三者割当増資に伴う株式価値の変化を考察する。

II 手法の異なる場合の買収金額の比較

買収手法としてこのような第三者割当増資を考えるとき、既存株式取得との比較がひとつのヒントを与え

うる。なぜなら、第三者割当増資は新株引受による株式取得という点で手法上の相違が明確に現れうるからである。そこで、単純な数値例を用いて、第三者割当増資と既発行株式取得の投資額の違いを示す。

（設定）買収対象会社 A 社は時価総額 1000 円、発行株数 100 株、1 株の時価 10 円。

（第三者割当増資の場合）

A は買収者 X に新株 100 株を発行。発行価格は 10 円（有利発行回避の最低価格）。

X の買収額は 1,000 円。

（買収後）

発行株数 200 株に増加。既存株主の所有比率は $100/200 = 50\%$ 。

買収者 X の所有比率は $100/200 = 50\%$ （実質的に支配株主）。

合計の株式価値は、 $1,000 + 1,000 = 2,000$ 。

ここで、同じ A 社の既発行株式を既存株主から取得して、X が 50% の支配株主になるために必要な金額を計算すると、まず 100 株の 50% は 50 株である。これを最低金額で取得するには一株 10 円（+ プレミアム）で 50 株を取得すればよい。すなわち 500 円（+ プレミアム）で済む。このように同じ企業の支配権株式を取得する際に、第三者割当増資では既発行株式取

買収と第三者割当増資

表1 第三者割当増資実施企業一覧 (2006年1月～12月)

公表日	実施企業	出資者	上場市場	出資後所有比率
1/6	パオ	ジー・コミュニケーション	東証2部	34.44
1/11	イーウェア*	住商情報システム	ヘラクレス	10.44
1/20	ネットフリス	電通、サイバー・コミュニケーションズ	マザーズ	4.5
1/31	イクヨ	日本アジア投資(JAIC)、JAIC-PE1号投資事業有限責任組合など	東証2部	34.44
2/1	ジマ	タワレコード	ジャスタック	4.51
2/7	イマージュ	ジャステス	東証1部	21.19
2/8	三桜工業	ホンダ(本田技研工業)	東証1部	5.39
2/10	ディー・エス・エー(DeNA)	三菱東京UFJ銀行[三菱UFJフナシヤル・グループ]	マザーズ	3
2/14	昭和コム	S.F.J第1号投資事業組合(ジャパンベンチャー・ビジネス)	東証2部	18.35
2/17	エルゴ・ブレインズ*	デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム(DAC)	ヘラクレス	41
2/17	エルナー	日本産業パートナーズ	東証2部	33.13
2/22	インタートレード*	伊藤忠テクノサイエンス、カドツコム証券	マザーズ	6.25
2/25	トワゴ*	エイベックス・グループ・ホールディングス(AGHD)	東証1部	20.92
3/7	ティーンランド*	オリオン・キャタル・マネージメント(OCM)(サクラファンド)など	ジャスタック	38.65
3/11	日本ケミカルリサーチ	キッセイ薬品工業、ステラケミア	大証2部	21.8
3/14	丸順	ホンダ(本田技研工業)	名証2部	20.37
3/14	レカム	サイボウズ	ヘラクレス	9.3
3/22	フォー・ユー	ケオ	大証2部	34.35
3/23	新屋堂	TSUTAYA[カルチュア・コンビニエンス・クラブ(CCCO)]	ジャスタック	14.9
3/27	オープンループ	リーマン・フラサース・コマニヤル・コーポレーション/ジャリアリミテド*	ヘラクレス	3.27
3/27	ビー・アイ・ジー・グループ	ビー・エス・エル(BSL)	ジャスタック	8.69
3/29	ユーン	RHJインターナショナル	東証1部	20.1
3/31	アイ・エム・ジェイ(IMJ)	博報堂[博報堂DYホールディングス]	ヘラクレス	4.3
4/1	ロイヤルホテル	森トラスト、三井住友銀行	大証2部	40.26
4/4	保土谷化学工業	東ソー	東証1部	33.34
4/10	パオ	ビー・エス・エル(BSL)	東証2部	7.6
4/11	家族亭	カッパ・クワイ	ジャスタック	28.42
4/11	ニチリョク	サンライフ	ジャスタック	6.56
5/1	アルテプロ	ビー・エス・エル(BSL)、テラ・ブレインズ*、DKR Soundshore Oasis Holding Fund Ltd.、CEDAR DKR Holding Fund Ltd	マザーズ	2.91
5/1	TRNコーポレーション	セフソンス・ホールディングス、MACハイアウト・ファンド1号投資事業有限責任組合	セントレックス	27.62
5/2	イッコー	日本振興銀行	大証2部	4.77
5/3	日本シル・シー・イー	暁成	東証2部	33.65
5/8	タイセイ	貝島化学工業、あすかDBJ投資事業有限責任組合など	Qボート	9.48
5/11	ヨクワン	ハロー	東証2部	17.33
5/13	東洋エンジニアリング(TEC)	三井物産	東証1部	22.97
5/15	ネクサス	SBIホールディングス	ジャスタック	23.36
5/26	ニッシン	三井住友銀行[三井住友フナシヤル・グループ]	東証1部	3
6/1	新日本建物	Permal Long Funds-Japan Fund、Petrus Prospect LLCなど	ジャスタック	23.8
6/14	アア	DKR Soundshore Oasis Holding Fund, Ltd.	セントレックス	22.31
7/4	シケン	アセット・マネージャーズ、日本駐車場開発	ジャスタック	4.96
7/4	ジェイ・ブリッジ	エアース・シー・AI投資事業組合(エアース・シー証券運営ファンド)、Best Growth Fund (後日解消)	東証2部	3.04
7/6	テータフレイス	アドバックス	セントレックス	10.8
7/10	魚喜	DEF2号投資事業有限責任組合(デュアル・エグゼクティブ・インベストメント運営ファンド)	東証2部	9.37
7/14	三菱電線工業	三菱マテリアル	東証1部	36.5
7/19	A.Gホールディングス	ユビロスパートナーズ投資事業有限責任組合1号、I投資事業有限責任組合1号	ジャスタック	11.78
7/22	北越製紙	三菱商事	東証1部	33.29
7/25	エルビータメモリ	カ晶半導体(PSC)	東証1部	0.42
7/28	大盛工業	エレシ	東証2部	31.16
7/29	エキサイト	NTT東日本、NTT西日本	ジャスタック	7.7
7/31	内海造船	KALEIDO CP FUND1投資事業有限責任組合(クワイ・ホールディングス運営ファンド)	東証2部	34.39
8/1	鈴木金属工業	新日本製鉄	東証2部	34.77
8/18	メカシヤハン	加ト吉	ジャスタック	13.85
8/24	アイ・エム・ジェイ(IMJ)	三井物産	ヘラクレス	4.14
9/1	旭テック	三井物産、中央三井クロスキャタル第2号投資事業有限責任組合、ハートランドなど	東証1部	37.21
9/4	ジャパンハル	太平洋セメント、JFEスチール、JFEホールディングス、みずほ銀行	大証2部	16.5
9/19	アドテック	MCJ投資会社・MCJパートナーズ	ジャスタック	14.61
9/19	ゲームホップ(アリア子会社)	ソニーコミュニケーションネットワーク(SCN)	アンビシヤス	33.23
9/20	テザインエクスチェンジ(DEX)	ISGR1号投資事業組合(産業構造総合研究所運営ファンド)	マザーズ	34
9/28	富士ハイオメガックス	加ト吉	セントレックス	13.08
10/5	サハダイヤモント	サハ資源開発事業団、グリーンキャタル[シー・エフ・アイ]	ジャスタック	11.73
10/27	北越製紙	大王製紙	東証1部	2
11/10	パーテックスリンク	新興支援投資事業有限責任組合	ジャスタック	31
11/13	ネクストウェア	ビー・シー・イー(PCIA)	ヘラクレス	14.1
11/13	上毛	アルカーフ	東証2部	37
11/18	カワムラサイクル	松下電工、イロハット	マザーズ	22.22
11/20	エフティコミュニケーションズ*	光通信	ジャスタック	4.81
11/28	角川グループホールディングス	NTTドコモ	東証1部	3.78
11/28	タスコシステム	店舗再生ファンド	ジャスタック	18.95
11/28	カウボーイ	スパークス証券組成投資事業組合(スパークスOMSF-2投資事業組合)	ジャスタック	14.31
12/2	新井組	NISグループ(旧ニッシン)	東証1部	39.23
12/4	ツルヤ靴店	伊藤忠商事	名証2部	4.99
12/9	カウボーイ	月光[シタヒターインベストメント][ゴールドマン・サックス・グループ]	ジャスタック	43.97
12/20	タルアート	タイハウ工業	大証2部	23.4
12/21	ユージン	エアース・シー・TA4投資事業組合(エアース・シー証券運営ファンド)、AAA Major	ジャスタック	31.17
12/28	モック	IS投資事業有限責任組合	マザーズ	26.2

(注)分析対象となったもの。後日取りやめたものを含む。出資者は同日発表された出資者を含む。出資後所有比率も同じ。

表2 基本統計

	出資後所有比率	+1日の実質上昇率			+5日～+10日平均実質上昇率
		(対-10日～-5日平均)	(対-4日～-1日平均)	(対-1日)	(対-10日～-5日平均)
n	75	75	75	75	75
平均	19.12	0.02	0.02	0.01	0.00
標準偏差	12.67	0.18	0.17	0.15	0.15
中央値	18.35	0.00	0.00	0.01	-0.01
最小	0.42	-1.01	-0.99	-0.98	-0.38
最大	43.97	0.56	0.58	0.52	0.50

表3 実質上昇率の分布

	+1日の実質上昇率			+5日～+10日平均実質上昇率
	(対-10日～-5日平均)	(対-4日～-1日平均)	(対-1日)	(対-10日～-5日平均)
$0.5 < a$	1	1	1	0
$0.25 < a \leq 0.5$	2	3	2	5
$0.1 < a \leq 0.25$	15	11	8	8
$0 < a \leq 0.1$	24	22	34	22
$-0.1 < a \leq 0$	25	34	24	31
$-0.25 < a \leq -0.1$	5	2	4	4
$-0.5 < a \leq -0.25$	2	1	1	5
$a \leq -0.5$	1	1	1	0

得より多額の買収金額が必要になる可能性がある。これは、第三者割当増資では、既発行株式取得の場合と異なり既存株主が買収後も継続して存するため、これらの株主に買収前と同等の価値を保証しなくてはならないことによる。

Ⅲ 第三者割当増資に伴う株価の変化

Ⅱで述べたように、第三者割当増資は機発行株式取得と比較して、買収者がより大きな資金負担を負う可能性がある。それでは、このような第三者割当増資に対して株価はどのような変化を示すのだろうか。これをみるために、2006年1月から12月までに行われた

上場会社による第三者割当増資の公表日周辺の株価動向を調べた。株価の変化は公表日の前後10営業日の上昇率を以下の4つの基準で調べた。

1. 公表日翌日終値の、公表日前10日から前5日までの終値の平均に対する上昇率
2. 公表日翌日終値の、公表日前4日から前1日までの終値の平均に対する上昇率
3. 公表日翌日終値の、公表日前1日の終値に対する上昇率
4. 公表日後5日から後10日の終値の平均の、公表日前10日から前5日までの終値の平均に対す

る上昇率

調査対象となった第三者割当増資実施企業は表1のとおりである。これは、レコフ『MARR』およびMARR DATAより抽出した。なお、同一企業が公表日前後10日以内に第三者割当増資を行っている場合、前のもののみを対象とした。

表2は、75件の基本統計である。これをみると、いずれも平均や中央値は0に近いが最小および最大値の差は大きく、標準偏差も小さくないことが分かる。なお、ここの数値は75件の第三者割当増資実施企業の株価の上昇率から、同時期のTOPIXの上昇率を控除した「実質上昇率」である。

表3は、75件の実質上昇率の分布を示している。いずれも、-0.1から0.1の間に多く分布していることが分かる。そして、プラスもマイナスも、ほぼ同様に分布していることが分かる。したがって、第三者割当増資の公表によってプラスかマイナスのどちらかの反応が起きやすいという事態は見られない。

なお、第三者割当増資後の引受会社等による出資後の所有比率を説明変数とし、上記の4つの実質上昇率を従属変数として回帰分析をおこなったが、有意な結果は得られなかった。したがって、出資後の所有比率が第三者割当増資に伴う株価の上昇率に影響を与えているという関係を見出すことができなかった。

IV おわりに

本稿ではまず、第三者割当増資による買収においては、買収金額の負担が既発行株式取得と比較して大きくなる可能性を指摘した。次に、第三者割当増資を実施した企業の株価の反応について予備的な調査を行った結果、実施公表によって株価はプラスとマイナスのどちらにもほぼ同じような割合で分布していることが明らかとなった。このことは、第三者割当増資のどのような内容・特徴によって、株価の反応が影響されているかという次の課題を浮き上がらせる結果となった。

Rees (2002)、阿萬 (2003)、坂口 (2001、2002、2006、2007)。なお、モデル分析として醍醐 (1993)がある。また、買収防衛策との関係を論じたものに小林 (2006)がある。

(参考文献)

- 阿萬弘行「第三者割当増資と株式市場の反応について」『金融経済研究』第19号、2003年3月、56-71ページ。
- 小林磨美「買収防衛策としての第三者割当増資の考察」『生駒経済論叢』第4巻第1号、2006年11月、97-107ページ。
- 坂口幸雄「企業再建時の株式発行に関する考察：第三者割当増資の選別機能」『会計学研究』第27号、2001年3月、25-50ページ。
- 坂口幸雄「財務危機における第三者割当増資の効果—発行価格の割引率の決定要因の検証を通じて—」『専修経営研究年報』第26号、2002年3月、19-66ページ。
- 坂口幸雄「民事再生法施行後の第三者割当増資に対する株価反応」『専修経営学論集』第83号、2006年12月、81-108ページ。
- 坂口幸雄「第三者割当増資における投資家・経営者間の情報格差とディスカウントの役割」『専修経営学論集』第84号、2007年3月、71-99ページ。
- 醍醐聰「第三者割当増資における新株発行価格と株主の富」『経済学論集』第59巻第1号、1993年4月、76-89ページ。
- Herzel, Michael and Richard L. Smith, "Market Discounts and Shareholder Gains for Placing Equity Privately," *Journal of Finance*, vol.48, no.2, June 1993, pp.459-485.
- Herzel, Michael, Michael Lemmon, James S. Linck, and Lynn Rees, "Long-Run Performance following Private Placements of Equity," *Journal of Finance*, vol.57, no.6, December 2002, pp.2595-2617.
- Kato, Kiyoshi and James S. Shallheim, "Private equity financings in Japan and corporate grouping (keiretsu)," *Pacific-Basin Finance Journal*, vol.1, 1993, pp.287-307.
- Wruck, Karen Hopper, "Equity Ownership Concen-

¹ Wruck (1989)、Herzel and Smith (1993)、Kato and Shallheim (1993)、Herzel, Lemmon, Linck and

tration and Firm Value, Evidence from Private Equity Financings,” *Journal of Finance*, vol.23, June 1989, pp.3-28.

【付記】

本稿は、2007年度常磐大学研究課題（各個研究）助成を受けた研究成果の一部である。

育児知をめぐる親子関係

Adult Daughter – Parent Relationships from the Viewpoint of Science and Technology Studies

水嶋 陽子

Yoko Mizushima

1 育児知と高齢者の結びつき

①問題設定

本稿は育児技術をふくめた育児知の科学化とそれに伴う親子関係の変容を、科学技術社会論を参照に検討する。科学技術社会論は、テキスト的な解説（藤垣 2005, iii）によると、現代社会において科学／技術が発展し、生活のすみずみにまで浸透し、われわれ構成員の安全やリスクに直結するかたちで進んでいる。環境、食糧、医療、災害、情報などさまざまな分野において科学／技術と社会との接点で起こっている問題に着目する学問分野である、という。ここでは、育児に関わる知の変容が親子関係にもたらしたインパクトの一端を描く。

育児知は固定したものではなく、その内容は時代の中で変化する。そして育児知の変化により医者や助産師、保健師など育児の専門家がそれぞれの分野から専門知を提示した時、われわれはその内容が科学的データによる裏付けのあることで、なにやら安心をする。だが従来、育児知とは、科学的な専門知の独壇場ではない。近代に入っても出産や育児の現場では、産婆や

祖母を含めた老年者が代々伝承してきた経験知の果たす役割が大きかった、といわれる。

育児観の国際比較を行った恒吉ら（1997）によれば、日本では1960年代に、育児知に変化が生じた、という。育児書や育児雑誌をとおして小児科医など「専門家」による子どもについての科学的把握と、それに基づく「正しい」子育て方法が伝えられ、専門家による科学的な言説は、伝承的な育児の知を否定し、排除する事がしばしば起きたという。

これまでのところ、高齢女性の立場を科学技術の進展と関連させて論じた数少ない研究が、三砂（2004）である。日本の急速な近代化の過程で、自らも母親に何も伝えられなかった、伝えられることを拒否してきたのが、戦後子育てをした世代であるという。経験知の伝承が不可能になった現代の高齢者を、三砂は「オニババ」と表現した。人間の本来の欲求の一つは世代をつないでいくことの喜びであるといわれるが、現代では、次世代へと伝えるものがわからない高齢女性が増えている。その結果、自我に固執するしかなく、そうした姿は（育児知を含めた）身体知が科学化する時

代の高齢女性像である、とする。

しかし実際のところ、高齢者が専門知により子育ての場から排除されているのかどうか、は詳細には検討されていない。現実には孫の世話を積極的に担うなど、祖父母の孫への関与はすたれていない。そこで本稿では、老年期親子の相互作用というレベルにおいて、専門知による経験知の排除という一般的な育児知理解を、再検討する。

なぜなら、科学技術社会論の理解からすると、科学は通常考えられているような、一枚岩で普遍的な知ではない。専門知の内容は常にグレーゾーンをはらんでいるため、時代の中で変化する(藤垣,2005, v- vi)。そしてどこまでが科学の範囲であるか、その境界線は多分に変化するため、経験知を排除したところに科学的な専門知があるのではない。科学的な専門知は、複数のアクターが緩やかにつながること成り立っており、アクターネットワークと表現される。そして時代の専門知として人々に広く受け入れられるためには、「より大きな集合体の中のより多くの要素を一つに結びつける」ことが重要となる(ラトゥール,2007,124-136)。

すなわち育児知も、経験知の含め様々の主体(アクター)を組み入れることで、その時代の科学として成立する(註1)。専門知がそのような性質である以上、最初に強調しておきたいのは、育児知をめぐる祖母と若い母親の間に生じたのは、経験知を持つ高齢者と専門知を持つ母親との対立、ではない可能性が高い、ということだ。けれども従来の育児知に関する議論は、科学技術社会論の重視する科学知の柔軟性や拡がりを見過ごしており、親子の関わりとして描き損ねている部分があると思われる。

断り書きとなるが、本稿は高齢女性が経験知と専門知を娘・嫁との関係でどのように扱うのかを素材に、今日の育児知における高齢者の位置を考察し、育児の科学化による親子の変容を抜き出すことを目指している。そのため本稿ではひとまず、親子関係の質に影響を与える他の要因、たとえば自身の子育て期における同別居、サポートの有無、職業の有無などライフコース要因の検討にはふみこまない。

②調査概要

聞き取り調査は、千葉県と茨城県にて8人の女性

を対象に、対象者の自宅もしくは対象者の生活の中心となっている活動場所など、対象者の希望するところで行われた。調査時期は、2006年10月から12月で、年齢は56歳から68歳である。皆いずれも、乳幼児の孫を持つ。母親として、また祖母として体験した子育てを、子育て方法・子育て技術という面から語ってもらうことを目的とした。そこで、一人に対して2時間から3時間程度の聞き取りを実施した。

対象者には事前に、研究目的は子育て方法の変化についてであり、そのため、自分の時代と現在の子育ての違いについて思うことを話してほしいと伝えている。そうした調査目的のほかに、面接時には会話をデータとしてレコーダーに録音すること、面接で得たデータは匿名のかたちで論文に使用することを伝え、了承を得ている。

聞き取りではまず対象者の現在と子育て期の子どもや孫の人数、年齢、性別と家族形態をおさえた。その後は、発話を促すために、自分の子育てをした時代、現在の孫家族との交流、現在の子育てに対して思うこと、をこちらから質問をした。しかし発話が始まるからは、全員に尋ねる質問項目などは用意せず話し手の自由に語ってもらう、半構造的面接の手法をとった。

録音したデータは、子育て方法についての知識に関する言葉に注目して、テープ起こしを行った。そのため、会話分析などで行われるような厳密な会話の再現ではない。分析に用いたデータは、自分の子育て期の経験知に対する理解と評価/自分の子育て期の専門知との関わり/現在の専門知への評価/自分自身のもつ経験知への評価など、内容別に再度整理した。引用の際は紙幅の都合から若干の編集を行っている。なお引用中の括弧でくられた部分は、視覚データや会話の流れの中で省かれたものを、筆者が補ったものである。

そのようなデータを用いて以下では、祖母と現在の育児知の関わりを確認する。そのために、自身の経験知の取り扱い、経験知を科学的な専門知との関連でいかに位置づけているのか(次節①②)、また現代の育児知への態度や、現在の育児の知における高齢者の立場(次節③)を把握する。

なお対象者は、千葉県A市のM保育園に子どもを通わせる0～3歳の子どもを持つ親を通して、その子ど

もの祖母で聞き取りに協力してくれる人を、紙面を通して募集した。またあわせて、千葉県K市の地域の集まりの中から条件に合う人を紹介していただいた。そのため、全員が3年以内に孫の誕生を経験しており、孫の誕生から今までの成長を、途切れることなく見ていると自負している。居住形態は一人が孫と同居で、残りの人は孫と別居である。

2 ケーススタディ

①祖母たちによる経験知の評価

まず、対象者たちが母親として子育てをした時期における経験知から見ていく。彼女らは通常指摘されるとおり、似た年齢の子どものを持つきょうだいやご近所など横つながりによる水平的な知識伝達や、医者や育児書など当時の専門家の指導など垂直的な知識伝達に基づいて育児にあっていた。育児知としてみると、全員が経験知と専門知を区別しており、自分の親世代からの経験知を否定しない^(注2)が、今回の場合には親と同居だった人も育児の指針とするのは親の経験知ではなく当時の専門家やご近所、という傾向は共通している。

たとえばOさんは、実母が栄養士で、叔母の家には代々伝わる民間療法の知恵が残っていたため、その影響で食べ物の安全性に関する知識があった。そして、それらの記憶に照らして「もっともだ」と思う小児科医の指導に従って、自分自身の子育てを進めた。体重増加にあわせ何を食べるのかなどの指導を受け、離乳食も進めたという。

そしてNさんの場合には、病院と近所の人のなかで、子どもの成長確認をしていた。さまざまなことを栄養士さん、助産師さん、婦長さんに教えてもらった。離乳食の献立は栄養士に作ってもらい、3人とも幼稚園に入るまで、毎月健診にいった。そして成長を確認し、初歩的な育て方があるか、相談した。そして転勤先の大阪では、「病院と近所の人の協力体制で…子どもの成長、様子を一緒に見ていました。昨日と今日の砂場での遊び方の違いとかね、一緒に確認できた。」という。

では次に、彼女らが現在、自分自身の持つ経験知をどのように評価しているのか、を見てみよう。自分自身

の経験により獲得した育児知への評価は、高くない。子どもの妊娠を機に積極的に自分のころと同じように布オムツやオムツ洗い専用の洗濯機を用意した人は一人だけで、残りの人は自分のやり方を伝えることに消極的である。自ら育児知を伝承する姿勢が弱い理由として、自分の子育てが子どもの幸せにとり失敗だった、という反省をあげる人が多い。

例えばUさんは、スポック博士を始め当時の良いとされた育児書や発達心理学の本を片っ端から読み、それを取り入れて子育てをした。早い時期から自立を促す育児法を実践したが、そのことで長女には負い目を今も感じている。「添い寝をしない、ということ徹底して…下の子が生まれたとき上（の子）は自家中毒になって、さすがに反省しましたね」。そのため、自信がないから娘にも「こんな本がいいんじゃない」とは言えない。

科学技術の進展により、現在では紙おむつやレトルト離乳食はコスト面でも利用しやすくなった。しかし自分たちが子育てをした時期には、布オムツだったため、多くの人が現在よりも早い時期にオムツを外していた。だが当時の厳しいトイレトレーニングを、「子どもの負担になった」「親がかりかりして後から何にもならなかったと判った」と捉え、積極的にオムツ外しのノウハウを伝えることはない。技術革新により母親の育児負担が軽くなり、子どもにやさしく接するゆとりが生まれたことを評価する。

②経験知封じ込めの具体例

次に、専門知の変化や技術の進展、社会環境の変化により、祖母たちの時代とは様変わりした育児の場面に焦点を当てる。そのような場面で祖母たちの経験知はどのように取り扱われるのか、を見ていくと、「親の方針に逆らわない」「娘が調べてきたとおり、お医者さんに言われたとおり、それにしたがって手伝う」「親の躰けようとしてるごとの邪魔はしないようにしている」「（自分たちの関わりで）振り回したくない」など、今のやり方になびく祖母たちの姿が浮かんでくる。

病気のケア

おなかを壊したときには、脂分が負担となるから、ミルクを通常よりも薄める、乳製品を控える、というのが現在の看護の主流である。しかし祖母の多くは、それとは逆のことを実践してきた経験がある。だが娘に「ほら、こう書いてある」と育児書を見せられたり、病院で医師に指示され、今のやり方に変えていく。

同様に、発熱したときは暖かく着込ませて寝かせるのではなく、なるべく薄着にして体を冷やすことで体温を放出させる、という対応がとられるが、祖母は逆のことをしやすい。

「下痢のときすごく「あら」と思ったの。ミルクをあげてはいけないのね…。病気のときもただ預かった薬飲ませるだけ。(食事の準備は娘任せで)看病はしません。」(Sさん)

「…そんなに着せないで、と怒られて。だから汗で汚れたときだけ、あとは着替えさせないでいます。」(Mさん)

離乳食

多くの人が、子どもの育つ環境として自分たちの時代よりも注意が必要と考えている。そのため、「(今の時代は)健康で安全に生きていくためには、アンテナを張りめぐらさないといけない。」(Sさん)という言葉に代表されるように、食に関する最新の情報の意義を認識している。添加物やアレルギー・リスクの高い食品とそうした食材の調理方法、塩分や糖分摂取についての注意など、食の安全について敏感になるがゆえに、経験知を出すことを控えるようになる。

「食べさせるものも今の人は違いますね。昔はいいと思ってやっていた(物な)のに駄目で…(親に)方針があるようなので、嫌がられないように、怒られないように(食べ物)をあげています。」(Tさん)

「最近では味付けがないのね。(孫が)かわいそうだと思いますよ、あんなまずいもの食べて。でも全部持ってきてくれるので、私は(それを)いわれたようにやっています。」(Sさん)

「私も病院で献立をつくってもらって育てましたから…。やはり何かが変わっているはずだと思うので、自分のやったままではなく、一応最近の本で確認しますね。でも一番いい形のもが(レトルトの離乳食と

して)売られているから最近では楽だと思いますよ。」(Nさん)

おむつ外し

紙おむつの普及もあり、オムツの外れる時期は遅くなっている。母子手帳と共に配布される『育児のしおり』にも、オムツは親が努力して「外す」ものではなく、子どもの生理的段階が来れば「外れる」ものとされている。先にも書いたように、自分の時代のやり方が親子を追い詰めていたとの反省から、孫のオムツが外れないことに口を挟む人は少ない。

「昔はいつまで(オムツを)干してあるんだ、と近所の笑いの的になったけれど、今は親が忙しいからねえ、…ずっとつけているのも悪いと思わない。」(Oさん)

「(孫が)生まれる前は最近の人は2歳を過ぎてもオムツをつけてだらしないとおもっていましたけれど。でも(私の育てた)あのころは特訓とか言って、大変だった。でも本当に、最後には子どもから教えるようになってびっくりしました。」(Sさん)

「オムツを着けたまま幼稚園に行くのかと思っていましたけれど、…本当に2日で外れましたね。」(Kさん)

③現代の専門知をめぐる母娘関係

祖母たちは、現在の育児知に重きを置く。その理由は、自然環境も含めた社会状況の変化や科学の進展により、専門的な育児知が変化しているためだ。乳児に蜂蜜を与えることや歩行器の利用など、以前は良いとされてきたことが、しばしば現在の育児知の中では否定されている。そうした中で、自分たちの経験知よりも、子どもにとって安全な育児知が母親の持つ情報である、と理解している。とりわけ次の二人のように、その情報の専門性が高い場合、母親の情報への信頼性はきわめて高くなる。

娘が看護師のOさんは「…医者の方の良し悪しや先生が何を言っているのかわかるみたい。看護師仲間の情報交換で子育て情報も持っているし、何より職業柄神経質じゃないの。…ポイントさえ抑えておけば大丈夫だと思っていて、人間の体への信頼が高いようです。」として、孫の健康管理に安心している。

娘が栄養士資格を持つSさんは、娘がおやつや食品

添加物の管理を徹底している事に対して「私はあんなに毅然としていなかったけれど、短大で食べ物の勉強をした人だから、」と、自分とは違うやり方を、最新の科学的知識に基づいている、という点で安心している。

では最後に、そうした専門知を介して、高齢者と娘の親子関係はどのようになっているのかを見たい。高齢者は育児に関する専門知の提供者という立場にはいないし、先に見たように経験知の体現者でもない。それでも娘から相談を受けることはある。そうした時、祖母たちは必ず、専門知へのアクセスを娘に奨励する。以下の4人の場合には保健婦や医師など、子どもに関する何がしかの専門知を持つ人に相談をするように促す。そこに共通するのは、娘の得る安心を祖母が重視し、そうした関係づくりを支援する態度である。

Kさんの場合：(親にすぐごめんなさいという娘にママが悩んだとき、私も心配しましたが)今の子は情報量が多いから、私たちの言うことよりも本を信じる…言っている内容は同じでも、私たちとは違った方向から言われるのはいいことそうですね、保健婦さんなど外の人に言われると安心するみたい。

Uさんの場合：私がそうだったように、親に聞くよりも先生とのコミュニケーションの方が本人が安心する、娘にも良いお医者さんと出会って私ではなく先生との間で解決してほしいから一緒にお医者さん選び、そうです…子どもに一番合うお医者さん選びには(私も)多少薬の知識もあるので一緒にですね(探しました)。

Tさんの場合：私はせいぜい二人しか育てていないけれど何百もの子どもを見てきた(全体の)先生が、子どもの体の様子から判断してくれる。私は離乳(断乳)や食べさせなさいといわなくても時期が来ると他人に言われるのは助かる。状況を見て、今の時期はこれを食べさせなさい、そろそろおっぱいはやめなさいといってくれと納得するようです。

Mさんの場合：あなたの場合はこうだったなど私の周りの人の話は伝えますね。でもその場の具体的なことがわかっている(幼稚園の)先生に相談したら、と思いますね。…園長先生と話し合っ(登園拒否の原因もわかり)落ち着いたようです。

以上より、育児知をめぐる親子関係は、祖母たちが経験知の体現者として、母親のもつ育児知と、その正統性を同一局面で争う関係(=対抗的關係)にはない。むしろ祖母たちは、自分と娘の双方が安心を得るために専門知の獲得を支援する。そのため、専門知を通しての安心獲得のために協力する、相補的關係を作る方向に向かっているといえる。

3 まとめ

育児知をめぐる親子関係を科学技術社会論の視点から眺めると、現在の母と娘は子育て方法をめぐる世代対立の關係ではないことがわかる。双方とも、子育て期には経験知に基づく育児を実践しておらず、最新の科学的な育児知を受容するスタイルは共通していた。そうした二つの世代の間に齟齬が生じるのは、ここまてみてきた様に、科学の内容が変化したためだ。

また見逃せないのが、祖母たちは自分たちも専門知に依存してきたゆえに、時代の変化の中で変化した最新の科学に対して萎縮をする、という思考回路を持つことだ。そのため、彼女らは娘がつまづいた時には、専門知への接触を奨励する。現代の育児知のアクターネットワークに娘が参加することを支援するという点で、両者は相補的關係にある。

最後に、今後の研究への留意点を述べて、結びにかえる。本稿は、知を受け入れる個人の面から、専門知と経験知の対比の上に、それが家族関係に与える影響を描いてきた。しかし、社会全体の育児知の成り立ちや、そのなかでの高齢者の位置づけには触れていない。現代の科学を標榜する育児産業の企業戦略などを題材に、いかにして高齢者は専門知の中に組み入れられるのか(または、組み込まれてないのか)の解明は、また別の稿で検討したい。

注

1 ここでは専門知を科学知とほぼ同意で使う。しかし育児の専門家は医者、助産師、栄養士、看護婦、保育士、幼稚園教諭など多数おり、それぞれが自分の専門性からの知見を科学的な知として語る。複数の専門家が全体として緩やかにつながり、その時代の科学を作る。どこまでが専門家であるのかは、各アクター

の力関係が作用するため流動的である。また専門知の対比として、ここでは経験知として一括した。だがそれらは、規範や因習、しきたり、思い込みを含む伝承知、ないしローカルな知というべきかもしれない。

2 自分の親には期待しない理由は、「きょうだいが多いから親の手はととも回らない」、「親元が遠くて相談できなかった」、「実際に見ていない人に相談するのも心許ない」などであった。

参考文献

- Callon, M. 1986, *The Sociology of an Actor-Network : the case of the Electric Vehicle*, Callon, M., Law, J., eds., *Mapping the Dynamics of Science and Technology*.
- 藤垣裕子編 2005, 『科学技術社会論の技法』 東京大学出版会.
- Geertz, C. 1983 *Local Knowledge*, Basic Books.
- ギボンズ 1997, 『現代社会と知の創造 モードの様式』 丸善ライブラリー.
- ラトゥール, ブルーノ 2007, 『科学論の实在』 産業図書株式会社.
- 三砂ちづる 2004, 『オニババ化する女たち 女性の身体性を取り戻す』 光文社新書.
- 村松康子 2000, 「子育て情報と母親」 目黒依子, 矢沢澄子編著 『少子化時代のジェンダーと母親意識』 新曜社 .111-130.
- 恒吉遼子, プーコック, S. 1997, 『育児の国際比較 子どもと社会と親たち』 NHKブックス.
- 上野直樹, 土橋臣吾 2006, 『科学技術実践のフィールドワーク』 せりか書房.

備考：本稿は科学研究費による助成、「現代における公衆の科学理解について：日独英の事例を通じて」（課題番号 19653048、代表：宮本真也）の成果の一部である。

面接調査における調査拒否の理由 Reasons for Refusals in Interview Surveys

篠原 清夫
Sugao Shinohara

1. 課題の設定

近年、社会調査の回収率の低下が問題視されている。たとえば、統計数理研究所の「日本人の国民性」調査では、1953年の第1回目の調査（第I次全国調査）は83%ときわめて高い回収率であったが、58年の2回目の調査（II次）は77%と低下、以降63年（III次）からも若干低下したものの70%台を確保していた。しかし98年調査（VIII次）には66%になってしまい（林・山岡, 2002）、最新の2003年調査では56%（XI次）まで低下している。また、1973年から5年ごとに実施されているNHKの「日本人の意識」調査や、その他報道機関の世論調査などでも同様の低下傾向が続いている。このような回収率の低下は、調査データの質と直接関係しており深刻な問題であるといえよう。

調査不能の理由としては、1973年の「日本人の国民性」調査では、最も多かったのが「移転」で調査不能全体の23%、次いで順に「長期不在」19%、「一時不在」18%、「拒否」16%となっていた（坂元, 1975）。2003年調査では「拒否」が48%で最も多くなっており、調査拒否の増加傾向が見られる。

5年ごとに実施されているNHK「日本人の意識」調査の1973年から1998年までの調査不能理由をみると、「場所不明」「1年以上不在」では大きな変化が見られず、「10日未満の不在」と「深夜帰宅」の増加が目立つようになっている。更に「拒否」が20年間に3倍近くになり、調査不能の理由の中で圧倒的に多くなっている（山内・米倉, 2002）。

内閣府「社会意識に関する世論調査」でも、拒否は年を追うごとに例外なく増加しており、1964年調査と比較すると2004年調査では5倍以上になっている（氏家, 2004）。

このように、調査不能の中でも調査拒否の増加傾向が認められる状況であるが、調査拒否の理由に関する研究は極めて蓄積が少ない。これまであまり調査拒否の研究がなされてこなかった理由は2点考えられる。一つは、回収率が低くなってきていると言われていても、これまで多くの世論調査や学術調査等では一定の回収率をあげることができており、分析の際にもさほど問題にならなかったため、調査拒否にことさら注目する必要がなかったことがあげられよう。2点目は、

そもそも調査拒否者からデータを収集するのが困難であり、そのため分析することができなかったことがあげられる。数少ないこれまでの調査拒否に関する研究について以下に概略を示しておく。

Sosdian and Sharp (1980) は、郵送法で無回答であった者に対して、電話によって無回答の理由を質問した。その結果、「あまりにも忙しかった」17%、「忘れていた・なくした」13%、「調査票に記入しが出さなかった」10%、「個人的な都合で悪いタイミングだった」7%などが主な理由であることを明らかにしている。

林 (2001) は、女性に対するドメスティック・バイオレンスの面接調査データを使用して、調査不能理由について分析している。その結果、「本人による拒否」が最も多く 41.0%、次いで「一時不在」25.8%、「本人以外からの拒否」17.0%であった。また 10 歳代は本人以外の家族などによる拒否が最も多く 28.3%、30 歳以上になると本人以外の拒否は 5%未満で、年齢によって調査拒否のありかたに違いがあることを見出している。

山内・米倉 (2002) は、面接法の後に郵送法で追跡調査をした結果から、調査不能者は女性よりも男性、高齢層よりも若年層、町村部よりも大都市で多いことを明らかにしている。また調査拒否を含む調査不能者は、世論調査や政治・社会に対して否定的なイメージを持っていることも分析している。

氏家 (2004) は、内閣府の世論調査データを使用し、デモグラフィックな調査拒否層の分析をしており、山内・米倉と同様に大都市、男性で拒否が多いことを明らかにしている。また農漁村より住宅地、戸建住宅より集合住宅で拒否が多いことも分析している。ただし年齢層別にみると山内らと異なった結果が出ており、40～50 代の中年世代で拒否が多いとしている。

小島・篠原 (2004) は、郵送法での調査後、郵送での追跡調査を行った。回答しなかった人にその理由を複数回答で尋ねたところ、「忙しかった」が最も多く 62%、次いで「質問の量が多すぎた」が 39%となっており、時間に関する理由が多いことを明らかにしている。また、「自分がなぜ選ばれて回答者になったのか不安であった」も 36%存在し、サンプリングに関

する疑問が無回答の主な理由として挙げられることがわかった。

本研究は、ある地域における面接調査の調査不能の理由を明らかにするとともに、近年増加している調査拒否の詳細な状況を分析し、それを防ぐための方策を考えることを目的とする。これらの分析から面接調査を実施する際、回収率を上昇させるための提言をしていきたい。

2. 方法

私立 T 大学の社会学専攻学生の「フィールドワーク」の授業での調査実習（面接法）でのデータを用いる。

農村調査：調査テーマ：「地域生活における社会関係に関する調査」

調査時期：2004 年 9 月 9（金）～13 日（月）

調査対象：茨城県中山間地区 S 村の 1 地域の全世帯

調査員：社会学専攻大学 3 年生 26 人

（男子 11・女子 15）

サンプリング：村内の 3 地区の全世帯 278 件

（地区の区長に調査協力を依頼）

商店街調査：調査テーマ：「地方都市における商店街の現状と職業意識」

調査時期：2004 年 9 月 16（木）～19 日（日）

調査対象：茨城県 H 市商店街の商店

調査員：社会学専攻大学 3 年生 24 人（男子 14・女子 10）

サンプリング：商店会連合会の名簿に基づく全商店 113 件

（各店舗に依頼状を郵送）

調査は、原則として学生が 2 人 1 組になって各家庭や店舗に赴く方法を用いた。多くは男女のペアで、調査の際は一方が聞き役、片方が記録役というように役割分担をさせながら聞き取りを行なった。調査方法は、基本的に構造化面接法であるが、興味のある分野について聞きたいときは、臨機応変に質問するようになった。

3. 結果

(1) 回収数 (回収率)

①農村調査

168世帯 (60.4%) 調査不能件数 110世帯

②商店街調査

95件 (84.7%) 調査不能件数 18件

(2) 調査不能の理由

調査不能の理由として最も多かったのが、農村調査、商店街調査ともに「拒否」であった。一般住民を対象とした農村調査の場合、調査不能 110件中64件 (58.2%) が「拒否」で、理由の半数以上を占めた。商店の経営者および店員を対象とした商店街調査の場合、18件中7件 (38.9%) が「拒否」であり、3分の1以上を占めている。

世論調査等で「拒否」が増加傾向にあることは、これまでも知られているところであるが、商店関係者といった調査対象をやや絞った形の調査であっても、「拒否」が最も多いことが明らかになった。このことは、一般住民を対象とした世論調査など、一般的な調査のみならず、専門家に聞くなど対象を絞ったアンケートの場合にも、調査拒否の問題を考えていかななくてはならないことを示唆していると言える。

農村調査の場合、次いで多かったのが、「留守のため不在」であった。本調査は4日間の間、午前9時頃から午後5時頃まで一軒一軒訪問して調査を実施した。不在の場合は、原則として3回は訪問することになっていたが、それでもその世帯の誰にも会うことができなかったのが168世帯中16世帯、調査対象全体の約10%を占めた。

3番目に多かったのが「死亡」13世帯であった。調査対象者のリストアップには住宅地図を使用し、住所・世帯主名を記入した。地図はゼンリンの住宅地図を使用した。2000年の地図であったため実際のサンプリングの時には4年の歳月が過ぎており、高齢の世帯主が亡くなっているケースが多く見受けられた。これはサンプリング時に最新の地図を用いなかった調査側者のミスであるといえる。

以下多かった順に「転居」「入院・入所」「在宅の様子であるがでてこない」「長期の旅行」が続いている。

表1. 農村調査の不能理由

理由	件数 (%)
拒否	64 (58.2)
留守のため不在	16 (14.5)
死亡	13 (11.8)
転居	8 (7.3)
入院・入所	3 (2.7)
在宅の様子だが出てこない	3 (2.7)
長期の旅行	1 (0.9)
該当者見当たらず	1 (0.9)
その他	1 (0.9)
合計	110 (100.0)

表2. 商店街調査の不能理由

理由	件数 (%)	店舗種類
拒否	7 (38.9)	食堂2・金物店など
閉店	6 (33.3)	洋品店2・酒店など
転居	1 (5.6)	薬局
病気・入院	1 (5.6)	酒店 (断りの手紙有)
長期不在	1 (5.6)	雑貨店
留守のため不在	1 (5.6)	人形店
死亡	1 (5.6)	インテリア店
合計	18 (100.0)	

商店街調査の場合、約85%という高い回収率で、多くの協力を得ることができたが、それでも調査不能の中では「拒否」が最も多く7件、不能中の38.9%を占めた。次いで多かったのが「閉店」6件 (33.3%) であった。

商店街調査の調査対象者リストは、実際の調査の数ヶ月前にS市の商工会議所で入手した商店会連合会の名簿と、当時最新の住宅地図 (2001年) から作成した。実際の調査は2004年9月に実施されたが、3年の間にこれだけの店舗が閉店していることは想像しなかった。旧来の商店街調査など、移り変わりが激しい対象

面接調査における調査拒否の理由

を調査する場合には、最新の情報を用いても閉店・転居などが5%程度出現することを考えておかななくてはいけないことが明らかになった。

(3) 調査拒否者の属性

農村調査・商店街調査いずれにおいても調査不能の理由として最も多かった「拒否」について検討していく。本調査では、回答拒否の場合でも、可能性がありそうな場合にはもう一度協力依頼に行くように指示してある。また、明らかに拒否の度合いが強いと思われるケースの場合、どのようにすれば協力が得られるか聞いてくるようにした。

まず、最終的に拒否をした対象者の性別・年齢をみていく。本調査は住民基本台帳や選挙人名簿などで対象者の年齢などを事前に調べていないため、学生調査員の推測による判断に任されているので年齢のデータは確かでないという制約はあるが、おおよその傾向はつかめるものと考えられる。

農村調査の場合、拒否者が64人存在したが、性別でみると男性23人(35.9%)、女性41人(64.1%)であった。有効回答者の168人中男性は85人(50.6%)、女性は83人(49.4%)だったので、本調査では拒否者はやや女性のほうが多い。これは大規模な調査について分析した山内・米倉(2002)や氏家(2004)の結果とは異なっている。本調査では、世帯主が主な対象者となっており、世帯主が無理な場合は他に代わる人に回答してもらうことにしてあった。そのため世帯主でない女性が調査協力する必要がないと思われ、拒否したケースが多かったものと考えられる。

拒否者の年齢は、30代以下が7.9%、40～50代が25.1%、60代以上が57.9%であった(記録なし9.4%)。有効回答者の年齢をみると、30代以下が3.6%、40～50代が25.6%、60代以上が70.2%なので、高齢者の拒否は比較的少なく、若年層の拒否の比率がやや高くなっていることがわかる。これは、山内・米倉の研究とほぼ同様の結果である。

表3. 農村調査の調査対象者年齢

	30代未満	40～50代	60代以上	合計
回答拒否者	5 (7.9%)	16 (25.1%)	37 (57.9%)	58 (100.0%)
有効回答者	6 (3.6%)	43 (25.6%)	118 (70.2%)	167 (100.0%)

(年齢記入なし有効回答者1人・回答拒否者4人)

商店街調査の場合、拒否者が少ないため参考としての数値を示しておく。拒否者は7人中4人(57.1%)が男性で、3人(42.9%)が女性であった。有効回答95件中、59人(62.1%)が男性、36人(37.9%)が女性なので、性別による拒否者・回答者の比率にあまり違いはなかった。

拒否者の年齢をみると、30代以下が1人(14.3%)、40～50代、60代以上ともにそれぞれ3人(42.9%)であった。有効回答者の年齢をみると、30代以下が7人(7.5%)、40～50代が38人(40.0%)、60代以上が50人(52.5%)なので、拒否者の人数は少ないながらもやや若年者の比率が高い傾向がうかがえた。

さて、前述したように本調査では拒否をされた場合でも、時間があつた場合には再度調査協力をお願いに

伺うようにした。1度拒否されて再度訪問したときの状況については、以下のとおりである。

農村調査の場合、拒否後再度訪問した件数は16件存在した。その結果、「対面できたが再度拒否」9件(56.3%)、「留守のため不在」5件(31.3%)、「在宅の様子だが出てこない」2件(12.5%)であった。商店街調査の場合、拒否された後再度訪問したケースは3件あったが、いずれも「対面できたが再度拒否」であった。1度拒否に遭うと、それを改めてもらうのはかなり困難であることは予想できたが、今回の調査からもそのことが明らかになった。

(4) 調査拒否された調査員

本調査では、対象者に会えたが拒否をされた場合、

拒否に主に誰が対応したのか記録しておいてもらった。ただし、どちらが主に対応したかについての記録は、調査員である学生に任せてある。場合によっては、2人ともに主な対応者の場合もあるだろうが、あえて主となったのはどちらか記入してもらった。

農村調査の場合、調査拒否者に主に対応した調査者は総数21人、男子が10人、女子が11人であった。そのうち最も拒否の回数が多かった学生は男子学生Aで7件、次いで多かったのが男子Bと女子Cで6件であった。これらの学生についてパーソナリティ検査など心理学的な検査は実施していないので、内向的であるか外向的であるかなどについての客観的なデータは存在しない。しかし演習形式の授業のため学生との接触は多く、学生の行動を観察する機会が多い。その印象から述べると、学生A・Bは社交的な学生であり、服装も奇抜なことはなく、特に問題は見当たらない。学生Cについても大きな問題は見当たらない。これらのことから今回の調査の場合、拒否されるかどうかは調査員の問題ではなく、偶然にその対象者に当たってしまったためだと判断せざるを得ない。

拒否者64人に主に対応した学生の性別を延べ人数にすると男子学生が41人(64.1%)、女子学生が23人

(20.9%)になる(同一学生が2人の拒否に遭った場合2人とカウントする)。3分の1が男子学生で、男子が対応した時のほうが多いように見えるが、有効回答の場合は男女どちらが主に対応したのか不明のため、男性が調査したほうが拒否に遭いやすいとは一概にいえず不明である。

そこで男性調査員と女性調査員では、その性別によって拒否に違いがあるのかを、拒否者の性別からみることにした。男性が調査員の場合、対象者が女性であったら拒否が多くなるのかどうか。クロス集計した結果、男性調査員の場合、女性拒否者が多かったり、あるいは女性調査員の場合、男性拒否者が多かったりするような傾向はみられなかった。一般に世論調査などで面接法が実施される場合、調査員は基本的に男性であることが多いが、特別の質問内容でない限りは、調査員の性別によって拒否されるかどうかはないようである。

拒否者の年齢と調査員の性別のクロス集計についても検討してみたが、性別による拒否年齢層には大きな違いはなかった。

表4. 農村調査の調査員性別と拒否者性別

	男性拒否者	女性拒否者	合計
男性調査員	16 (39.0%)	25 (61.0%)	41 (100.0%)
女性調査員	7 (31.8%)	16 (69.7%)	23 (100.0%)
合計	23 (35.9%)	41 (64.1%)	64 (100.0%)

$$\chi^2 = 0.47 \quad df=1 \quad n.s.$$

表5. 農村調査の調査員性別と拒否者年齢

	20～30代	40～50代	60代以上	合計
男性調査員	5 (13.1%)	12 (31.6%)	22 (70.0%)	38 (100.0%)
女性調査員	0 (0.0%)	4 (20.0%)	16 (80.0%)	20 (100.0%)
合計	5 (8.6%)	16 (27.6%)	37 (63.3%)	58 (100.0%)

(年齢記入なし4人)
 $\chi^2 = 4.53 \quad df=2 \quad n.s.$

ただし、これらの結果は有効回答者のデータとの比較なくしては、確かなことは言えないことに注意しておく必要があり、調査員が男性であるか女性であるかによって拒否傾向に違いがあるかどうかについてはさらに詳細に検討していかなければならない。

商店街調査の場合、拒否が少ないので簡単に述べる。拒否7件中、6人が拒否に遭い、女子学生Iが2件の拒否に遭っている。これに関しても、その女子学生は社会的で常識的だと思われるので、拒否に遭う傾向は明らかにできなかった。

(5) 調査拒否の要因

ここでは、どのような場合に調査拒否が起りやすくなるのか分析してみる。農村調査の有効回答者168人と拒否者64人の計232人のデータを用いて、ロジスティック回帰分析(logistic regression analysis)を行うことにする。ロジスティック回帰分析は、従属変数が2値である時、どのような独立変数の影響を受けているのかを予測したり、判別したりするのに有効な分析方法である。ある病気に罹るか罹らないかの確率を知るなど、疫学的データを分析する際に最もよく使用されるが(Kleinbaum,1994:5)、ここでは拒否と有効の要因を探るため使用する。

ここで使用できる変数は、拒否者のデータが少ないので限られてくるが、「回答拒否であるかないか」を

従属変数とし、調査対象者の性別、年齢、訪問回数を共変量とし分析を実施した。ダミー変数については、拒否・有効にそれぞれ1と0を、性別は男性が1、女性が0、年齢は20代が2、30代が3、40代が4というように10桁の数を投入した。訪問回数は、実際に訪問した回数を使用した。

分析の結果、モデル係数のオムニバス検定では有意確率が.005で、この回帰式は予測に役立つことが明らかにされた。モデルの適合の良さを判断ために対数尤度をみると244.1、Negelkerke R²が.081、Hosmer & Lemeshowの適合度検定では $\chi^2=13.7$ 、DF=8、P=.090でモデルは適合していることが明らかになった。

さらにモデルの適合度を上げるため、拒否者データの信頼性にやや問題があると思われる調査対象者の年齢をだまかにカテゴリー化し、30代以下が1、40～50代が2、60代以上が3として再度分析を試みた。その結果、モデル係数のオムニバス検定での有意確率は.003、対数尤度が243.1、Negelkerke R²が.087、Hosmer & Lemeshowの適合度検定では $\chi^2=.880$ 、DF=5、P=.972でモデルが適合は良くなった。

ロジスティック回帰分析は、目的変数をp、回帰係数を β 、定数をaとしたとき、以下のようなモデルが成り立つ。

$$\log \frac{p}{1-p} = \beta_1 X_1 + \beta_2 X_2 + \beta_3 X_3 + \dots + \beta_p X_p + a$$

このモデルのロジスティック回帰係数から、以下の式が成り立つ。

$$\log \frac{p}{1-p} = -0.653 \times (\text{性別}) - 0.263 \times (\text{年齢}) + 0.485 \times (\text{訪問回数}) - 1.491$$

ロジスティック回帰分析の場合、回帰係数は標準化されていないため、係数の値から独立変数の影響の大きさを評価することはできない。そこでWald統計量の有意確率を見ると、対象者の性別と訪問回数にのみ有意差がみられ、影響があることが明らかになった。ロジスティック回帰係数をみると、性別が-.653であ

るため、男性の場合、拒否が少なくなっている。訪問回数は.485なので、訪問回数が多い場合、拒否にしていることもわかった。

表6. ロジスティック回帰分析結果 (農村調査)

	回帰係数	標本誤差	Wald	DF	有意確率	オッズ比
調査対象者の性別	-.653	.327	3.990	1	.046	.521
調査対象者の年齢	-.263	.261	1.012	1	.314	.769
訪問回	.485	.175	7.692	1	.006	1.624
数定数	-1.491	.800	3.475	1	.062	.225

2群の判別をしようとした時、重回帰分析や判別分析と比べてロジスティック回帰分析が優れている点は、回帰係数からオッズ比を算出できるところにある。このオッズ比を見ると、調査対象者の性別では.521なので、男性である場合、女性の半分の確率の拒否であることが予測できる。これについては、前述したように今回の調査では性別の影響というより世帯主でなかったためと考えられる。また訪問回数のオッズ比が1.624であることから、1回訪問が増加すると1.6倍の確率で拒否になっていることがわかる。

これらのことから、世帯主を主な対象とした調査で、女性が応対に出た場合に拒否が生じやすいこと、訪問数が多くなると拒否の確率が高くなることが明らかに

なった。今回の調査では年齢の効果はみられなかったが、若年層の対象者が少なかったためと考えられ、今後さらに検討をしていく必要がある。

(6) 調査拒否の理由

ここでは調査拒否の理由の詳細をみていく。農村調査の拒否の理由を分類してみると、「忙しいから」という理由が最も多く拒否全体の32.8%で、約3分の1であった。次いで順に「質問されてもわからないから」17.2%、「耳が聞こえないから」14.1%となっており、これら3つの理由で全体の3分の2を占める。以下、「受ける気なし・答えられない」12.5%、「高齢だから」3.1%となっている。

表7. 農村調査の拒否理由と状況

拒否の理由	件数 (%)	状況の具体的内容
忙しいから	21 (32.8)	仕事・稲刈り・外出・孫の世話 etc.
質問されてもわからないから	11 (17.2)	若い人がいないとわからない etc.
耳がよく聞こえない	9 (14.1)	耳が遠くなって質問の内容がよくわからない etc.
受ける気なし・答えられない	8 (12.5)	よくわからない調査には答えられない etc.
高齢だから	2 (3.1)	年寄りだから答えられない etc. (詳細不明)
その他	6 (9.4)	疲労・長時間耐えられない・販売と勘違い etc.
詳細不明	7 (10.9)	(拒否の状況の詳細が記録されていない)
合計	64 (100.0)	

面接調査における調査拒否の理由

「忙しいから」の内容についてみると、漠然と「忙しい」と回答した人もいたが、具体的に語ってくれた人もいた。

「稲刈りの時期で忙しい」5人（50代男性 [10:20am 他・2回訪問]・60代男性 [11:30am・2回訪問]・50代女性 [1:50pm・4回訪問]・50代男性 [11:30am・1回訪問]）

「農作業をするから」（30代男性 [2:30pm 他・2回訪問]）

「猪から作物を守るため」（年齢記入なし [時間不明・2回訪問]）

「ゴルフ関係の仕事のため出かけるところ」（50代男性 [9:00am・1回訪問]）

「病院関係の仕事のため出かけるところ」（50代女性 [10:00am・1回訪問]）

「食事の準備をするから」（年齢記入無し [時間不明・3回訪問]）

「仕事から帰ってきたばかりで忙しく、別の日も無理」（30代女性 [1:30pm・1回訪問]）

「孫を迎えに行くから。土日忙しくてだめ」70代男性 [1:00pm・1回訪問]）

「出かける用事がある（60代男性 [6:00pm・4回訪問]）」

「病人がいて目が離せないから」（80代女性 [10:00am・1回訪問]）など

このように、「忙しい」という内容も「農作業」「仕事」「外出」「孫の世話」など様々であった。これらの中には調査期間の関係上、1回のみ訪問のため調査拒否となってしまう、期間が長ければ調査可能になったケースもあったものと考えられる。調査対象者の世帯の回り方の工夫をし、何度か訪問することで、忙しさでの拒否を少なくすることはできるのではないかと思われる。

また、農村特有の忙しさの特徴として、農作業のための拒否が7人と多く、農繁期に農村調査を実施したという調査時期の問題が拒否者を多く生んでしまったと思われる。

拒否の理由として次いで多かったのが、「質問されてもわからないから」という理由であり、11人で拒否の17.2%であった。具体的な状況としては次のとおりである。

「若い人でないとわからない」6人（80代女性 [1:10pm・1回

訪問]・80代女性 [11:50am・1回訪問]・80代女性 [12:10pm・1回訪問]・70代女性 [1:30pm 他・2回訪問]・50代女性 [3:10pm・1回訪問]・50代男性 [2:40pm・1回訪問]）

「年寄りなのでわからない」（80代女性 [3:00pm・1回訪問]）など

以上のように、年齢を理由として「質問されてもわからない」としていた。調査員が、高齢者の意見も大切であることを強調しても協力が得られなかったケースもあり、「わからない」というのは言葉に出た理由付けであり、これらの人々は、元々調査に協力する気がない対象者なのかもしれない。

身体的理由である「耳がよく聞こえないから」として調査拒否をした人は9人いた。その中で、全く耳の聞こえない対象者（80代男性）、目と耳が不自由な対象者（90代男性）が各1人いたが、7人は「耳が遠い」「よく聞こえない」であった。7人の年齢は、70代から90代で、全て女性であった。高齢者を調査する場合、身体的理由を挙げる人も多く、これについて対処を考えるのはかなり困難であるように感じられる。ただし一度は身体的理由で断られても、再度の訪問で協力してもらえたケースもあり、協力したくないため身体的理由を使用している場合もあるようだ。

「調査を受ける気なし・答えられない」と語る、明らかな拒否者はそれほど多くなく、8人で拒否全体の1割程度である。その中で語られた内容は以下のとおりである。

「よくわからない調査には答えられない。協力する気はない」（60代男性・2回訪問）

「訳のわからないアンケートには答えられない」（70代男性・1回訪問）

「このような調査はわからないので協力できない」（50代女性・1回訪問）

「同居者や孫もいないので調査される必要ない」（50代男性・1回訪問）

「子どもも孫もいないので他の人をあたれ」（40代男性・1回訪問）

「アンケートを受ける気はない」（60代男性・4回訪問）

「無理だ」(70代男性・2回訪問)
 「調査目的を説明しても相手にされなかった」(60代女性・2回訪問)

調査を受けたくない意思を明確に示すのは、男性に多い傾向にある。

拒否の理由として以上の分類とはやや異なっているものを「その他」としたが、その内容は以下のとおりである。

「セールスマンと間違えられ、怒鳴られた。とりなしてくれた奥さんにも、もう来ないほうがいいと言われた」(70代男性・1回訪問)

「病院から出たばかりで頭がおかしいので、難しいことはわからない」(70代女性・2回訪問)

「アポイントメントをとって訪問したが、疲れていると断られた」(30代女性・2回訪問)

「病気で話すことがあまりできず、調査時間の長さに耐えられない」(80代男性・1回訪問) など

以上のように、調査であることを理解してもらえなかった、健康上の問題など様々な理由があげられていた。

商店街調査では、拒否は7件で絶対数は少なかった。拒否の内容は以下のとおりである。

「30分という時間はとれない。訪問時間、日時を変えても無理」(金物店：50代男性 [10:00am・1回訪問])

「土日は忙しいのでできない。」(食堂：50代男性 [9:45am・1回訪問])

「彼岸が近い忙しくインタビューを受けてられない」(生花店：30代男性 [5:00pm 他・3回訪問])

「40分というインタビューの時間は仕事に差し支える」(雑貨店：50代女性 [4:45pm・1回訪問])

表8. 商店街調査の拒否理由と状況

事例	調査対象者	拒否理由	訪問回数	主な調査員	協力してもらうには？
①金物店	50代男性	30分という時間はとれない。日時を変えても無理。	1回	男子D	時間を短く。留置形式で。
②食堂	50代男性	土・日は忙しい。	1回	男子E	平日ならばよい。
③生花店	30代男性	彼岸が近い忙しく。	3回	男子F	彼岸があれば大丈夫だろう
④雑貨店	50代女性	40分は仕事に差し支える。	1回	男子G	10分程度なら可能。
⑤酒店	70代女性	体調が優れない。	1回	男子H	
⑥食堂	60代男性	手が放せない。質問に答えるのが面倒。	1回	女子I	
⑦酒店	60代女性	早く帰って欲しい。	2回	女子I	

以上のように、「忙しい・時間がとれない」が7件中4件であった。商店街調査でも、忙しさを理由とする拒否者が多かった。

他の拒否理由については、以下のとおりである。

「体調が優れないため、病院などにも行かなくてはならないので、調査に協力できる状態ではない」(酒店：70代女性 [3:30pm・1

回訪問])

「手が放せないし、質問に答えるのが面倒だから」(食堂：60代男性 [10:00am 他・2回訪問])

「早く帰って欲しい」(酒店：60代女性 [3:30pm 他・1回訪問])

以上のように、身体上の問題、調査協力するのが面倒、明らかな調査拒否の3件であった。

4. 調査拒否の対策

調査に対し懐疑的であることを表明し、明らかに調査されることを拒否する人は意外に少ない。潜在的には調査されることが嫌でも、それを表明していない限り何らかの対策を講じることによって拒否者を少なくできるものと考えられる。

本調査では、拒否に対してどのように対処したらいいのかヒントを得たいと思い、拒否の場合、どうしたら協力してもらえるのか聞いておくように調査員に指示しておいた。ただし、拒否されるような状況ではなかなか聞き出せないことも多いと思われるので、「今後の参考までに」として、無理にはなくできる範囲で答えてもらうようにした。

その結果、農村調査の場合、「怒られていたので、どうしたら協力してもらえるかということを開ける状況ではなかった。」(70代男性)、「とても協力できなそうだった。」(60代男性)など、64人の拒否者に協力の条件を聞いてきた調査員は皆無であり、有効な情報を収集することはできなかった。しかしながら、拒否の内容から対策を考えることはできる。

前述したように、「忙しい」の中には、農作業や仕事などが含まれたが、この理由を挙げた拒否者は、空いている時間であれば協力してもらえる可能性がある。すなわち都合の良い時間を明らかにしたり、何とかアポイントメントを取ったりすることにより拒否を少なくすることができるものと思われる。そのためには、十分な調査日程が必要である。また、調査時期が稲刈りの季節に重なってしまったことから、農繁期の農村調査を避けるという調査時期の検討を行うことで、拒否者を減少させることができよう。時間的な都合や予算などの面から調査時期・期間が設定され、思い通りにいかないこともあるだろうが、回収率を上げるためには時間や期間の配慮を十分するべきであろう。

商店街調査の場合、表8に示したように、拒否7件中4件で協力の条件を回答してもらった。その結果は、「時間を短く。アンケートを預けて書いて返す形で。」「平日ならよかった。」「彼岸があげれば大丈夫だろう。」「10分くらいなら可能。」という内容であった。

これらのことから調査曜日の選定や時間の短縮をす

ること、留置法を用いるなど面接法以外の方法を用いることで、拒否の増加を食い止められることが拒否者の言葉から示唆された。

5. 結論

面接調査における調査不能の理由としては、今回の農村調査、商店街調査いずれにおいても「拒否」が最も多かった(それぞれ調査不能中の農村58.2%、商店街38.9%)。また、回答拒否の理由は、いずれの調査も「忙しい」といった時間的要因を挙げる人が多いことが明らかにされた。

農村調査では、高齢者が多かったため、「質問されてもわからない」「耳がよく聞こえない」なども多数存在した。しかしながら、明らかに調査そのものに対して疑問を抱き、明確に拒否を表明する調査対象者は意外と少なく、何らかの理由付けをする人が多いことも明らかになった。調査自体に拒否を表明するのではなく、何らかの理由付けがなされる場合には、対策を講じることによって調査可能になることも出てきよう。

「忙しい」が回答拒否の理由として多いことから、回収率を上昇させるためには、調査対象者にとって、できるだけ負担の少ない調査にしていく必要があると考えられる。負担の少ない調査とは、短時間で調査できる内容であるといえよう。また当然のことであるが、面接調査の場合、日時などの調査時間や時期を熟慮しなければならない。地域の状況を考慮して調査日程を設定することが肝要であり、農村調査であれば農繁期は避け、商店街調査であれば土・日を避けるなどの考慮が必要になる。場合によっては、面接法にこだわるのではなく、調査方法自体の見直し、すなわち留置法や郵送法などの検討をしてみることも一つの対策になる。ただし郵送法を用いる場合、TDM(Dillman,1978・小島,1993)を用いるなど回収率を高めるための工夫をしなくてはならない。

調査員による拒否の傾向をみると、拒否が多い調査員とそうでない調査員が存在したが、今回の調査ではその要因は明らかにはならなかった。調査員の性別は、回答者の回答拒否傾向には特に関連がなかった。しかしながら面接調査の場合、調査員の資質は非常に重要

であることは経験上知られていることである。面接調査員の教育・訓練の重要性はかつてから指摘されているが(林, 1951)、調査拒否が増加しているからこそ、今後さらに面接調査員の教育・訓練は重要になってこよう。

2005年に実施された国勢調査は、「個人情報保護法」施行後、初の国勢調査であった。「統計法」に基づく国勢調査は、個人情報保護法の適用外ではあるが、それでもオートロック・マンションでの調査票回収などで多くの問題が発生してきていることが指摘されている。「『国勢調査で』と訪問目的を言いかけた途端、インターホンを切られることもあり、『前回とは全く状況が違う。やりづらくなった』との言葉も漏れる。」(読売新聞, 2005.10.10)。このような状況のもと、今後益々調査拒否の問題により社会調査が困難になってくるものと思われる。調査拒否に対してどのように対処していけばいいのかを探ることは、今後も社会調査研究法の重要な課題となるだろう。

付 記

本研究のデータ使用に関しては、常磐大学人間科学部社会学研究室の協力をいただきました。記して感謝の意を表します。

文 献

- Dillman, D. A., 1978, *Mail and Telephone Surveys: The Total Design Method*. New York: Wiley.
- 林知己夫, [1951] 2004, 「日本における世論調査—特に方法論的立場よりみて—」『林知己夫著作集(第8巻世論を測る)』勉誠出版, 3-22.
- 林文, 2001, 「面接調査の調査不能による回収票の偏りの検討—WHO『DVと女性の健康調査』日本調査(横浜市)を例として—」『中央調査報』No.530. 中央調査社. (<http://www.crs.or.jp/53011.htm>)
- 林文・山岡和枝, 2002, 『調査の実際』朝倉書店.
- Kleinbaum, D. G., 1994, *Logistic regression*, New York: Springer-Verlag.
- 小島秀夫, 1993, 「TDMによる郵送調査の実践」『茨城大学教育学部紀要(人文・社会科学, 芸術)』42, 185-194.

- 小島秀夫・篠原清夫, 2004, 「郵送調査における調査拒否の理由」『茨城大学教育学部紀要(人文・社会科学, 芸術)』53, 133-140.
- 村瀬洋一, 2007, 「社会調査環境の悪化とその対策—調査実施法と回収率向上の注意点—」『社会情報』16(2), 87-100.
- 坂元慶行, 1975, 「調査技術の問題」統計数理研究所国民性調査委員会『第3日本人の国民性』至誠堂, 399-403.
- 篠原清夫, 2005, 「面接調査における調査拒否の理由」『第78回日本社会学会大会報告要旨(於:法政大学)』16.
- Sosdian, C. P. & Sharp, L.M., 1981, "Nonresponse in mail survey: access failure or respondent resistance", *Public Opinion Quarterly*, 44, 396-402.
- 山内利香・米倉律, 2002, 「調査不能の現状と課題—『あなたから見た世論調査②』から—」『放送研究と調査』8月号, 110-125.
- 氏家豊, 2004, 「調査不能の実態—『調査拒否』を中心に—」『日本語学』23(8), 122-134.
- 読売新聞, 2005, 「異議あり匿名社会—国勢調査つらいよ—」13版, 39面(2005年10月10日).

小学校における英語教科化の可能性

Prospects for English education in elementary schools

千葉 敦 井上 徹 渡邊真由美 井上 麻未
真部多真記 飯村 英樹 中垣恒太郎 園城寺信一

Atsushi Chiba Toru Inoue Mayumi Watanabe Mami Inoue
Tamaki Manabe Hideki Iimura Koutaro Nakagaki Shinichi Onjoji

水戸市は、2004年度より「水戸市幼・小・中英会話教育特区」を新設し、小学校における英会話教育を実践している。本研究では、水戸市や他県で先進的な英語教育を行っている小学校を訪問し、授業の録画、授業担当者との面談、自治体担当者との意見交換などを通して、英語教科化の可能性について調査・分析してきた。訪問調査を行った小学校では、優れた授業実践や指導上の工夫を見ることもできたが、その報告については紙幅の都合上、後の稿にゆずる。本稿では、各共同研究者が、これまでの議論や個別の研究を通して得た知見をもとに、小学校での英語必修化・教科化について意見を述べていく。

明確な目的・目標の策定が必要（千葉 敦）

現在の小学校の英語の授業に関しては、「国際理解・異文化理解の促進」、「多言語共生社会への適応力の涵養」、「英語コミュニケーション能力の育成」、「コミュニケーションを図ろうとする態度の育成」など、自治体や学校ごとにさまざまな目的が掲げられている。これには、これまでの小学校での英語の授業が「総合的な学習の時間」の中の活動として行われてきたという

事実も関連しているだろう。しかし、教科化に向けては全国一律の明確な目的と目標が必要となる。

2002年に文部科学省が提案した「『英語が使える日本人』の育成のための戦略構想」やその翌年に発表された「『英語が使える日本人』の育成のための行動計画」は、日本の英語教育の目的を端的に表しているものということができる。すなわち、「使える英語力の育成」である。「使える英語」とは、これら戦略構想や行動計画の成り立ちの経緯を考えれば、「ビジネスで使える英語」のことだと考えて良いのであろう。つまり、日本の英語教育は、小学校から高校（あるいは大学）にかけて、最終的には仕事で英語を駆使できる人材を輩出するために行っていくことになる。この目的が、学校教育の目的としてふさわしいかどうかは別にして、教科化ということになれば、すべての出発点として、このことを周知させていく必要がある。

目的が明確になったならば、その目的達成のために、小学校での英語教育ではどのような目標を掲げるべきか、ということが議論の対象となる。仮に、日本の英語教育全体の目的を前述の「使える英語力の育成」とした場合に、小学校で目標とすべきことはどんなこと

になるのだろうか。もちろんこれは、小学校の教育の枠組みの中だけで考えられることではない。小学校、中学校、高校、大学のそれぞれが大きな目的を達成するために連携していくことが必要であるし、全体の中でそれぞれの役割や目標を明確にしていかなければならない。2008年3月に発表された小学校学習指導要領（以下、新学習指導要領）の英語の目標は、ある程度この「使える英語」を意識しているように思われる。「異文化理解」、「コミュニケーションを図ろうとする態度の育成」、「英語コミュニケーション能力の素地の育成」と3つの事項を取り上げているが、中心となるのは「英語コミュニケーション能力の素地の育成」だと考えられる。「英語コミュニケーション能力の素地」とは何を意味するのかということと、中・高・大とう教育システムの中で今後どのような展開が想定されているのかということについては、説明を待たなければならぬが、「使える英語」教育の出発点という意味ではある程度の妥当性を認めることもできる。

次に考えなければならないのは、そういった教育目標をどのように達成するのか、という問題である。これは、誰が教えるのか、何を教えるのか、どう教えるのかといった問題に繋がってくる。新学習指導要領では、学級担任もしくは英語を専門とする教師が、ネイティブ・スピーカーや地域のボランティアを活用して、授業に当たることが提案されている。多くの公立小学校では、英語を専門としない学級担任が小学校教育を専門にしないALTなどとチームティーチングをしながら授業を進めていくことになるであろう。そして、現状を見る限り、発音を含む英語の運用力が十分でない教師も積極的に英語を使うことが奨励されることになる。はたして、この状況は「英語コミュニケーション能力の素地の育成」という観点からは好ましいのであろうか。こういった、教育目標を達成するための環境整備については、まだまだ議論がなされておらず、現有の教育環境から生まれてくる制限が、目標達成を難しくすることも懸念される。

小学校での英語の教科化に際しては、目的、目標、授業運営体制等について、徹底的な検討を行い、英語教育に携わるすべての教員の理解を促すことが肝要であろう。

小学校の英語活動と教材について（井上 徹）

本年（2008年）2月に文部科学省から小学校学習指導要領案が発表された。英語に関しては「外国語活動」として指針が示され、その目標を「外国語を通じて、言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、外国語の音声や基本的な表現に親しみせながら、コミュニケーション能力の素地を養う」（p.111）としている。これはどのような指導のことをいうのであろうか。

文科省はこれまで「総合的な学習の時間」の枠組みの中で英語活動を実施してきたが、来年度から実質的に教科の一つとして小学5年と6年で週1時間の外国語（英語）活動を行うこととしており、『英語ノート』が対象の児童全員に配布されることになっている。ただし、『英語ノート』は教科書ではないので使用する必要はないという。これまでは全国の小学校で扱う英語活動にかなりのばらつきがあったが、必修化に伴ってどのように『英語ノート』を使い、小学校卒業までにどのような「コミュニケーション能力の素地を養う」のかについて、より具体的に指針を示すことが望まれる。

この『英語ノート』（試作版）を見ると、歌、挨拶、ゲームなどのコミュニケーション活動を通じてさまざまな表現に習熟させようという意図や音声重視であること、特定のスキルに偏った指導はしないという姿勢が伝わってきて、一定の評価ができる。ただし、6年生の最初の2課が文字（アルファベット）の学習に充てられているのが気になった。これまで行なわれてきた「総合的な学習の時間」でも初期の段階から文字を提示するものの統一的な説明はしないというスタンスであったように思われるが、中学校での英語学習との連携を考えると、どの程度アルファベットに習熟しているべきなのかもっと明確にすべきではないだろうか。

英米の小学校ではフォニックス（綴り字と発音の関係）を教える前に、英語のフォネミック・アウェアネス（phonemic awareness）～ライミング、アリタレーション、シラブル構造、ブレンディング（音のつなげ方）、セグメンテーション、ミニマル・ペア（単語の始めや終わりの音を置き換える音の操作）など～を育

てることに力を注いでいる。(リーパー 2008) 日本の小学校英語活動においても、英語のリズムや音の類似の大切さを強調すべきである。

音声面以外では、特に英語学習者用の段階別読み物 (Graded Readers, GR)、英語圏の小学校で教科書や副読本として使われている Leveled Readers (LR)、英語圏の児童書などを利用して、中学校や高校であまり習わないような生活語彙を身につける必要がある。GR、LR、児童書を利用する利点は、単語の意味を知らなくても挿絵や話の流れから理解することが可能なことである。イギリスの小学校のおよそ 80% で教科書や副教材として使われている Oxford Reading Tree (ORT) では、挿絵の効果により基本単語のコアイメージや多義のネットワークが容易に理解されるように工夫されている。たとえば、ORT Stage 3 (現地の小学 1 年生対象) の *A Cat in the Tree* では、日本人なら “catch” を使うと思われる場面で “get” が用いられ、“get” の中核となる意味が示唆されている。また、同じ本のなかで、“climb” が単独で用いられる文と “up” や “down” を伴う文が出てきて、この動詞が手足を使って移動するという中核的意味をもち、移動は上方向だけに限られないことが挿絵によって自然な形で示されている。日本人が苦手とする英語の多様な句動詞に習熟するためにも、基本単語の中心的意義が (前置詞や副詞を伴い) 発話の状況に応じて比喩的な意義に展開することを学習者に気づかせるような応用の利く教材作りが必要である。

この共同研究での筆者の役割分担は英語教材にみられる英語表現の語法文法分析であったが、研究が進むにつれ、これからの小学校の英語活動に求められるものは、まず、フォネミック・アウェアネスで耳をきたえることであり、日本語訳にあまり頼らずに生活語彙を導入していくことであることがわかった。

解決すべき問題点 (渡邊 真由美)

小学校での英語が必修科目になると、特別活動の一部ではなく、他の教科と同様、「教科」という姿勢で英語に取り組むことになるだろう。これは「英語はゲームをやったり、歌を歌ったりするもの」という態度を培って、中学校へ送り出すことになるのではないか

という心配を常にはらんでいるよりはずっとよいだろう。しかし、教員側からすれば、問題が山積みのまま必修化されてしまったというのが正直なところではないだろうか。

ここでは、これまでの授業観察やシンポジウムへの参加、教師補助 (日本人) や教育委員会の英語担当などへのインタビューを通して見えてきた問題や改善点について提言したい。特に、文字の導入について、AET の授業での役割と教員研修の重要性について述べる。

まず、文字の導入についてであるが、シンポジウムなどで、文部科学省 (文科省) 側の代表者が口をそろえて言うことに「文字の導入は英語嫌いを早く作るので、文字の導入を行ってはいけぬ」というのがある。私はこれには異を唱えたい。文字の導入そのものが英語嫌いを作るというのは短絡的であるし、英語嫌いを全く作らず進めていきたいという姿勢も非現実的である。

文字導入についてであるが、文字導入そのものが問題なのではなく、その導入の仕方が問題なのである。中学校に入学して初めて英語を学習し始めたときのように、アルファベットから始まり、一気に語彙を増やしていくようなやり方では、学習者が学びきれずに英語に苦手意識を持つのも当然である。中学校入学後に困らない程度の基礎力をつけることを目標とすれば、児童の知的好奇心も刺激され、文字を導入することによって児童の英語への更なる興味を喚起することさえ期待できるだろう。まず、アルファベットであるが、これは書けることは勿論のこと、正しい発音で言えるということも合わせて行うとよいだろう。次に、文字と音を関連付けること、つまり、フォニックスの実践である。英語の文字と音は、日本語のひらがたと音の関係ほど単純ではない。つづりと音の対応についてはかなり手間をかけてよいだろう。一般的に中学校や高校ではフォニックスを行わない。つづりと音の関連付けは、各学習者の個人的な努力に任されているのが現状である。この点に問題を抱えたままの大学生さえ多く見かける。この、どの教育レベルでも行っていないフォニックスは、小学校で行うのに大変ふさわしい実践課題であろう。

文字とつづりの関連付けは小学校の英語教育全体にわたり、継続して行う目標としても十分な課題と考えてよい。文字とつづりの関係をしっかりと身に付けることは、必修化に伴って教科書を導入した場合にも、児童が学習を進めていく上での重要なスキルであると共に、中学校に入学してからの学習に大きく貢献する学習方略となる。簡単な挨拶ができたり異文化を学ぶことも大切だが、必修科目となる以上は「英語」を身に付けることが重要なのである。

次に授業での AET の役割についてである。これまで、観察した授業で気づいたことは、児童は AET の英語をととてもよく覚えていて、同じように再生している点である。それに対して、AET の発話量がとても少ない。児童が付いていけないほどの量を話す必要は勿論ないが、ちょうどよい input 量を模索し、AET の自然な英語をどんどん身につけてもらうような授業を実践できる方向へシフトできれば理想的であろう。さらに評価の際は、コメントシートを書いてもらうなど AET をさらに巻き込むことで、彼らの授業への積極的な参加を促せるのではないだろうか。

最後に、教員研修であるが、教員自身の英語力や英語教育についての知識はゼロからスタートしているという前提であるべきであろう。授業ができてしまうと、うまくいっていると判断されてしまうが、教師は初めての経験やコミュニケーションのための英語力不足で戸惑うことばかりだろう。現況でも研修はあるが、それでは足りずに自分でお金を出し、自己研修を行っている教員が多くいる。そのような体制のままでは、現在熱心に授業を行っている教師もいつか燃えつき、授業が立ち行かなくなってしまうかもしれない。教師個人の自助努力に頼る研修体制ではなく、教師が頼りにできる研修体制を整えるべきだろう。

小学校英語教育におけるカリキュラム開発および母語教育との連携の必要性について (井上 麻未)

日本における公立小学校への英語教育導入は、本来、「教育の論理」と「社会的要請の論理」の両面から真剣に議論されるべき問題である。しかしながら、一体何のために小学校英語を行うのかという最も重要な教育の目的が定かでないまま、保護者層や経済界からの

「圧力」に押されるかたちで、公立小学校で英語は「外国語活動」として必修となった¹。

小学校英語の目的が、子どもは英語と日本語のバイリンガルに育てる、あるいは「我が国の国際競争力を高めるため」²に『英語が使える日本人』を育成することであれば、新学習指導要領の「外国語活動」ではとてもそのような期待に応えられないということは明らかである。しかし、すでに必修化が決定した現在、我々がなすべきことは、子どもたちにとってどのような言語教育が望ましいのかという視点に立ち、「小学生の認知・情緒発達の特徴を生かした」英語教育の導入を検討していくことであろう³。

本共同研究で筆者は、金沢市の公立小学校を視察し、実際の授業実践を踏まえ、日本の小学校英語に、英国の国語教育の文学教材や指導法を効果的に取り入れることができないかを探った。その結果、小学校への英語教育導入にあたっては、すぐれたカリキュラムの開発が小学校英語の成功の要となること、そして英語教育と母語教育の連携が必要であることがわかった。以下、この二点について述べたい。

小学校英語のカリキュラム開発に関しては金沢市が特に先駆的な役割を果たしている。金沢市は 2004 年に『『世界都市金沢』小中一貫英語教育特区』に認定され、現在、全市立小中学校において「小中一貫英語カリキュラム」として統一カリキュラムが実施されている。興味深いことは、金沢市で小学校英語活動が小中一貫英語教育という段階へと発展した要因の一つが、「子どもたちの知的好奇心の高まりも重なって、必然的に『系統性』をもたせなければならなかった」という点である⁴。金沢市では英語教育に関して明確な目標設定を行い、教育長や学校長がリーダーシップを取りながら、英語活動が導入された 1996 年から「英語指導を熟知した中学校教諭」と「発達段階が大きく異なる小学生を熟知した小学校教諭」が現場の視点から「小学生への英語の指導方法」を検討する様々な「場」を設け、実際に児童と接している先生方の「実践知」を活用し、「実践に耐える」カリキュラムを創り上げていった⁵。金沢市の小学校を視察すると、児童の豊かな想像力や創造性といった言語能力に子どもの大きな可能性を見出し、外国語にふれることが児童の「認

知・情緒の発達」に大きなプラスになっていると感じる。「英語科」に対して、児童の受けとめ方もきわめて良好であるという⁶。新学習指導要領の「外国語活動」の目標のもと、今後全国各地でカリキュラム開発が進められていくと思われるが、それらに対して金沢市独自のすぐれたカリキュラム開発の事例が示唆するところは非常に大きいと言えよう。

次に、小学校への英語教育導入にあたり、特に重要となるのは母語教育との連携である。文学を教材とする英語の4技能の効果的な学習方法について考察を通して、英語学習にはまず英語圏の人々の「言語観や言語教育理念を考慮する必要がある」⁷という認識に至った。特に、英国の国語教育では初等教育の初めから4技能に関してその能力や技術の習得が奨励され、自己表現力の養成のための徹底的な訓練が行われている⁸。どのように「読む」のか、どのように考えを論理的にまとめるのか、そしてことばあるいは文字で明確に説得的(persuasive)に表現するにはどのような技術が必要かなどの「言語技術」の教育⁹は、英語を外国語として学習する際にも必須である。実際、日本の大学で英語を教える際にまず必要なのは「思考の論理表現トレーニング」¹⁰であるということはまさに多くの教師が日々現場で感じていることであろう。この訓練は初等教育から可能であるが、ことばの技術というものは、教育の中でまず「母語での基礎訓練」を「意識的に」行ってゆかないと身に付かないものであり¹¹、外国語の早期教育で楽しみながら自然に習得できるものではないということを実感した。今後、言語の単なる運用能力よりさらに重要な力がグローバル化・多様化の時代ますます求められることは想像に難くない。母語で「思考の論理表現」能力、討論能力などの能力を獲得できなければ外国語ではそれが一層難しいことは明らかである。英語教育に関して初等教育でまず必要とされるのは、「英語習得に有効に繋がってゆく母語教育をすること」¹²であり、英語教育導入にあたって改めて母語教育の重要性を見直し、英語教育と母語教育を連携させる必要があると考える。

ことばとは、「母語であろうが、外国語であろうが、学習者やそれを囲む人々が適切に考え、適切な努力をしなければ、発達しない」¹³ものである。今後、教師や

研究者は児童の英語習得に関し研究を蓄積し、社会は「子どものことばの発達」により関心を寄せ、研究に基づいた言語教育の議論をより真剣に積み重ねてゆくことが重要であろう。

小学校英語教育の充実にむけて(真部 多真記)

グローバル化の急速な進展にともない、国際社会で活躍できる人材の育成を目指した英語教育——とりわけ小学校段階からの英語教育——への関心が近年非常に高まっている。本稿では、研究期間中に視察した小学校での英語教育の実践の様子を参考にして、いよいよ必修化される小学校英語教育の充実にむけて、今後取り組むべき課題を述べたいと思う。

小学校から英語教育を開始することの利点は、児童の柔軟性や適応力を生かして、コミュニケーション力に重点を置いた英語教育を展開できるという点にある。例えば、現在中学校では、挨拶や自己紹介、I like… / I want…など日常生活の様々な場面を題材にした英会話の授業を(とくに導入期に)おこなっているが、こうした身近な題材を通して他者とのコミュニケーションに慣れていく学習法は、中学生よりも小学校段階の児童の方が適している。また、ゲームや歌を交えた授業を楽しんだり、グループ・アクティビティに積極的に取り組むことができるのも小学校段階の児童の強みといえる。さらに反復練習も比較的抵抗なく取り組み、多少の間違いは気にしないという児童の柔軟性を生かすことによって、小学校の段階で正しい英語の発音に慣れ親しみ、将来のコミュニケーション力の土台を作ることができる。

もちろん、コミュニケーション力に重点を置いた授業は、児童の柔軟性や適応力だけでは展開できない。こうした授業を展開していくためには、英語を担当する教員が十分にその力量を発揮できる環境が整備されなければならない。筆者が視察した公立小学校は、十年ほど前に英語教育の研究開発校に指定されたこともあり、同校で蓄積された英語教育の経験が、現在英語教育を担当している教員たちの下支えになっている。また都内の私立小学校では、付属の中学・高校あるいは大学で教鞭をとっている外国人講師が小学校にも赴き、英語担当の教員を支援しながらともに授業を担当

している。日本人学習者がどのような学習内容で英語に躓いてしまうのかを熟知している外国人教師が小学校英語の授業運営に関わることによって、効率よく授業を組み立てることができるようになり、日本人教員の精神的・物理的負担を軽減する一助になっている。しかし、このような支援体制が整っている小学校はまだ少ない。英語担当教員への支援は多角的に行われなければならない、英語教育のノウハウが乏しい小学校では支援策を打ち出すことさえ難しいだろう。

だが、そのような状況下でも最優先に行えること（行わなければならないこと）は、教員が英語を学べる環境を確保することである。たとえば地域内の中学校の英語教員を交えて英語を学習したり、授業のアドバイスをしてもらったりすることは有効な支援のひとつだろう。また、夏休みなど長期の休暇を利用して、英語圏で語学研修を行うような制度が活用できれば、教員の語学力だけではなく異文化体験も授業に生かすことができ、大変意義深い。また、「国際理解」を英語教育の目標にしている小学校が多いが、「国際理解」は英語教育だけではなく、社会や歴史などその他の教科に広がっていく可能性がある。英語と他の教科を同一のテーマで連携させていくことによって、児童の国際社会に対する理解をさらに深く掘り下げることができるし、いくつかの科目間で共通性や連続性がうまれてくることによって、教師も授業運営の面でやりやすい点が多くなるだろう。

最後にもうひとつ言及しておきたいことは、小学校と中学校との連携である。つまり、小学校での英語教育を終えた児童が、中学校での英語教育に滞りなく移行できるように、小学校は中学校と連携しながら、英語の授業を充実させる必要がある。また、中学校も英語を語学教育というよりも他者理解や国際理解という大きな枠組みで捕らえている小学校の英語教育のあり方に学ぶことが多いように思う。小学校と中学校の連携は、視察した小学校でもまだ取り組み始めたばかりで、よりよい連携のあり方を模索中というところが多いが、両者からの積極的な協力や働きかけがなされ、より充実した英語教育が小学校・中学校ともに展開されていくことを期待したい。

語彙指導における文字導入の是非（飯村 英樹）

2008年3月28日に小学校学習指導要領（以下、新学習指導要領）が告示され、2011年度より小学校5学年と6学年に週1コマの「外国語活動」が導入されることになった（「外国語活動」の外国語は、英語を扱うことが原則（文部科学省、2008）となるので、以下では英語活動と呼ぶことにする）。これまでも多くの小学校で、「総合的な学習の時間」の中の「国際理解教育」の一環として英語活動は実施されてきたが、今回の新学習指導要領によって、英語活動が教育課程上に明確に位置づけられたことになり、各小学校は本格的に指導していくことになる。

小学校高学年における英語活動で問題となるのは、語彙指導における文字提示である。他教科における文字による指導は、当然のことながら1年生の段階から行われており、それを疑問視する声は聞かれないが、英語活動においては議論的となっている。

「国際理解教育」の一環として英語活動が導入された時代に文部科学省より発行された手引き書では、「小学校段階では、音声と文字を切り離して、音声を中心にした指導を心がける」（文部科学省、2001、p.5）と明記され、新学習指導要領においても「外国語でのコミュニケーションを体験させる際には、音声面を中心とし、アルファベットなどの文字や単語の取扱いについては、児童の学習負担に配慮しつつ、音声によるコミュニケーションを補助するものとして用いること」（文部科学省、2008、p.96）として、文字提示に否定的である。文字提示に否定的な理由は、

「中学校で英語を学習し始めたらずに文字を導入し生徒が大変抵抗を示し、その時点から英語嫌いが生まれる。このような現状を踏まえ、文字を導入しないで音声だけによる指導に徹して、しかもこれまでの英語教育と異なり遊び感覚で英語に接することができるようにすることが必要」（影浦、1997、p.101）

だからである。つまり、中学校で英語学習のつまずきの原因となっている文字指導を小学校に持ち込んで、更に英語嫌いを増やしたくないということなのである。

一方、小学校段階における文字の導入に積極的な見解も見受けられる。矢次和代&國方太司 (2005) は、その理由として以下の3点を挙げている。

- (1) 児童の知的欲求、興味に合致している
- (2) 文字が記憶の手だてとなり、記憶を保持させる
- (3) 聴解情報に視覚情報が加わることで内容理解が進み、英語学習を促進させる

小学校高学年ともなれば、知的欲求が高まり、文字に対する関心も増すだろうことは想像に難くない。またアルファベットあるいは外来語、和製英語が溢れている現代の社会においては、小学校低学年の段階でも日常的に英語の文字に触れていると思われる。このような環境にあって、音声に限定した指導が適切と言えるのかは議論の余地がある。因みにアジア近隣諸国において文字はどのように扱われているのだろうか。台湾では4技能全ての習得を目的とし、台北市においては読み書きできる目標語彙数を定めてあり、韓国では3年次にオーラルによる英語教育が始まり、4年生(2年目)から読みの指導、5年生(3年目)からは書きの指導を行っている(後藤、2007)。各国の英語が果たす社会的役割や教育目標それ自体が異なるので、一概に比較はできないが、日本がむしろ珍しいケースであることは心に留めておいてよい。

文字指導の是非を考える上でヒントなるのは、前述の中学校における英語嫌いの原因を詳細に検討することである。影浦(1997)は、文字を導入した時点で中学生が英語に抵抗感を覚えると記述しているが、それはなぜか?野呂(2007)によると中学生の英語嫌いの多くは、単語の音読ができないことに起因しているという。換言すれば、英語の文字の音声化がスムーズにできれば、英語学習は促進するということなのである。しかしこのことは、全くの初期の段階で音と文字を同時に提示したほうがよいことを意味しているわけではない。そうかといって、小学校高学年の2年もの間、文字提示を行わない指導は得策とはいえないだろう。これからの小学校英語活動に求められることは、音声のみによる指導の後に、アルファベットの文字と音の

規則をどのように導入していくかを検討することだと言える。

小学校英語教科書の実践例と課題 (中垣 恒太郎)

小学校英語で用いられる教科書の実践例について比較検討を行った。とりわけ注目されるのは、ゲームや歌など身体を動かす活動をも通じて英語の音・リズムに親しむ形での英語に対する「動機付け」の側面と、カタカナの学習、およびアルファベット(文字)の導入、すなわち中学校英語との連携をいかに果たしようかという問題であろう。

2011年度から小学校5・6年生を対象にした、いわゆる「小学校英語の必修化」(新学習指導要領による「外国語活動」、2008年3月発表)の動きにあわせて、すでに文部科学省は「小学校外国語学習サイト」を開設し、授業および教員の能力向上のための使用に限定して、「絵カード(英語ノート試作版)」を発表している。小学校英語導入の方針が、音声重視であり、英語に「慣れ親しむ」ことを最重要視していることが改めて確認された(「音声を中心に外国語に慣れ親しませる活動を通じて、言語や文化について体験的に理解を深めるとともに、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成し、コミュニケーション能力の素地を養うこと」)。小学校英語の導入に伴い、中学校の学習指導要領に対しても見直しが行われ、授業の時間数が増加(週3から4コマへ)し、必修語彙数も大幅に増加することになる。

また、中学校で学ぶ英語との連携に関しては、小学校英語をあくまで「英語に慣れ親しむ」ための先取りとして位置づけ、中学校で従来、扱われてきた既存の学習内容を小学校で前倒しにさせることなく、小学校では「外国語活動」の時間を通して英語に「慣れ親しんだ後、中学校では「英語」の時間を通して改めて基礎から学び直すことになる。本研究課題を通して調査を行った水戸市の小学校での授業実践例においても、最大の問題点の一つが中学校で学ぶ「英語」の授業といかに連携しようか、というものであった。音声重視、アクティビティ重視の早期英語導入と、伝統的な文字・文法中心の中学での学習内容との間に入念な橋渡しが必要とされないかぎり、中学校での「英語」授業の

現場で多大な混乱が生じるのは必至である。

2011年度から実施が見込まれる新学習指導要領の発表により、小学校英語の必修化の対象が小学5・6年生と確定されたことにより、カタカナ、アルファベットを含む「文字」の学習と、コミュニケーションを最大限に重視する、2002年度以降、実施されてきた小学校の「英語教育特区」活動の成果との間の「橋渡し」の領域に対する検討が今後の最大の課題の一つとなるであろう。「英語教育特区」での成果は独創性が奨励され、多岐にわたるものであったために、6カ年の小学校の課程での様々な段階（学年）に対応する授業実践例が考案され、実践されてきた。本研究課題にて調査訪問した水戸市内の小学校においても、小学校3・4年生を対象とした「授業」と、5・6年生を対象とした「授業」とを体系化させる構想を示す事例が多くあり、すでに製作され、運用されてきた、市販の小学校英語教科書においても、たとえば、千葉県成田市立成田小学校（文部科学省指定研究開発校）での実践例に基づく『Let's Have Fun! 1～6』（開隆堂）のように、多様な学年に対応しうる木目の細かい配慮が施された成果も多い。低学年向けに対しては、「絵カード」を導入することにより、日本語と外来語とを区別する課題を含めている。また、歌や寸劇の導入、絵や文字を手がかりに言葉を類推させる力を養成する点に特色があり、公立中学校の英語教育にいかにか橋渡しを可能にするかという観点が表示されている。また、『FIRST CROWN』（三省堂）では、ビデオ教材の中で、GKC（Global Kids Classroom「地球子ども教室」）という物語を提示し、英語圏に限定されない地球規模の視野を持った国際人養成に力点を置いている。

このような先行する「英語教育特区」活動および小学校英語教科書の成果を基に、2011年度以降、小学校5・6年生に対する、週1回という限定された時間の中で、いかに英語に「慣れ親しむ」ための導入が可能であるのか。「聞く」「話す」というコミュニケーションに力点を置くことが期待される点からは、授業時間数はあまりにも少なく、また、ゲームや歌など身体を動かしながら「素朴」な形で英語に「慣れ親しむ」ためには、思春期にさしかかる小学校5・6年という学齢は扱いにくいことが、これまでの「英語教育特区」

活動においても指摘されている。また、新学習指導要領における小学校「外国語活動」における到達目標である「慣れ親しむ」という表現が抽象的であることから、現場の混乱、担当教員の負担の大きさ、中学校との連携の学校間格差などがすでに問題視されている。2011年度の必修化を前に、「英語教育特区」に認定された市町村・学校を中心に、公立学校であっても、必修化以前の段階からすでに相当の差異、格差が生じている現状からも、ワークブックの形でのアクティビティ重視の教科書案に加えて、マルチメディアを駆使した音声・映像副教材の導入などにより、現場の教員の負担を軽減し、かつ必修化が必然的に併せ持つ一定水準の質の確保が期待される。

参考文献・註

【井上徹担当箇所】

リーバー・すみ子. 2008. 『アメリカの小学校ではこうやって英語を教えている』東京：径書房.
 文部科学省. 2008a. 「第4章 外国語活動」『小学校学習指導要領案』p.111-114.
 _____. 2008b. 「英語ノート（仮称）」（試作版）
 (www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gaikokugo/note/index.htm)

【井上麻未担当箇所】

¹ 小学校英語教育の導入を「国の言語政策の特徴の観点」から理解するには和田稔「小学校英語教育、言語政策、大衆」『小学校での英語教育は必要か』慶應義塾大学出版会、2004年、112-128頁を参照。なお、「小学校英語での英語教育は必要か」という問題提起に関しては、03年、04年、05年12月に慶應義塾大学で開催された小学校英語に関する公開シンポジウムで、実にさまざまな論点から議論がなされ、その記録は『小学校での英語教育は必要か』、『小学校での英語教育は必要ない!』、『日本の英語教育に必要なこと』に収められている。この三冊に収録された40近くの論考を前に、「早期英語教育こそ英語学習の効果を上げる」と反論できる研究や実践の蓄積は現時点においてはなれないと言える。

² 教育再生懇談会「これまでの審議のまとめ - 第一次報告 -」2008年5月26日発表

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouiku_kondan/matome.pdf>より。

³ バトラー後藤裕子「小学校での外国語教育-期待すること、考慮すべきこと」『日本の英語教育に必要なこと』慶應義塾大学出版会、2006年、185頁。内田伸子「小学校一年からの英語教育はいらない-幼児期～児童期の『ことばの教育』のカリキュラム」『小学校での英語教育は必要ない!』慶應義塾大学出版会、2005年、100-137頁を参照。

⁴ 大申正樹「知識創造としてのカリキュラム開発 - 金沢市小学校英語活動の事例研究 -」『カリキュラム研究』vol.12、2003年、52頁。

⁵ 大申、前掲論文、53頁。

⁶ 金沢市教育委員会『金沢の教育』2006年。金沢市では小学6年生と中学3年生で、英語力および学習意識についての調査を行っている。2006年1月に市内の小学6年生全員を対象に実施された英語に対する意識調査の結果、児童の8割以上が「授業の授業がわかる」と答えている。また同時期に金沢市の小学6年生全員が受験した児童英検（児童英検シルバー）では市の平均正答率が78.4%に達している。

⁷ 山本麻子『子どもの英語学習 - 習得過程のプロトタイプ -』風間書房、2005年、244頁。

⁸ 英国の言語教育事情に関しては山本麻子『ことばを鍛えるイギリスの学校 - 国語教育で何ができるか』岩波書店、2003年、『ことばを使いこなすイギリスの社会』岩波書店、2006年を参照。

⁹ 「言語技術教育」については三森ゆりか「母語での言語技術教育が英語の基礎となる」『小学校での英語教育は必要か』、245-276頁を参照。三森は具体的な方法論をあげ、小学校で英語を教える前に、「欧米諸国の国語教育の本質である言語技術」を母語（日本語）で体系的に指導することが、「英語を載せるための土台」形成につながると主張している。

¹⁰ 福澤一吉「公立小学校に英語教育を導入する前に - 思考の論理表現教育のすすめ」『小学校での英語教育は必要か』、277 - 288頁を参照。福澤は大学の学部レベルで論理的な思考の訓練をしては遅すぎる、英

語教育導入以前に小学校で「思考の論理表現教育」を始めるべきだと論じている。

¹¹ 三森の前掲論文を参照。

¹² 三森、前掲論文、246頁。

¹³ 山本、『ことばを使いこなすイギリスの社会』、144頁。同書で山本は、「日本語を維持し、発達させながら英語を学習している日本人の子どもが、英語を母語とする子どもたちと同等レベルに達するには」、現地校（英国）の教師の観察によれば、「一般的な目安として、日常の生活で遊びなどで友達との会話ができるようになるまで一、二年、英語で行われる授業に何とかついていくことができるようになるまでには最低三、四年はかかると見られている」という現実を伝えている。長年に渡る英国での在英日本人児童の言語習得の研究を通して、山本はことばの学習、特に外国語の習得は「非常に時間のかかるプロセス」であると主張している。

【飯村英樹担当箇所】

影浦攻（編）（1997）『小学校英語教育の手引き』東京：明治図書

野呂忠司（2007）「第4節 小中連携と文字指導」松川禮子・大下邦幸（編著）『小学校英語と中学校英語を結ぶ - 英語教育における小中連携 -』東京：高陵社書店 pp. 102-118.

バトラー後藤裕子（2007）『日本の小学校英語を考える - アジアの視点からの検証と視点』東京：三省堂

文部科学省（2001）『小学校英語活動実践の手引』東京：開隆堂

文部科学省（2008）「新しい学習指導要領」

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/youryou/syokaisetsu/index.htm

2008年9月20日アクセス

矢次和代&國方太司（2005）「発達段階にふさわしい活動と活動の進め方」樋口忠彦、金森強、國方太司（編）『これからの小学校英語教育 - 理論と実践 -』東京：研究社 pp. 120-149

『写生を主としたる綴方新教授細案』にみられる
駒村徳寿・五味義武の描写表現指導観

The view of teaching description of Norihisa Komamura and
Yoshitake Gomi in “Shasei wo shutoshitaru tsuzurikata
shinkyouju saian”

渡邊 洋子

Youko Watanabe

1、研究の目的

文学的な文章において、描写表現は重要な役割を担っている。読者に、その場面の様子が臨場感をともなって伝わり、人物の人物・考え方・振る舞いなどが鮮やかに浮かび上がり、対象の本質や特徴が端的に伝わるなど、描写表現によって読者にもたらされる作品の味わいは、はかり知れない。

この描写表現を国語科教育の中で、特に作文教育において取り上げる場合、描写表現という表現技法を学ぶことに加えて、対象をいかにみるかということに代表される、書き手としての認識力を高める学習が大きな比重を占めてくる。

書き手がある事象の具体的な部分を丹念に描こうとつとめることは、その部分をよりよくみようとする行為につながる。すると、以前感じていたのとは違う見え方に気づき、選ぶことばも変わってくる。その言い表し方ではまだ足りないと感じれば、さらによくみて、何とか別の言い方であらわそうと努力する。その行き

来のあいだに生じている無自覚な認識の変容を、過去の自分の作品との比較や、他の書き手の作品の学び合いを通して、自覚的にたどり、またさらに新たな対象へと認識の変容を可能にしていく学習になると考えるからである。

現在に至る過程で、国語科教育における描写表現指導の意義が明確にされていれば、現在の描写表現指導の状況は変わっていたのではないだろうか。しかし、描写の意義は表現技法の一つという目に見える部分だけにとどまらず多岐にわたっており、それらをすべてつまびらかにし、その上で、生徒に指導する意義をすべて明確化することは困難であった。さらに、作文指導の面から見れば、これまで、描写表現指導が取り上げられる場合、どのように描いたか、描かれているかが焦点になることが多く、描写表現を取り入れる試みにより書き手にどのような作用をおよぼすか、どのような認識の変容がよりよい描写表現を可能にするのか、また、それを生徒が相互に学び合うことにより、どのような影響を与え合い、自覚的な認識の変容を獲

得していくものか、あまり問題にされてこなかった点が上げられる。

対象を見つめる書き手の心や目のあり方に注目したい。どのように対象をみているのか。対象の特徴をどう取りだし描こうとするのか。いかなることばを選ぶのか。見えている対象と選んだことばとの隔たりをどう意識し、おもしろさを感じるのか。ことばにした後、対象の見え方がどのように変わったのか。それをどう認識し、自覚的にさらなる変容へと導いていくのか。作文教育における描写表現指導の今日的意義はそこにあるのではないだろうか。

このような見地から、大正4年に出版された『写生を主とした綴方新教授細案』に焦点を当て研究を行った。これ以降、写生主義と言われる作文教育が一時代を築いていくこととなる。その流れへの影響を考えると『写生を主とした綴方新教授細案』の担った役割は大きい。本書から駒村徳寿や五味義武がどのような観点から写生を主とした作文教育を行おうとしていたのかをできるだけ明らかにしたいと考えている。

前回平成10年告示の中学校学習指導要領の国語科では「描写」という言葉は見られなかった。今回の新学習指導要領で「描写」が復活したことは成果として認めたい。しかし、「描写」の指導が教室に戻ってきたからこそ、ますます国語科として「描写表現指導」の意義の研究が必要になると感じる。その点が明確になっていかなければ、「描写」の指導は「描写表現のある文章を書かせることができたか」という結果だけを追うことになる恐れがあるからである。

2、『写生を主とした綴方新教授細案』

(1) 観察吟味の力の指導

駒村・五味は上巻の総論に「観察吟味の力の指導」という節を設け、以下のように語っている⁽¹⁾。

写真的記述、説明的の記述、写生的の記述等の仕事を上につけて、多くの注意を払はれたるのはこの観察力吟味の指導である。そしてそのことを語より文章に書き表はさしめて行くことになる。此はたらきは単に外界の事物を客観的に観察し其関係を吟味すると

いふことだけでなしに、其はたらきはやがて我々の内界の観察なり吟味なりに向つて大なる貢献をするのである。すべて観察力吟味力といふ様な能力は或事や物につき纏つて居るものでなく、我々の心の普遍的なはたらきとして錬磨されるものであるから、外界内界の区別に大した関係も持たずに共通することになる。で指導上都合の好いところの客観的の事物について、その能力の指導を行つていくのである。

写生的の記述には幾分違つた方面が多いため、同じく観察吟味の指導をするにも、多くは説明的記述の圏内に入つて行はれる様になつて来る。

此観察吟味の力の指導は、その観察し吟味したる思想を文章に表はして行く指導と一体になつて綴方教授上最も重要な部分を形成して居るのである。尋常科二年頃より高等科の終りに至るまで最も多くの時間を此仕事に費すことにしている。

(ルビの点は著者による。)

以上のように、外界の観察力吟味力を養うのはいずれ内界の観察力や吟味力を伸ばしていくことに貢献してくれるからであるという考えのあることがここから見て取れる。また、写生的な記述をしていくためには観察力や吟味力が養われていくことが重要であるとする考え方もあらわれている。

「写生的の記述には幾分違つた方面が多いため、同じく観察吟味の指導をするにも、多くは説明的記述の圏内に入つて行はれる様になつて来る」という言葉から、また、「写真的記述、説明的の記述、写生的の記述等の仕事を上につけて」という冒頭の言葉からもわかるように、「写真的記述」と、「写生的の記述」とには、はっきりとした区別をもってあたっていること、さらに、その間に「説明的の記述」とあることから、観察によって得たものを逐一写し取るような力をつけていくと同時に、吟味の力をつけていき、「写生的の記述」につなげていこうとしていたことがうかがえる。

ここで使われている「吟味力」という言葉は、よく観察した中から、対象がどういった構造で出来ているのか、本質は何か、どのように取捨選択できるかなど、対象をまさしく吟味する力のことをいっている。さらに、後の部分から補うと、写真的にベタにあまねく見

ていく状態から、写生の段階にはいるとき、この吟味力が重要になってくると考えていたことがわかる。つまり、対象をすべてそのまま書く練習から、対象の特徴をつかみ、その部分をあざやかに描いていく写生へと移行させるために、吟味力が養われていく必要があると認識していたのである。

鈴木三重吉は、『綴方読本』のなかで、観察したといっても、まるで白地図を書くような陰影のない平面的な文章を批判している。着ている服の模様、髪型、立っている位置を細かに書き、対象までの距離を何センチと測ったりしても、それは平面的な文章になるに過ぎず、奥行きのある陰影をもった写生の作品にはなっていないと指摘する。そこには、時代の流れとともに、より磨かれていく写生主義の発展の過程をとらえることができるが「まずは観察力を養うこと、そして、吟味力をつけることが重要」という、ここでの指摘が起点になっていることは確かである。

また、「その観察し吟味したる思想を文章に表はして行く指導」というときの思想という言葉は、対象をよく観察し、よく吟味した中で生まれてきた「その対象の何を」ということを含んでいる。そうたどってくると、「此観察吟味の力の指導は、その観察し吟味したる思想を文章に表はして行く指導と一体になつて綴方教授上最も重要な部分を形成して居るのである」という言葉は、この著書の根幹をなす考え方の表れた部分であることがわかる。いかに文章に表していくかという指導と、観察し吟味することによって思想を作り上げていく指導とが一体となって、綴方教授は行われていくのであるという方向性を明確に打ち出している。それまで行われてきた指導が、「いかに書くか」という型式に重きをおいていたことからすると、観察吟味の力をつけることの重要性をこのように明確に認識していた点は注目に値する。

(2) 写生を主とした系統案作り

なぜ写生を中心とした系統案を作るに至ったのか、そこに至る過程が次の部分に述べられている⁽²⁾。

文章上達の一階段として、写生の練習をすることが大切であるといふことは、其頃読んだ数種の書中に散

見した。又かつて文章に親しみ長詩短詩に親しんだ際の記憶をたづねて見ても、写生の時期を明瞭に知ることが出来た。叙景が一番先に現はれて、その倦く頃は叙事に進み、それからやがて抒情に入つて居る。短詩の練習に於て此経路が最も鮮明であつた。之等の事のある上に、読本中の文章に於ても相当に上品な趣味を含蓄して居る写生文があつて、それを教授する事に稍々成功したから、直ちに綴方に向つて此写生の練習を企てようと考へ始めたのである。此頃写生を説いて居る人が既にあつたことは後に聴いた。其人について其経験主張等を聴く事が出来なかつた、非常にいかに思つたが、兎に角進めるだけ好きな方向に歩みを運んで見ようといふ欲求が強いため、周囲のどの説にも頓着なく、勝手な写生研究が、それからそれへと移つたのである。教場内に於てする架空的な思想整理の無価値を極力説いて、どこ迄も現物を目の前にした、「写生」^(ママ)によるでなければ、力強い綴方教授の指導は出来ない、少くも文章力の根底を指導することは出来ないものであるときめてしまつた。

然らば如何なる順序によつて小学校の綴方教授案が系統立てられるものであるか、従来の形式主義・自由発表主義共に不賛成である身には、写生を中心の方法とした一つの主義・主張を通すために、それに添つた綴方教授の系統的細案を作り出さねばなるまい。形式主義と自由発表主義との折衷をした主義はよく世間で唱へられて居る。あちらこちらから都合の好さうな所を採り集めてつぎはぎした様な曖昧なものでは、納得することが出来なかつた。文章の根本の質から探求して新しい筋道の上に立つてこそ、真の成案主張が産まれるのである。さふいふ時きつと此写生による指導が有力な位置を占めて、小学校綴方教授の新方面を開拓し得るであらうと信じて、之からはしばらく文章の本質探求に進んだのである。

(ルビの点は著者による。)

形式主義と自由発表主義が主流を占めていた綴方指導のなかであつて、そのどちらにも不賛成であつた駒村・五味は、写生の指導は時期が段階的に分かれていて、叙景、叙事、抒情と進んでいけること、やってみたら成功したことなど重なり合つて、写生を中心の方

法とした系統案を作り出す事を考えたのである。ここにはそのいきさつが飾らずに述べられている。

なぜ形式主義に不賛成であったのか、次の部分⁽³⁾に詳しい。

綴方は単に形式を練習せしむべきものではない。思想の選択や組立やを練習すべきものである。言葉を練習せしむるといふのとは少し違う。何を如何に言はんかを指導すべきものである。

結果より分類すべきものでない。作用より分類すべきものである。そしてその綴文作用の能力を練磨してやるのが本来の目的である。思想の正直なる発表者たれば足りる。

右の様に綴方指導の要点は思想を文にまで導く作用にある。結果たる文章は思想の質に應ずるものである。思想が主である。何故、思想に於ける分類・系統の順序を考へて練習せしめぬのか。何故に単に結果である所の文の形式をたてとしての案を立てて、法則的指導をするのがよいのか一向わからない。

(中略)

綴方は所謂美文練習を目的とする教科ではない。

(ルビの点は著者による。)

(中略は渡邊による。)

形式を練習していく綴方から、写生を系統の軸に据えた綴方への転換は、駒村・五味等によって意図的に行われたことが明らかとなった部分である。この文章のなかで指摘しているとおおり、書かれた結果としての文章の形を指導していたそれまでの綴方から、「何を如何に言はんか」という作用の部分を重視し、「作用の能力を練磨してやる」、つまり、書き手の見る目、「観察力や吟味力」を育てる綴方に移行したのである。

もちろん、文壇では「写生」に力を注いでおり、それまでの定型のなかでの表現を一つ一つ打ち破る努力が続けられていた時代である。しかしまだ、教育界においては「候文」の指導が根強く残っていた時代でもある。「系統的に」指導することですら、新しい試みと考えられていた時代に、写生に注目し、幼い頃からの「観察」の段階に沿って指導過程を構築しようとした直視力の鋭さに驚かされる。岐路に際し、写生を選

択したのである。この後、綴方は学ぶ子どもの見る目を養う方向に大きく舵をきっていくことになる。

駒村・五味は、この考えを基調にし、この当時としては驚くべき細やかさで整えられた系統的な綴方教授法を世に示す。尋常小学校二年から六年までがそれぞれ三学期に区切られ、その学年のその学期、何時間扱いで何をどこまで出来る様にするか、その授業で使うための参考作品とその授業で生まれた作品まで数多く提示してある。二年生の一〜三学期の部分の目次は以下の様になっている⁽⁴⁾。

また、内容の比較のために五年生の一〜三学期の部分⁽⁵⁾を右側に載せる。

尋常科第二学年 各学期教授細案

第一学期 十六週 凡四十時間

- 第一 清書速書の練習
- 第二 物の存在を記述する練習
- 第三 清書速書の練習
- 第四 物の存在を記述する練習
- 第五 経験的行為を記述する練習
- 第六 自由作及其批評紹介

第二学期 十六週 凡四十時間

- 第一 清書及速書の練習
- 第二 物の存在を記述する練習
- 第三 物の属性の比較観察による記述
- 第四 自由作及批評紹介
附、清書及速書の練習、
語句使用練習
- 第五 対話をそのまゝ記述する練習
- 第六 物の属性の記述
- 第七 自由作の及批評紹介
附、清書速書の練習

第三学期 十週 凡二十八時間

- 第一 清書及速書の練習
附、自由作の批評紹介
- 第二 対話を主としたる記述
- 第三 物の属性の比較観察の記述
- 第四 物の属性の記述、
状態の記述を加ふ
- 第五 位置限定を主としたる記述
附、位置を表は関係語の練習
- 第六 自由作及批評紹介
附、清書速書の練習

尋常科第五学年 各学期教授細案

第一学期 十六週 凡三十時間

- 第一 文章紹介及学年始めの注意
- 第二 事物の写真的記述の練習
- 第三 六何法による事件及伝記の記述
- 第四 中心思想を定めての人物写生
- 第五 中心思想を定めての材料の
取捨選択を行ふ練習
- 第六 日記の認め方
- 第七 社交上に於ける思想の
必要条項吟味
- 第八 日用文練習 第一

第二学期 十六週 凡三十時間

- 第一 日用文練習 第二
- 第二 概念の内容列挙の記述
- 第三 中心思想を定めての人物写生
- 第四 中心思想を定めての景色の写生
- 第五 韻文指導
- 第六 自由作及他の文章紹介

第三学期 十週 凡二十時間

- 第一 自由作及他の文章紹介
- 第二 六何法による起首練習
- 第三 中心思想を定めての事物の写生
- 第四 事物の因果関係を主としたる記述
- 第五 日用文練習 第三
- 第六 補遺文例

(3) 対話を記述する練習

この中から第二学年の第二学期「第五 対話をそのまま、記述する練習」と第三学期の「第二 対話を主とした記述」をまずは比較し、具体的にどのような指導が行われていたのか見ていきたい。

第五 対話をそのまま、記述する練習（八時間）

目的 日常普通になす対話をそのまま、写生的に記述して文章となし、以て問答体の型式を知らしめ、又写生的の態度を指導す。而してなほ自己の実生活を表現するところの興味を振起せしめんとす。

材料

イ、二人の間にする対話、自分と兄弟との間、自分と友だちとの間其他誰にてもよし。

ロ、読本に於ける問答体の文章「コレガステンデカラ」「はたる」「ほしとり」「ハイ今スグニ」等其他巻二の文参照。

ハ、絵画によりそれを問答して綴らしむこともよし。

注意

イ、対話を写生すること即ち言葉を写すことは、既に文章となり居る一句或は一節を順次に書き列ぬるが如きものなるを以て、要領を会得すればその進歩発達は殊に著し。たゞ最初にこれを教ゆる場合深き顧慮を要す。

(以下、チまであり。略 渡邊)

この部分に参考例として載せられている文章が四つあるが、その中の一つを取り上げる。

一、「弟と妹」(児童作)

弟 「たかちやん、おすまふをませうか」。

たか子 「ませう」。

弟 「たかちやんはおすまふをやると、すぐころぶからだんご山にしよう、ほくはでるとまけにしよう」。

たか子 「それがいいわ、それでは早くませう」。

弟 「ぎやうじとよび出しがなければだめだよ」。
たか子 「よび出しなどなくてもいいわ。早くやりませう」

弟 「それではやりませう。うんどうだ」。

たか子 「いたいね、もういやだわ」。

(ルビは筆者による。)

それに対し、第二学年三学期の「第二 対話を主とした記述」は以下の様になっている。

第二 対話を主とした記述（六時間）

目的 対話を中心とした写生的記述を行ひ、言葉を直に文章に写す練習をなす。なお対話に関連して、その時の状態或は行動につき幾分説明的乃至主観的の発表をなす。

問答式の記載練習、写生的態度の指導、及実生活を題材とする趣味性の教養に就ては前と異なる所なし。(前に引き続き)

材料

イ、二人或は三人の間に於て実際に行ひたる対話。

1、日常普通の時、或は特別の出来事につき。

2、家庭に於ても、学校に於てもよし。

3、人は誰にてもよし。但その一人は自分たることが便利なり。

ロ、読本の対話体の文章参照。

注意

(イ～ホ中略)

へ、写生的態度の指導に就ては、現在、自分が対話をしてゐる様な心持に置かせ、それを客観的に有りのまゝに記述する要領を会得せしむべし。この要領が自己を離れて観る純客観的記述の態度となるものなり。

会話を書き取り、文章に起こす学習を小学校二年生で行っている。会話を文章中に取り入れる学習をこのように低学年の時期から丁寧に行っていることにまずは驚きがあった。「日常普通になす対話をそのまま、写生的に記述して文章となし、以て問答体の型式を知らしめ、又写生的の態度を指導す」また「写生的態度の

指導に就ては、現在、自分が対話をしてゐる様な心持に置き、それを客観的に有りのまゝに記述する要領を会得せしむべし。この要領が自己を離れて観る純客観的記述の態度となるものなり」といっている。駒村、五味は、対話をそのまま写し取る学習で、自分から突き放して物を見る感覚を養おうとしていたことが分かる。また、「対話を写生すること即ち言葉を写すこと」「対話を中心としたる写生的記述を行ひ、言葉を直に文章に写す練習をなす」ということばから、会話を文章中に取り入れることは言葉の写生であるという考え方をもっていたことがわかる。現在、会話表現はそのまま描写表現の一部であると考えられている。会話にはその人の使う言葉がそのままあらわれ、感じかたや考え方など、その人がどのような人かが如何なる説明よりも如実に描き出されるという特徴を持っているからである。駒村・五味は写生的な姿勢を学ばせていくために、この会話を見逃さなかった。小学校の低学年のうちから、言葉の写生を、それも、一字一句書き逃さないよう丁寧な観察による対話の記述練習を繰り返して行っていたことが分かる。さらに、この三学期の部分では、対話を写し取るという客観的に突き放して見る練習だけに終始せず、地の文においては主観的な言い回しを要求している。突き放し、近寄り、また、突き放す。そうした、主客の切り替えの練習も考えられていたことが明らかとなった。

この部分に掲載されている参考作品は二学期と同じく四編ある。その中の一つを取り上げ比較したい。

二、すまふ（児童作、佳作なるもの）

ぼくたちは一月十六日の日、がくかうですまふをしました。その時水橋君は西の海で、齋藤君は太刀山だといひました。すると

水橋君「ぼく齋藤君とぢやいやだ。もうぬけるからいい」。

福島君「そんなことを言ふと、どてつばらぶんなぐるぞ。は、は、は、は。」

水橋君「ごめんなさい。やるやる。」

ぼく「そんなことはいはないで、早くやらないとおかねがなるぜ。」

福島君「何言ふのだ。」

齋藤君「早くやりたまえへ。」

福島君「さあやれ。みあつて、みあつて、のこつた、のこつた」。

ぼく「いいしやうぶ、いいしやうぶ」

といつて居ると、おかねがぢやらんぢやらんになりました。

福島君「おかね、わけ」。

といふと、見てみた前島君は

「おやおや、つままないなあ」。

といひました。それでそのあそび時間ははりました。

（ルビは筆者による。）

二学期から三学期へと会話だけの文章に地の文がついてきていることが分かる。地の文も説明とともに「おかねがぢやらんぢやらんになりました」といったオノマトベの入った文もかかれるようになってきている。どういふ状況での会話か、説明的に主観的に述べられた後、自分の会話も含め、客観的に言葉として写し取られていく状況がわかる作品である。

第六学年の第一学期に「対話体文章の練習」が五時間の予定で組み込まれている。そこには対話体を学ぶ理由がいかにように述べられている。

一事件を対話を主として記述し行く文章を綴らしむることにより、吾々の生活中的会話、表情等を観察吟味せしむるに資す。

本単元に於ては主として読本文章の改作を行ふことによりて、会話混じりの普通散文と、会話を主とした対話体の文との違いを了解せしめ、且対話体文章の趣を味わしむ。

対話を指導するねらいが明示されている。

第6学年2学期の「対話体の文章記述」の項目は1学期に加え、更に、写生を意識した指導が行われている。⁽¹¹⁾

第四 対話体の文章記述（五時間）

目的 第一学期の対話体記述練習に引きつづきて、主として会話の記述工夫と会話の際の状態表情の記述に力をそゝがしむ。

(中略)

注意

イ、会話の自然的記述は甚だ困難なることなれども、実際の会話をよくよく注意して写生する時は一種の暗写法の如きもの、又は聴写法となりて割合にた易く自然のまゝを書き表はす得。故に本単元の材料は主として写生材料による。

ロ、然し、実際の会話をかたはらに居て記述するわけには行かず。勢ひ、十分の注意を以て耳による観察を行ひ、要点を記憶し置きて記すことゝなる。

(以下、トまであり。中略は渡邊による。)

この部分からわかることが2点挙げられる。一つ目は、既にこの当時、現在とあまり変わらない指導がなされていたことである。それは、実際の会話を聞き取って書き写すことから進めていこうとしている点である。二つ目は、現在よりも、その指導法が明確に指摘されていることである。「十分の注意を以て耳による観察を行ひ、要点を記憶し置きて記すことゝなる」と子どもへの細かな指導の観点が明示されている。現在でも、「その時の会話をよく思い出して書いてごらん」などのことばかけは行われるが、「耳による観察」といった観点は失われてしまっている。低学年から繰り返し行っている観察の指導の上に、さらにこういった意識付けのもとで会話を聞き取り、文章として再現していく指導がなされることは、子どもの観察力や写生力を高める的確なアドバイスとなりえたであろうことが容易に想像される。

この指導によって書かれた児童の作品とそれに対する教師の評価を以下に挙げる。

秋の一日（佳作）

人物=父（四十二歳） 母（三十四歳）

姉、つゆの（十五歳） 大きい妹春代（十二歳）

小さい妹（六歳） 女中たつ代（二十一歳）

植木屋二人（各四十歳位）

第一 花咲く道

時=秋晴の日、午後一時頃

場所=しがいの松山の麓

右手にそびえた山の麓に小川がある。川のほとりの小さな道を植木屋を先に、皆の者がバラバラに歩いて居る。山々は紅葉に彩られ、川のほとりはすゝき野菊藤袴などがそこゝに咲いて居る。春（野菊の咲いて居るを指さしつゝ）「まあ、きれいよ、お姉さん、これ」

つ「それがどうしてきれい。私の取つた方がよつほどきれいよ。」

春（ぶきげんに）「そんなら取らなきやあいゝわ。」

菊「お姉ちゃん、取つて私に。」

春「まあ、待つていらつしやい。きいちゃんはせつかちだよ。」

春代花の一つを折つて妹にやる。母女中来る。

母「さあいらつしやい、まだまだ先にも有りますよ。」

つ（遠くや近くを見まはしながら）「お母さん好い景色ね。」

母「えゝ、さうして空気がいいから清々しますよ。」

つ「またいつか、松だけとらないで花を取りに来ませうね。」

つゆのと母は話しながらゆつくりと歩いて居る。春代は妹をつれてもうずつと先の方を歩いて居る。道はだんだん坂になつて、父はもう山を登りかけて居る。春代もつゝいて妹と共にのぼりかけたが、自分さへすべつて妹を連れてたすけるどころではない。

父（ふりかえつて）「春さん、菊代さんをおかし。」

父は菊代を抱いて登る。後からは母、つゆの、女中などの話声が次第に近づく。

第二 たけ狩り

時=同じ日の午後二時頃。場所=松などが茂り

裏白が重なり合ふ。じめじめとして日光は見えない。父裏白をわけて松だけを探して居る。皆も「自分が一番早く見つけよう」と一生懸命に探して居る。

春「あゝ、あつた、お父さん、これ。」
 春代自分のとつた大きな松だけを父に示す。
 父「とつたな、お父さん所にや無い。」
 女中(下の方より)「御座いましたよ。」
 母は自分の探し出したのをわざと眼につくやうにして、
 母「何だか此辺にある様だけど母様にはわからない、菊代ちゃん探して頂戴な。」
 菊(すぐに見付け出す)「まあ母ちゃん、こゝにあるの、わからないの、菊代ならすぐわかるのに。」
 つ「まあ菊ちゃんえらいね、母さんにわからないのを見つけたの、それぢやあした学校へ行つたらすぐ『菊代が学校へ入るように』つて言はなきやならない。」
 一同はなほ松につかまりながら裏白をわけて探し歩く。
 父「春さん、お母さんの所へ行つて『大分とつたから少し休まう』と言つておいで。」
 春代その場所からすぐ大きな声で言ふ。
 母(下の方で)「そいぢや、もう上りませう。」
 皆は頂上に上り筵に座つて市街を見下ろしながら休む。しばらくの間自分の家をさがしたり果物を食べたりして居る。
 父(時計を出して見ながら)「もう五時だ、そろそろ帰らう。」
 父立上る、皆もつゞいて山を下りる、つゆの手に大きな花束が握られて居る。
 評 大体から言つて垢抜けのした整つた文である。傑作としての価値は十分にある。左の諸点に注意することが出来れば全く上乘な文となるのであらう。
 1、動作を叙した文にも会話にも情のうごきのうつされたのが甚だ乏しい。麓の道の会話はよほど迄描かれたが、松だけを始めて見出した所、頂上の眺望などの時に於て殊にその大切であるべき心のうごきのはつきりと表はれない。残念なことである。しかしこれはよほど困難なことであるから尋常科の児童に要求すべきことではないかも知れぬ。たゞ「出来れば」といふ希望である。
 2、植木屋さんが余りに除外され過ぎてしまつ

たから文にふくまれた巾が狭められてしまつた。植木屋が先にたつて二人でぼつぼつ話しながら登ること、頂上に於てかついで来たむしろをしいて置いてくれたことなどをちよいちよい加へるといゝがと思ふ。女中も少々忘れられた感がある。

3、表情の如何にか、はず動作其もの丈に於ても甚だ不十分である。場所より見ても少し明瞭ならしむる工夫をしてほしい。また各の身支度等のことも其極めて目立つ一二については記すが好い。かうするとすべての会話が非常に生きてくる。文の平板すぎるのを防ぐことが出来る。

しかし此文は要する所大出来の文である。前学期の「夏の夜」の描写されたものと共に本学年成績中の双壁たることが出来る。

(ゴチック及びルビは著者による。)

会話とその会話の話されている状況を文章に写し取る学習である。現在から見れば堅いところもあり、評にも書かれているように平板さが目につくが、一方ではまだまだ候文の文章指導が一般的であった時代である。児童側・教師側共に、目指す作品が世の中にあふれている環境ではないことを考えると、純粹に、この指導によってこの作品が生まれていることの価値が明らかになってくる。また、二年時の作品と比べても、学年とともに指導してきたつながりが見える作品となっている。指導者側の評から、さらに、観察によってその場の様子を文章に写し取らせようとする姿勢が伝わってくる。大正初期の先駆的な指導である。

系統表を見てもわかるように、対話の項目は写生的記述の態度の中に組み込まれている。写生的な記述態度を養っていくために、一方で観察力を養う指導をしておいて、もう一方で、対話の記述指導を、二年、三年、四年と時間をかけてじっくり行っている。そこには「対話を主として記述し行く文章を綴らしむることにより、吾々の生活中的の会話、表情等を観察吟味せしむるに資す」という考え方が背後にあったことがこの部分からうかがえる。この対話で培った力はやがて「描写」指導につながっていくのである。

(4) 写生の指導

第五学年の第二学期、第三の項目に「中心思想を定めての人物写生」の指導がある。その目的にいかのよ⁽¹³⁾うな記述がある。

<p>目的</p> <p>人物の容貌身なり行為等の一切により、或一つの中心思想に合する点を選びて、之を描きださんとする能力練習。</p> <p>(中略)</p> <p>注意</p> <p>ハ 写生的なるを以て其指導法は写真的の場合の如く厳密なるを期する能はず。たゞ十分に観察せしめ、表はされたる材料について中心思想に対する価値の多少をよく吟味しやるべし。</p> <p>(中略)</p> <p>ニ 記述前の指導法としては教師作・又は他の書籍の文中より適当なる人物写生の文例を求めて之を読み聞かしめ、其着眼点を明らかにするをよしとす。</p> <p>(中略)</p> <p>ル 優良の成績を集めて回覧をなさしむる等ことによし。</p> <p style="text-align: right;">(中略は渡邊による。)</p>
--

(1) でも触れたように、写真的な記述から写生的な記述に移行するには、簡単なようであるが実際には高い壁がある。それは、「そのまま写せばいい」段階から、「みている対象の何をどのようにとらえて描くか」という段階への壁である。このことを駒村・五味は見逃していない。「中心思想を定めての人物写生」の指導はまさにそのためのことを意識した取り立て指導となっている。その具体的な指導法として、注意にも書いてあるように、写真的な記述の指導の時のように厳密な指導をしていくのではなく、十分に対象を観察させ、書きたい中心の事と周辺のことをよく吟味する指導をしていくことをまずは挙げている。二つ目には、写生的に描いている文章に触れさせ、着眼点に気づかせる指導が必要であることを指摘している。さらに、書き上げた生徒の作品の中からよくできて

いるものを選び再度学ばせるように注意を喚起している。

例示している作品は同じく四点あるがその一つは次のような文章である。⁽¹⁴⁾

<p>一、田舎の少女 (中心思想 = 田舎風)</p> <p>此頃は町々に秋祭りが多いから田舎の人達が大勢入りこんで居る。私の家の前の玩具屋などはこの田舎からの子供などで毎日のやうに賑はつて居る。今日も私が床屋と加川館との間にある幅二間位の小路を歩いて居ると、田舎から来た姉第二人が何か言ひ合つて居るのを見た。</p> <p>木綿の粗末な着物を着た十二三位の女の子の方が姉で、新らしい天ぢくの白い帯が殊に目立って居るのは九つ位の弟の方である。姉は今弟に何かせがまれてそれをはねつけて居る所らしい。</p> <p>あさ黒い色をした顔にひくい鼻があつて大きな口からは黒い歯が見えて居る。赤い髪の毛をグッと上へひつぱりつけて小つばけな蝶々に結つて居る。お祭りに来たためにいくらか飾つたのであろう、少し古びた白地に樺色の縞の入つた、巾のせまいリボンを蝶形に結んでつけて居る。それが蝶々まげの真中にさしてあるからをかしい。黒ずんだぢみな古い筒袖を着て、それに赤い古さうな巾のせまい帯を二まはりばかり巻いて居る。もうへつてへつてひくゝなりきつた下駄をはいて、ずるずるひきずりながら歩いて居る。真赤なほゞづきを口にくはへて、つばを出しながら逃げている弟を追はうとした。弟は何かどつて逃げるのらしい。急にばたばた走つて弟に追ひ付くとぞんざいな言ひぶり</p> <p>で、</p> <p>「ほらー、帽子を取るけんの一。」</p> <p>と言つて、今日買つたらしい新らしい帽子を黒い手でひつたくるやうにとつた。弟の頭には白くもがあつた。そしてほゞづきをならしながら見て居る。</p> <p style="text-align: right;">(ルビは筆者による。)</p>

写真的記述から写的に段階を進めた初めての指導の際、参考にする作品である。写真的な要素を多く使いながら、中心思想に沿って対象の中の価値を取捨選

択して描いていく道筋が見える文章である。たしかに、三重吉が指摘するように、写し取りかたが平面的なところが多い。だが、写真的な作品から写生的な作品へ移行していく、ちょうどその最中の作品をこのように参考例としてあげているところに注目したい。通り抜けなければならない段階として、五年生でこのように取り上げているというところに、子供の発達の段階に合わせた系統指導にしていこうとする粘り強い努力がかいま見えるからである。

最高学年となる六年生では一学期に感想中心の人物写生を取り上げている⁽¹⁵⁾。

第五 感想中心の人物写生（三時間）

目的 愛らしい、やさしい等の感想を中心としての材料選択の練習を行ふ。

感想を加へたる人物の伝記、及性質を中心とした尋五の人物写生と相俟つものなり。

（中略）

注意

イ、尋五第一学期に於て練習したる人物写生の注意参照右は性質を中心としたるも、今回は其人に対するものなるを以て、できるだけ感想の豊富なる材料を選ばしめて、その感じの著しき材料をあげて文とせしむべし。ただ、あまり知的に推究せず、なるべく間接の指導法をとるべし。

（ロ～ハ中略）

ニ、家庭其他に於て「感じ」を持ちたる人物等について十分の観察をなさしめ来り之を教室にて綴らしむるがよし。又最初に文例を読みきかして着想の方向を示すもさまたげず。

（ホ略）

（文中ゴチックは著者、中略は渡邊による。）

観察したことに加え、自分が対象についてどう感じているのか、肉付けを行う指導である。ニの部分に「文例を読みきかして着想の方向を示すもさまたげず」とあるが、生徒に書く前にサンプルを提示することの重要性を本書では最初から非常に大切にしている。

それは、各指導段階において必ず、参考作品が4～5作品載せられていることから明らかである。目指す作品の方向性を子どもに的確に提示できるかどうか、それが、作文指導では有効であることを身を以て感じていたからではないかと考える。

以下に上記の項目についての六年生の作品を載せる。⁽¹⁶⁾

2、感じもろいおてんばの妹（同右）

私の妹は今年で五歳。大変おてんばですが又妙に感じもろい性質で、少し哀れなお話でもすると、ぢきに眼に一ばい涙をためて泣き出します。そのくせお話をしていたゞくのが大層好きですから、私はいつものまれると、いゝかげんに作つて哀れさうなふしをつけて話します。すると、眼を赤くして、涙を溜めて聞いて居ます。もうがまんができなくなると

「お姉ちゃん、可哀さうなお話なさるからいやよ。」と言つて逃げて行つてしまひます。孤児院の子供などが来た時やこつじきの子の来た時は、それについて、

「あのお子さんはね、松代ちゃんよりもつともつと小さいときにお父さんもお母さんもおなくなりになつてね。」とでも言へば、例の通り泣いて逃げて行きます。夜電気に飛んでくる油虫を殺しておいて、松代ちゃんに

「可哀さうね。殺したからこの油虫の父ちゃんや母ちゃんが泣いていらつしやるでせう。」などとお話をすると、すぐに涙を出します。又そのかはり嬉しい事も人一倍うれしく感じます。それですから、初めに悲しいお話をして泣かせておいて、其次に面白いをかしいお話でもすると、泣いたのも忘れた様に笑ひ出します。今年東京に行つた時にも新橋でお母さんにあつた時には大層喜びましたがお別れの時には

「お母ちゃんがいらつしやらない。」と言つて泣き出しました。私も悲しくなりました。

けれど又大層なおてんばさんで家中を走りまはつて居ります。柱につかまつて一二尺のぼつて喜んで居ります。又たんすの上の引だしがあげてあると、其かんを持つてぶら下がります。いつか棚に上つてそこらころげ落ちた事もあるます。けがをしてもなかなか泣きません。そんなにして一日中家を飛びまはつて居ります。

（文中ゴチック、ルビは著者による。）

五年時に比べると、人物のどういったところを詳しく書くのが変化してきていることに気づく。五年生の作品では、観察して外見上わかるところが主であるが、六年生になると、内面的なうごきを伝える部分が増えている。それは、「感想中心」と設定したねらいとも合致している。

観察したまま、外見を文章に写し取って行く作業から、描写表現をするようになるのには超えなければならない段階がある。それを乗り越える一つの手だてとして感想を入れられる対象を選ぶという方法があることをこの事例は教えてくれている。「人物の特徴をつかむ」とあえて構えた課題の提示をしなくても、自分の知っている人を感想を交えて書くときには自然にその人の人柄や人間性が描かれることになる。そういう中から外見だけではない、観察と描き方を学べるようになっていく。導こうとした道筋が見える作品である。

大正前期の大きな転換点となる本著書は、単に文壇の影響で、それなら子供の指導にも取り入れてみようと流行に乗っただけのものではなく、子供の側に立ち、子供の成長に合わせて見る目を育て、その末に写生にたどり着かせようとするたゆまぬ努力に裏打ちされた、系統的な指導細案である。観察力と吟味力を養うこと、そして、その対象のなかの何を書くのか、中心思想に沿って描き出していくこと、子供の認識力を高めるといふ言葉こそはつかっていないものの、それらの力を高めることによって写生的な記述ができることを当然のこととして扱っている。小学校二年生からこれだけたっぷり授業時間をかけて文章表現の指導が行えたら、現在の子どもたちはどれほど認識力を高めることができるだろうか。観察力・吟味力など、基礎がつくられていないまま、さらにいえば、基礎をつくるのが大切であることを見落としたまま、結実ともいえる描写表現という技法だけを取り上げ、描写表現の入った文章を書かせようとしている現在の作文教育のあり方に疑問を感じざるを得ない。

注

- (1) 駒村徳寿・五味義武共著『写生を主としたる綴方新教授細案巻上』大正4年7月、目黒書店18

頁～19頁

- (2) 駒村徳寿・五味義武共著『写生を主としたる綴方新教授細案巻下』大正4年7月、目黒書店11頁～12頁

(3) 同書(2)18頁～19頁

(4) 前掲書(1)56頁～58頁

(5) 前掲書(2)49頁～51頁

(6) 前掲書(1)111頁～113頁

(7) 同書(6)115頁～116頁

(8) 同書(6)130頁～136頁

(9) 同書(6)132頁～134頁

(10) 前掲書(2)273頁～274頁

(11) 同書(10)356頁～358頁

(12) 同書(10)364頁～368頁

(13) 同書(10)138頁～144頁

(14) 同書(10)141頁～144頁

(15) 同書(10)265頁～267頁

(16) 同書(10)271頁～273頁

執筆者一覧 (掲載順)

武田和久	日本学術振興会	特別研究員
真部多真記	常磐大学人間科学部	専任講師
岩田温	常磐大学人間科学部	教授
佐藤環	常磐大学人間科学部	准教授
富田信穂	常磐大学人間科学部	教授
諸澤英道	常磐大学人間科学研究科	教授
西村春夫	常磐大学被害者学研究科	教授
千手正治	常磐大学人間科学部	専任講師
文堂弘之	常磐大学国際学部	准教授
水嶋陽子	常磐大学人間科学部	准教授
篠原清夫	常磐大学人間科学部	非常勤講師
千葉敦	常磐大学国際学部	教授
井上徹	成城大学文芸学部	准教授
渡邊真由美	常磐大学国際学部	准教授
井上麻未	常磐大学人間科学部	准教授
飯村英樹	常磐大学国際学部	専任講師
中垣恒太郎	大東文化大学経済学部	専任講師
園城寺信一	常磐大学コミュニティ振興学部	非常勤講師
渡邊洋子	常磐大学人間科学部	准教授

編集委員

千手 正治	Kieran G. Mundy	岩田 温	江波 諄子
秦 順一	瀬川 薫	真部 多真記	永野 勇二

常磐大学人間科学部紀要 人間科学 第26巻 第2号

2009年3月25日 発行
非売品

編集兼発行人 常磐大学人間科学部 〒310-8585 水戸市見和1丁目430-1
代表者 伊田政司 電話 029-232-2511 (代)

印刷・製本 株式会社 あけぼの印刷社

HUMAN SCIENCE

(Faculty of Human Science, Tokiwa University)

Vol.26, No.2

March 2009

CONTENTS

Articles

- Poverty and the Catholic Church in Latin America (1) : A Historical Study of the Papal Encyclicals (1800-2008)
 K. Takeda 1
- Edgar's Role in *King Lear*
 T. Manabe 15
- Analysis of Deliberation on the Bill of National Flag and Anthem Conducted by the Committee on Cabinet of the House of Representatives (Part 3)
 A. Iwata 31
- ### Research Notes
- Martial Arts Education at the Ômiya Gôkô in the Last Stage of the Tokugawa Shogunate
 T. Sato 47
- Victim Support and Restorative Justice: Victims' Satisfaction with Restorative Justice Practices
 N. Tomita, H. Morosawa, H. Nishimura, M. Senzu 53
- Corporate acquisitions and private placements
 H. Bundo 61
- Adult Daughter - Parent Relationships from the Viewpoint of Science and Technology Studies
 Y. Mizushima 67
- Reasons for Refusals in Interview Surveys
 S. Shinohara 73
- Prospects for English education in elementary schools
 A. Chiba, T. Inoue, M. Watanabe, M. Inoue
 T. Manabe, H. Iimura, K. Nakagaki, S. Onjoji 85
- The view of teaching description of Norihisa Komamura and Yoshitake Gomi in "Shasei wo shutoshitaru tsuzurikata shinkyôju saian"
 Y. Watanabe 95
-

Edited by Editorial Committee

Faculty of Human Science, Tokiwa University

Mito Ibaraki 310-8585 Japan